



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

号外第17号 令和8年3月31日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
30	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課
31	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同
32	機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則	同

【告示】

番号	表題	担当課名
191	機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示	人事課

【訓令】

番号	表題	担当課名
6	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課
7	機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令	同
8	徳島県魅力度向上推進チーム設置規程	同

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三十号）

一 企画総務部

- 1 政策企画課に広域行政室を設置することとした。
- 2 人事課に行政改革室を設置することとした。
- 3 市町村課に地域創生室を設置することとした。

二 観光スポーツ文化部

- 1 にぎわい政策課を改組し、観光スポーツ文化政策課を設置することとした。
- 2 交流拠点戦略課及び同課施設活用推進室を設置することとした。
- 3 観光企画課及び観光誘客課を改組し、観光政策課並びに同課受入環境整備室及びにぎわい創出室を設置することとした。
- 4 スポーツ振興課交流拡大室を改組し、同課スポーツ交流室及びワールドマスターズゲームズ推進室を設置することとした。
- 5 文化振興課に文化資源活用室を設置することとした。

三 生活環境部

- 1 環境指導課を改組し、資源循環課を設置することとした。
- 2 徳島県南部環境保全室及び徳島県西部環境保全室を設置することとした。

四 経済産業部

- 1 経済産業政策課商務流通室を改組し、商務戦略課を設置することとした。
- 2 企業支援課及び同課新産業立地室を改組し、産業成長推進課及び同課産業立地戦略室を設置することとした。
- 3 産業創生・大学連携課を改組し、イノベーション創出課を設置することとした。

五 農林水産部

- 1 みどり戦略推進課を改組し、生産流通課を設置することとした。
- 2 鳥獣対策・里山振興課を改組し、鳥獣対策課を設置することとした。
- 3 林業振興課に木材需要・生産拡大室を設置することとした。
- 4 農山漁村振興課に中山間地域振興室を設置することとした。

六 県土整備部

県土整備政策課に県土強靱化推進室を設置することとした。

七 出納局

徳島県南部出納室及び徳島県西部出納室を設置することとした。

八 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。

九 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第三十一号）

- 一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● 機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第三十二号）

- 一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う所要の整備を行うこととした。
 - 1 土木施設及び工事取締条例施行規則
 - 2 狂犬病予防法施行細則

- 3 森林病虫害等防除法施行細則
- 4 森林病虫害等防除法の施行に伴う損失補償規則
- 5 徳島県営林道事業実施規則
- 6 林業種苗法施行細則
- 7 母体保護法施行細則
- 8 母子保健法施行細則
- 9 栄養士法施行細則
- 10 旅館業法施行細則
- 11 化製場等に関する法律施行細則
- 12 興行場法施行細則
- 13 公衆浴場法施行細則
- 14 墓地、埋葬等に関する法律施行細則
- 15 医療法施行細則
- 16 温泉法施行細則
- 17 健康増進法施行細則
- 18 道路法施行細則
- 19 クリーニング業法施行細則
- 20 加賀須野橋可動橋管理規則
- 21 港湾法施行細則
- 22 徳島県都市公園条例施行規則
- 23 河川法施行細則
- 24 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則
- 25 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則
- 26 徳島県法定外公共用財産管理条例施行規則
- 27 砂防法施行細則
- 28 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則
- 29 理容師法施行細則
- 30 美容師法施行細則
- 31 地すべり等防止法施行細則
- 32 徳島県行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに関する規則
- 33 徳島県会計規則
- 34 徳島県収入証紙条例施行規則
- 35 徳島県公有財産取扱規則
- 36 徳島県契約事務規則
- 37 徳島県予算の編成及び執行に関する規則
- 38 徳島県公舎管理規則
- 39 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則
- 40 徳島県港湾施設管理条例施行規則
- 41 徳島県職員被服等貸与規則
- 42 徳島県物品購入審査委員会規則

- 43 徳島県補償審査委員会設置規則
 - 44 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則
 - 45 徳島県用度・給与集中管理特別会計規則
 - 46 徳島県県有車両管理規則
 - 47 海岸法施行細則
 - 48 児童福祉法施行細則
 - 49 徳島県庁舎等管理規則
 - 50 宮川内ダム操作規則
 - 51 都市計画法施行細則
 - 52 建設業法施行細則
 - 53 建築基準法施行細則
 - 54 食品衛生法施行細則
 - 55 正木ダム操作規則
 - 56 農業協同組合法施行細則
 - 57 毒物及び劇物取締法施行細則
 - 58 土地改良法施行細則
 - 59 徳島県土地改良財産規則
 - 60 生活保護法施行細則
 - 61 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則
 - 62 徳島県屋外広告物条例施行規則
 - 63 福井ダム操作規則
 - 64 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則
 - 65 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則
 - 66 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則
 - 67 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則
 - 68 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則
 - 69 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則
 - 70 職員の給与に関する条例別表第五の備考第四項第二号の機関を定める規則
 - 71 徳島県流域下水道事業財務規則
 - 72 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則
 - 73 個人情報報の保護に関する法律施行細則
 - 74 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則
- 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第三十号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

。 徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 事務部局

第一節 本庁

第一款 内部組織及び分掌事務（第五条―第十三条）

第二款 職及び職務（第十四条―第十七条）

第三款 会計管理者（第十八条・第十九条）

第二節 出先機関

第一款 設置等（第二十条・第二十一条）

第二款 内部組織及び分掌事務（第二十二条―第二十四条）

第三款 職及び職務（第二十五条―第三十一条）

第三節 その他の職及び職務（第三十二条）

第三章 附属機関（第三十三条）

附則

第四条第一号中「部等」を「本庁」に改め、「この条、次章第一節、第二十六条第二項及び別表第二において」を削り、「センター等」を「出先機関」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 出先機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法第一百五十六条第一項の規定に基づき設置された行政機関（病虫害防除所を除く。）。

ロ 法第五十八条第一項の規定に基づき設置する機関であつて、第二十一条第一項に規定するもの

ハ 法第二百四十四条第一項の規定に基づき設置された公の施設であつて、部又は口に掲げる機関を構成する機関

ニ 本庁又はイ若しくはロに掲げる機関に併置される機関（イに掲げるものを除く。）

第四条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

「第一節 部等」を「第一節 本庁」に改める。

第五条第二項の表企画総務部の項中「市町村課 地域連携課」を「市町村課」に改め、同表観光スポーツ文化部の項中「にぎわい政策課 観光企画課 観光誘客課 万博推進課」を「観光スポーツ文化政策課 交流拠点戦略課 観光政策課」に、「文化振興課 文化資源活用課」を「文化振興課」に改め、同表生活環境部の項中「環境指導課」を「資源循

環課」に改め、同表経済産業部の項中「企業支援課 産業創生・大学連携課」を「商務戦略課 産業成長推進課 イノベーション創出課」に改め、同表農林水産部の項中「みどり戦略推進課 鳥獣対策・里山振興課」を「生産流通課 鳥獣対策課」に改め、同条第三項中「文化資源活用課」を「文化振興課」に改める。
 第七条の表を次のように改める。

課	室
防災対策推進課	被災者支援推進室
政策企画課	広域行政室
人事課	行政改革室
市町村課	地域創生室
交流拠点戦略課	施設活用推進室
観光政策課	受入環境整備室
	にぎわい創出室
スポーツ振興課	スポーツ交流室
	ワールドマスターズゲームズ推進室
文化振興課	文化資源活用室
労働雇用政策課	移住交流室
医療政策課	救急・災害医療対策室
健康寿命推進課	国保運営室
産業成長推進課	産業立地戦略室
農林水産政策課	農地政策室
生産流通課	販売・物流支援室

林業振興課	木材需要・生産拡大室
農山漁村振興課	中山間地域振興室
県土整備政策課	県土強靱化推進室
都市計画課	まちづくり室
営繕課	プロジェクト室

第九条及び第十条を削り、第十一条を第九条とし、第十二条を第十条とする。

第十三条中「（企画総務部にあつては、第五号に掲げるものを除く。）」を削り、同条を第十一条とし、第十四条を削る。

第十五条中「第十一条から前条まで」を「前三条」に改め、「、本部内にあつては本部長が」を削り、同条を第十二条とする。

第十六条中「、課等又は本部」を「又は課等」に改め、同条を第十三条とする。

第十七条第一項の表広域行政担当部長の項中「管財課、市町村課、地域連携課」を「政策企画課広域行政室、市町村課」に改め、同項の次に次のように加える。

交流拠点整備担当部長	観光スポーツ文化部又は知事戦略局	上司の命を受け、観光スポーツ文化部（交流拠点戦略課及び観光政策課にぎわい創出室に限る。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
------------	------------------	--

第十七条第一項の表交通・生活安全担当部長の項の次に次のように加える。

医療健康担当部長	保健福祉部	上司の命を受け、保健福祉部（医療政策課、徳島県出羽島診療所、徳島県立総合看護学校、健康寿命推進課、感染症対策課及び徳島県精神保健福祉センターに限る。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
----------	-------	---

第十七条第一項の表商流・交流担当部長の項中「経済産業政策課商務流通室」を「商務戦略課」に改め、同項の次に次のように加える。

次世代農業担当部長	農林水産部	上司の命を受け、農林水産部（農林水産政策課農地政策室、生産流通課、鳥獣対策課、畜産振興課、徳島県家畜保健衛生所及び徳島県立農林水産総合技術支援センターに限る。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
-----------	-------	--

県土強靱化担当 部長	県土整備部	上司の命を受け、県土整備部（用地対策課、道路整備課、住宅課、河川政策課、河川整備課、砂防防災課、水環境整備課及び徳島県県土整備事務所に限る。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
---------------	-------	---

第十七条第一項の表プロジェクト担当部長の項、本部長の項及び副本部長の項を削り、第二章第一節第二款中同条を第十四条とする。

第十八条第一項の表主幹の項の次に次のように加える。

専門幹	課等	上司の命を受け、特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする事務を処理する。
-----	----	---------------------------------------

第十八条第一項の表課長補佐の項中「、課又は本部」を「又は課」に改め、同表主査の項及び係長の項中「、課等又は本部」を「又は課等」に改め、同表主席の項中「又は本部」を削り、同表主任の項中「、課等又は本部」を「又は課等」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

職	組織	職務
医務技監	保健福祉部	上司の命を受け、医療及び健康増進に関する事項を統括整理する。
観光地域づくり統括監	観光スポーツ文化部	上司の命を受け、観光政策及び地域のにぎわい創出に関する事項を統括整理する。
プロジェクト統括監	知事戦略局	上司の命を受け、特命プロジェクトの推進に関する事項を統括整理する。
危機管理監	危機管理部又は知事戦略局	上司の命を受け、防災及び減災に関する事項を総括整理する。
地域保健統括監	保健福祉部	上司の命を受け、地域保健に関する事項を総括整理する。
人権教育啓発推進センター所長	生活環境部	上司の命を受け、徳島県立人権教育啓発推進センターの業務（指定管理者が行うものを除く。）に関する事項を総括整理する。

外事室長	知事戦略局	上司の命を受け、外事施策の推進に関する事務を処理する。
政策推進室長	知事戦略局	上司の命を受け、県の総合計画の推進に関する特命事項を処理する。
調整室長	知事戦略局	上司の命を受け、県の重要施策の推進に向けた調整に関する事務を処理する。
航空消防防災室長	消防保安課	上司の命を受け、航空消防に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
男女共同参画総合支援センター所長	こども未来部	上司の命を受け、徳島県立男女共同参画総合支援センターの業務（指定管理者が行うものを除く。）に関する事項を総括整理する。
航空安全・防災調整幹	消防保安課	上司の命を受け、消防防災ヘリコプターの運航の安全の確保に関する事務を処理する。
行政DX推進担当課長	情報政策課	上司の命を受け、デジタル技術を活用した業務改革に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
みなみ阿波観光振興担当課長	観光政策課	上司の命を受け、南部圏域（阿南市、那賀郡及び海部郡をいう。以下同じ。）の観光振興に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
にし阿波観光振興担当課長	観光政策課	上司の命を受け、西部圏域（美馬市、三好市、美馬郡及び三好郡をいう。以下同じ。）の観光振興に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
担当課長	労働雇用政策課	上司の命を受け、労働政策に関する事務を処理する。
新技術活用担当課長	イノベーション創出課	上司の命を受け、先端的なものづくり技術の振興に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。

家畜防疫対策担当課長	畜産振興課	上司の命を受け、家畜防疫対策に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
水産基盤・国営担当課長	生産基盤課	上司の命を受け、水産基盤の整備及び国営事業に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
強靱化・安全対策担当課長	道路整備課	上司の命を受け、道路施設の強靱化及び安全対策に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
建築指導担当課長	住宅課	上司の命を受け、建築指導に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
港湾経営担当課長	港湾政策課	上司の命を受け、港湾施設の活用に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
公共入札担当課長	公共入札検査課	上司の命を受け、工事の入札の執行に関する事務を処理する。
担当課長	危機管理政策課	上司の命を受け、課長を補佐し、南部圏域の危機管理に関する事務に従事する。
担当課長	危機管理政策課	上司の命を受け、課長を補佐し、西部圏域の危機管理に関する事務に従事する。
担当課長	観光政策課	上司の命を受け、課長を補佐し、観光政策に関する事務に従事する。
広報室長	知事戦略局	上司の命を受け、県政の情報発信に関する事務に従事する。

第十八条を第十五条とする。

第十九条中「、課等又は本部に別表第四」を「又は課等に別表第三」に改め、同条を第十六条とする。

第二十条中「、課長（第十七条第一項）を「及び課長（第十四条第一項」に改め、「及び本部長」を削り、同条を第十七条とし、第二十一条を削り、第二章第一節第三款中第二十二條を第十八條とし、第二十三條を第十九條とする。

第二章第二節を削る。

第二章第三節の節名中「センター等」を「出先機関」に改める。

第三十三条の見出し中「センター等」を「出先機関」に改め、同条第一項の表生活環境部の項の前に次のように加える。

企画総務部				
徳島県税局	徳島市新蔵町一丁目			
徳島県阿南地域連携事務所	阿南市富岡町	阿南市	那賀郡	
徳島県美波地域連携事務所	海部郡美波町	海部郡		
徳島県美馬地域連携事務所	美馬市脇町	美馬市	美馬郡	
徳島県三好地域連携事務所	三好市池田町	三好市	三好郡	

第三十三条第一項の表保健福祉部の項を次のように改める。

保健福祉部				
徳島県立総合看護学校	徳島市鮎喰町二丁目			
徳島県精神保健福祉センター	徳島市新蔵町三丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡		
徳島県徳島保健所	徳島市新蔵町三丁目	徳島市		
徳島県吉野川保健所	吉野川市鴨島町	吉野川市	阿波市	
徳島県阿南保健所	阿南市領家町	阿南市	那賀郡	
徳島県美波保健所	海部郡美波町	海部郡		
徳島県美馬保健所	美馬市穴吹町	美馬市	美馬郡	
徳島県三好保健所	三好市池田町	三好市	三好郡	

徳島県東部福祉事務所	徳島市新蔵町一丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
徳島県南部福祉事務所	海部郡美波町	阿南市 那賀郡 海部郡
徳島県西部福祉事務所	三好市池田町	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡

第三十三条第一項の表農林水産部の項を次のように改める。

農林水産部	徳島県徳島家畜保健衛生所	徳島市南庄町五丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 勝浦郡 名東郡 名西郡 神山町 那賀郡 海部郡 板野郡 松茂町、北島町、藍住町及び板野町
徳島県西部家畜保健衛生所	吉野川市鴨島町	吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 名西郡 石井町 板野郡 上板町 美馬郡 三好郡	
徳島県立農林水産総合技術支援センター	名西郡石井町		
徳島県徳島農林事務所	徳島市新蔵町一丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡	
徳島県吉野川農林事務所	吉野川市川島町	吉野川市 阿波市	
徳島県阿南農林事務所	阿南市富岡町	阿南市 那賀郡	
徳島県美波農林事務所	海部郡美波町	海部郡	
徳島県美馬農林事務所	美馬市脇町	美馬市 美馬郡	

徳島県三好農林事務所	三好市池田町	三好市 三好郡
------------	--------	---------

第三十三条第一項の表に次のように加える。

県土整備部		徳島県徳島県土整備事務所		徳島県吉野川県土整備事務所		徳島県阿南県土整備事務所		徳島県美波県土整備事務所		徳島県美馬県土整備事務所		徳島県三好県土整備事務所	
徳島市南末広町	徳島市 鳴門市 小松島市 勝浦郡 名東郡 名西郡神山町 板野郡松茂町、北島町、藍住町及び板野町	吉野川市川島町	吉野川市 阿波市 名西郡石井町 板野郡上板町	阿南市富岡町	阿南市 那賀郡	海部郡美波町	海部郡	美馬市脇町	美馬市 美馬郡	三好市池田町	三好市 三好郡		

第二章第三節第一款中第三十二条を第二十條とする。
第三十四条第一項の表を次のように改める。

企画総務部	危機管理部	部		機 関	
		名称	設置の目的又は根拠法令		位置
徳島県自治研修センター	徳島県防災人材育成センター	防災意識の啓発及び知識の普及並びに防災人材の育成を図るため	板野郡北島町	徳島市南庄町	

	観光スポーツ文化部	生活環境部	こども未来部	保健福祉部
ンター	徳島県文化の森振興センター	徳島県南部環境保 全室	徳島県西部環境保 全室	徳島県立徳島学院 徳島県障害者相談 支援センター
の職員の研修を行うため	徳島県文化の森総合公園文化施設の運営を総合的に推進するため	南部圏域における環境関連施策の推進及び現地対応を円滑に行うため	西部圏域における環境関連施策の推進及び現地対応を円滑に行うため	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十条及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三十六号
五丁目	徳島市八万町	阿南市領家町	美馬市脇町	鳴門市大麻町 徳島市南矢三町二丁目
	阿南市 那賀郡	阿南市 海部郡	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	

		経済産業部			
	徳島県東京本部		徳島県東京本部	徳島県発達障がい者相談支援センター	
	徳島県東海本部		徳島県東海本部		
	徳島県関西西部		徳島県関西西部		
	物産のあつせん及び紹介宣伝並びに観光の紹介宣伝等を行うため	物産のあつせん及び紹介宣伝並びに観光の紹介宣伝等を行うため	中央官庁その他中央各種団体との連絡折衝並びに物産のあつせん及び紹介宣伝並びに観光の紹介宣伝等を行うため	発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項	障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項
	大阪府大阪市中央区南船場三丁目	愛知県名古屋市中区栄四丁目	東京都千代田区平河町二丁目	小松島市中田町	
富山県 石川県 福井県 長野県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島 県 沖縄県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県			

			県土整備部	
			徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター	
			阿南安芸自動車道及びこれに連結する道路の用地取得に関する事務を処理するため	
			阿南市富岡町	
			阿南市 那賀郡 海部郡	
			徳島県南部出納室	
			南部圏域に置かれた二号 ^{かい} 廨（徳島県会計規則（昭和三十一年徳島県規則第二十三号）第二条第七号）に規定する二号 ^{かい} 廨をいう。以下同じ。）に係る会計事務の指導、確認等及び工事の検査を行うため	
			阿南市富岡町	
			阿南市 那賀郡 海部郡	
			徳島県西部出納室	
			西部圏域に置かれた二号 ^{かい} 廨に係る会計事務の指導、確認等、確認等及び工事の検査を行うため	
			三好市池田町	
			美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	

第三十四条第二項の表を次のように改める。

徳島県文化	機関	
徳島県立図書館（以下「図書館」という。）	名称	法令又は条例の規定により設置された機関
徳島市八万町	位置	

の森振興センター				
徳島県立博物館（以下「博物館」という。）	徳島市八万町			
徳島県立近代美術館（以下「美術館」という。）	徳島市八万町			
徳島県立文書館（以下「文書館」という。）	徳島市八万町			
徳島県立二十一世紀館（以下「二十一世紀館」という。）	徳島市八万町			
徳島県立鳥居龍蔵記念博物館（以下「鳥居記念館」という。）	徳島市八万町			

第三十四条を第二十一条とする。
 第三十五条第四項中「支所を」を「支所又は出張所を」に改め、同項の表を次のように改める。

機関		支所又は出張所		
		名称	位置	分担区域
徳島県税局		徳島県税局徳島支所	徳島市新蔵町一丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
		徳島県税局吉野川支所	吉野川市川島町	吉野川市 阿波市
		徳島県税局阿南支所	阿南市富岡町	阿南市 那賀郡 海部郡
		徳島県税局美波出張所	海部郡美波町	海部郡
		徳島県税局美馬支所	美馬市脇町	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡
		徳島県税局三好出張所	三好市池田町	三好市 三好郡
		徳島県税局自動車税支所	徳島市応神町	

徳島県食肉衛生検査所	徳島県食肉衛生検査所西部支所	美馬市脇町	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡
徳島県徳島家畜保健衛生所	徳島県徳島家畜保健衛生所阿南支所	阿南市日開野町	阿南市 那賀郡 海部郡
徳島県阿南農林事務所	徳島県阿南農林事務所那賀支所	那賀郡那賀町	那賀郡
徳島県徳島県土整備事務所	徳島県徳島県土整備事務所鳴門支所	鳴門市撫養町	鳴門市 板野郡松茂町及び板野町
徳島県阿南県土整備事務所	徳島県阿南県土整備事務所那賀支所	那賀郡那賀町	那賀郡

第二章第三節第二款中第三十五条を第二十二条とする。

第三十六条第一項中「センター等」を「出先機関」に、「別表第六」を「別表第四」に改め、同条第三項中「センター等」を「出先機関」に、「部等」を「本庁」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定にかかわらず、主管部長において必要があると認める事務については、他の出先機関の所管区域において、当該事務を処理する出先機関を指定してこれに処理させることができる。

第三十六条を第二十三条とする。

第三十七条中「センター等」を「出先機関」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十八条第一項中「センター等」を「出先機関」に、「図書館」を「徳島県税局、徳島県地域連携事務所、図書館」に、「徳島県食肉衛生検査所」を「徳島県食肉衛生検査所、徳島県南部環境保全室、徳島県西部環境保全室」に、「及び徳島県家畜保健衛生所」を「徳島県福祉事務所、徳島県東京本部、徳島県東海本部、徳島県関西本部、徳島県家畜保健衛生所、徳島県農林事務所、徳島県県土整備事務所、徳島県南部出納室及び徳島県西部出納室」に改め、第二章第三節第三款中同条を第二十五条とする。

第三十九条第一項の表副所長の項中第六号を第七号とし、第五号を削り、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 徳島県美波保健所

五 徳島県東部福祉事務所

第三十九条第一項の表副所長の項に次の二号を加える。

八 徳島県徳島農林事務所

九 徳島県徳島県土整備事務所

第三十九条第一項の表副所長の項の次に次のように加える。

副局長	一 徳島県税局
-----	---------

第三十九条第一項の表次長の項中第十三号を第十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

十六 徳島県農林事務所

第三十九条第一項の表次長の項中第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

十二 徳島県保健所（徳島県美波保健所を除く。）

十三 徳島県福祉事務所（徳島県東部福祉事務所を除く。）

第三十九条第一項の表次長の項中第十号を削り、第九号を第十一号とし、第二号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 徳島県税局

三 徳島県地域連携事務所

第三十九条第一項の表次長の項に次の一号を加える。

十八 徳島県土整備事務所

第三十九条第一項の表次長の項の次に次のように加える。

副本部長	一 徳島県東京本部 二 徳島県東海本部 三 徳島県関西本部
------	-------------------------------------

第三十九条第二項中「副校長、副館長」を「副局長、副校長、副館長、副本部長」に改め、同条を第二十六条とする。

第四十条の表支所長の項の次に次のように加える。

出張所長	出張所	上司の命を受け、出張所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
次長	必要な支所又は出張所	上司の命を受け、支所長若しくは出張所長を補佐し、又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする事項を総括整理する。

第四十条を第二十七条とする。

第四十一条第一項中「センター等」を「出先機関」に改め、同項の表主幹の項の前に次のように加える。

企画幹	上司の命を受け、特に命ぜられた出先機関の重要施策又は重要事業の推進に関する事務を処理する。
-----	---

第四十一条第一項の表課長補佐の項の次に次のように加える。

室長補佐	上司の命を受け、出先機関の重要施策又は重要事業の推進に関する事務に従事する。
------	--

第四十一条第二項中「センター等」を「出先機関」に改め、同条第三項の表に次のように加える。

副工事検査幹	徳島県南部出納室 徳島県西部出納室	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする工事の検査に関する事務を処理する。
工事検査員	徳島県南部出納室 徳島県西部出納室	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする工事の検査に関する事務を処理する。
副工事検査員	徳島県南部出納室 徳島県西部出納室	上司の命を受け、工事の検査に関する事務を処理する。
工事検査主席	徳島県南部出納室 徳島県西部出納室	上司の命を受け、工事の検査に関する相当の知識又は経験を必要とする事務に従事する。

第四十一条を第二十八条とする。

第四十二条中「第三十八条」を「第二十五条」に、「センター等」を「出先機関」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同条を第二十九条とし、第四十二条を削り、第四十四条を第三十条とする。

第四十五条中「センター等」を「出先機関」に改め、同条を第三十一条とする。
第二章中第三節を第二節とし、第四節を削る。

第五十六条第一項中「第十七条から第十九条まで、第二十八条から第三十条まで、第三十八条から第四十二条まで及び第五十条から第五十三条」を「第十四条から第十六条まで及び第二十五条から第二十九条」に改め、第二章第五節中同条を第三十二条とする。

第二章第五節を同章第三節とする。
第五十七条中「別表第八」を「別表第五」に改め、第三章中同条を第三十三条とする。
別表第一中「(第十一条関係)」を「(第九条関係)」に改める。

別表第二中「(第十二条関係)」を「(第十条関係)」に改め、同表危機管理政策課の項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

五 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十七条第一項の規定による自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。

別表第二防災対策推進課の項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り上げ、第十号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 徳島県命を守るための大規模災害対策基金に関すること。

別表第二防災対策推進課の項中第十一号を第九号とし、同項第十二号中「（総合県民局の分掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第十号とし、同表防災対策推進課の被災者支援推進室の項中第十三号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の施行に関する事。

十三 徳島県災害医療推進基金に関する事。

別表第二防災対策推進課の被災者支援推進室の項第十四号及び第十五号を削り、同表政策企画課の項を次のように改める。

政策企画課	<p>一 県の行政の企画及び調整に関する事。</p> <p>二 行政書士に関する事。</p> <p>三 宗教法人的に関する事。</p> <p>四 県民の褒賞に関する事。</p> <p>五 政策要望に関する事。</p> <p>六 県の総合計画の策定及び推進に関する事。</p> <p>七 公益法人及び移行法人並びに公益信託に関する事務の調整に関する事。</p> <p>八 企画総務部の庶務事務の処理に関する事。</p> <p>九 徳島県総合計画審議会に関する事。</p> <p>十 徳島県公益認定等審議会の総括に関する事。</p> <p>十一 他部（知事直轄組織を含む。）の主管に属しない事務で部内の他課の分掌に属しない事。</p>
広域行 政室	<p>十二 地方分権の推進に関する事。</p> <p>十三 知事会議に関する事。</p> <p>十四 広域連合に係る総合的な連絡調整に関する事。</p> <p>十五 国土形成計画及び連携施策に関する事。</p>

別表第二法制監察課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、同表人事課の項を次のように改める。

人事課	<p>一 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関する事。</p> <p>二 職員の研修に関する事。</p> <p>三 職員の給与及び勤務条件に関する事（総務事務管理課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>四 職員の定数に関する事。</p> <p>五 職員の勤務発明に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>六 職員団体に關する事。</p> <p>七 徳島県特別職報酬等審議会及び徳島県職員委員会に關する事。</p> <p>八 徳島県職員倫理審査会に關する事（職員厚生課の分掌に属する事。）。</p>
-----	--

	<p>ものを除く。）。 九 徳島県自治研修センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。</p>
<p>行政改革室</p>	<p>十 行政改革に関すること。 十一 行政組織に関すること。 十二 権限の配分に関すること。 十三 徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の施行に関すること。</p>

別表第二管財課の項第二号中「万代庁舎」を「本庁舎」に改め、同表市町村課の項を次のように改める。

<p>市町村課</p>	<p>一 市町村等（市町村又は市町村若しくは市町村のみが加入する地方公共団体の組合で組織する地方公共団体の組合をいう。以下この項において同じ。）の行政及び財政に関すること。 二 市町村職員共済組合に関すること。 三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の施行に関すること。 四 市町村の廃置分合及び境界変更に関すること。 五 市町村等の地方公務員に対する当該地方公務員の任命権者の依頼を受けた研修の実施に関すること。 六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。） 七 市町村等の地方債に関すること。 八 市町村の地方交付税及び地方特例交付金の算定及び検査に関すること。 九 地方税法に基づき知事が行う市町村税に関する権限の行使に関すること。 十 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第四百四号）の施行に関すること。 十一 市町村の設立に係る土地開発公社に関すること。 十二 徳島県選挙管理委員会に関すること。 十三 自治紛争処理委員及び徳島県固定資産評価審議会に関すること。</p>
<p>地域創生室</p>	<p>十四 市町村等の振興に関する施策の企画及び調整に関すること。 十五 市町村の自主的合併の支援及び広域行政の推進に関すること。 十六 過疎地域、山村及び離島の振興に関すること。</p>

十七	とくしま集落再生プロジェクトの推進に関する事。
----	-------------------------

別表第二地域連携課の項を削り、同表情報政策課の項を次のように改める。

情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> 一 情報通信技術に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事。 二 情報通信基盤の整備の推進に関する事。 三 電子自治体の推進に関する事。 四 行政情報化に係る施策の企画及び調整に関する事。 五 全庁的な情報システムの開発及び運用等に関する事。 六 行政手続のオンライン化に関する事。 七 革新的な技術を活用した業務改革に関する事。
-------	---

別表第二にぎわい政策課の項から観光誘客課の項までを次のように改める。

観光スポーツ文化政策課	<ul style="list-style-type: none"> 一 観光、スポーツ及び文化の一体的な振興並びににぎわいの創出の総合的な企画及び調整に関する事。 二 徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道に関する事。 三 観光スポーツ文化部の庶務事務の処理に関する事。
交流拠点戦略課	<ul style="list-style-type: none"> 一 新ホールの整備に関する事。 二 アリーナの整備に関する事。 三 スポーツ関連施設に関する事。 四 徳島県立産業観光交流センター、徳島県立美馬野外交流の郷、徳島県立島野鳥公園、徳島県立あすたむらんどその他県の観光交流に係る施設に関する事。
施設活用推進室	

観光政策課	<ul style="list-style-type: none"> 一 観光に関する施策の企画及び調整に関する事。 二 観光資源の創出及び活用に関する事。 三 観光振興基本計画に関する事。 四 観光統計及び観光調査に関する事。 五 観光関連施設等の整備に関する事。 六 観光関係団体の育成指導に関する事。 七 旅行業に関する事。 八 観光誘客の促進に関する事。 九 徳島県観光審議会に関する事。
受入環境整備室	<ul style="list-style-type: none"> 十 観光客の受入環境に関する事。 十一 航空ネットワークの整備に関する事。 十二 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の施行に関する事。

<p>ること（宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の外国語による説明並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るものに限る。）。</p> <p>十三 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。</p> <p>十四 徳島県立航空旅客取扱施設に関すること。</p> <p>十五 観光コンテンツを活用したにぎわいの創出及び交流の促進に関すること。</p>	<p>室 い 創 出</p>

別表第二万博推進課の項を削り、同表スポーツ振興課の項及び文化振興課の項を次のように改める。

<p>スポーツ振興課</p>	<p>スポーツ交流室</p>	<p>一 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興に関すること。</p> <p>二 徳島県スポーツ・文化未来創生基金に関すること。</p> <p>三 徳島県スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>四 その他スポーツに関する事務で他課の分掌に属しないこと。</p> <p>五 スポーツ交流の推進に関すること。</p> <p>六 プロスポーツに係る総合調整に関すること。</p> <p>七 ワールドマスターズゲームズ二千二十七関西の開催に関すること。</p>
<p>文化振興課</p>	<p>一 文化の振興に係る総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>二 文化関係団体に関すること。</p> <p>三 芸術文化活動の振興に関すること。</p> <p>四 文学及び書道に関する資料の収集及び調査研究に関すること。</p> <p>五 世界遺産への登録に向けた活動に関すること（鳴門の渦潮に係るものに限る。）。</p> <p>六 徳島県文化創造審議会に関すること。</p> <p>七 徳島県郷土文化会館、徳島県立文学書道館及び徳島県立阿波十郎兵衛屋敷に関すること。</p>	

文化資 源活用 室	<p>八 文化財の保護及び活用に関すること。</p> <p>九 世界遺産及び日本遺産への登録に向けた活動に関すること（文化振興課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>十 銃砲刀剣類の登録審査等に関すること。</p> <p>十一 徳島県文化財保護審議会及び徳島県銃砲刀剣類登録審査委員に関すること。</p> <p>十二 徳島県立埋蔵文化財総合センターに関すること。</p>
-----------------	---

別表第二文化資源活用課の項を削り、同表安全衛生課の項第三十一号中「観光誘客課」を「観光政策課受入環境整備室」に改め、同表サステナブル社会推進課の項第六号中「環境首都とくしま・未来創造憲章」を「気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の施行」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号中「及び総合県民局県土整備部」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表環境指導課の項の項名を「資源循環課」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 資源の再利用、再生化等に係る施策の企画及び調整に関すること。

別表第二ことも未来政策課の項に次の二号を加える。

八 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第二項の規定による調査に関すること。

九 徳島県いじめ問題調査委員会に関すること。

別表第二ことも家庭支援課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を削り、第十一号を第九号とし、同表経済産業政策課の項を次のように改める。

経済産業政 策課	<p>一 経済産業行政の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>二 産業情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>三 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他商工団体に関すること。</p> <p>四 公益財団法人とくしま産業振興機構に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>五 経済産業部の庶務事務の処理に関すること。</p>
-------------	--

別表第二経済産業政策課の項の次に次のように加える。

商務戦略課	<p>一 貿易の振興その他産業の国際化に関すること。</p> <p>二 物産の振興及び販路拡張に関すること。</p> <p>三 伝統工芸品の販路拡張に関すること。</p> <p>四 県人会等関係団体に関すること。</p> <p>五 徳島県東京本部、徳島県東海本部及び徳島県関西本部の庶務事務</p>
-------	---

に係る連絡及び調整に関すること。

別表第二企業支援課の項の項名を「産業成長推進課」に改め、同項第三号中「下請中小企業」を「受託中小企業」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同表企業支援課の新産業立地室の項の項名を「産業立地戦略室」に改め、同項中第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表産業創生・大学連携課の項の項名を「イノベーション創出課」に改め、同表みどり戦略推進課の項の項名を「生産流通課」に改め、同表鳥獣対策・里山振興課の項の項名を「鳥獣対策課」に改め、同項中第四号から第八号までを削り、第九号を第四号とし、同表畜産振興課の項第十二号中「徳島県家畜防疫衛生センター」を「徳島県家畜保健衛生所」に改め、同表林業振興課の項を次のように改める。

林業振興課	木材需要・生産拡大
<p>一 林業の振興並びに森林及び林業に関する総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>二 森林計画に関すること。</p> <p>三 森林及び林業の統計に関すること。</p> <p>四 林業技術の普及、指導及び研修に関すること。</p> <p>五 特用林産物の生産奨励に関すること。</p> <p>六 林業金融に関すること（農林水産政策課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>七 徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）の施行に関すること。</p> <p>八 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に関すること。</p> <p>九 環境緑化に関すること（都市緑化に係るものを除く。）。</p> <p>十 地球温暖化の防止対策に関すること（森林の保全の推進等に係るものに限る。）。</p> <p>十一 スマート林業の推進に関すること。</p> <p>十二 県営林及び公団造林に関すること。</p> <p>十三 公有林に関すること。</p> <p>十四 入会林野等に関すること。</p> <p>十五 徳島県森林整備担い手対策基金、徳島県森林整備地域活動支援基金及び徳島県公有林化等推進基金に関すること。</p> <p>十六 徳島県森林審議会に関すること。</p> <p>十七 徳島県立神山森林公園及び徳島県立高丸山千年の森に関すること。</p> <p>十八 森林病虫害等の防除に関すること。</p> <p>十九 森林災害予防の啓発に関すること。</p> <p>二十 林業用の種苗及び育種に関すること。</p>	

室	<ul style="list-style-type: none"> 二十一 造林及び保育に関すること。 二十二 素材生産に関すること。 二十三 林業労働者対策に関すること。 二十四 森林組合に関すること（農林水産政策課の分掌に属するものを除く。）。 二十五 木材産業の振興に関すること。 二十六 木材の利用促進に関すること。 二十七 徳島県貯木場及び徳島県立木のおもちゃ美術館に関すること。
---	---

別表第二農山漁村振興課の項を次のように改める。

農山漁村振興課	<ul style="list-style-type: none"> 一 農村の整備に関すること。 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の施行に関すること（農林水産政策課及び生産基盤課の分掌に属するものを除く。）。 三 土地改良財産の管理及び処分に関すること。 四 農林水産部に属する工事の入札の制度に関すること。 五 国土調査に関すること。 六 農山漁村振興課、生産基盤課及び森林土木・保全課の庶務事務の処理に関すること。
中山間地域振興室	<ul style="list-style-type: none"> 七 中山間地域の振興に関すること。 八 農泊の推進に関すること。 九 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）の施行に関すること。 十 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の施行に関すること。 十一 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）の施行に関すること。 十二 棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）の施行に関すること。 十三 多面的機能支払制度に関すること。 十四 中山間地域等直接支払制度に関すること。 十五 徳島県中山間ふるさと・水と土保全基金に関すること。

別表第二県土整備政策課の項を次のように改める。

県土整備政策課	<ul style="list-style-type: none"> 一 県土整備行政の総合的な企画及び調整に関すること。 二 県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金に関すること。
---------	---

<p>県土強 靱化推 進室</p>	
<p>五 県土の強靱化の推進に係る特命事項に関する事 項。</p>	<p>三 県土整備政策課、建設管理課及び用地対策課の庶務事務の処理に 関する事項。 四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に規定するあつせ ん委員及び仲裁委員に関する事 項。</p>

別表第二建設管理課の項第一号中「（総合県民局の県土整備部を含む。以下この項にお
いて同じ。）」を削り、同表住宅課の項第十号中「徳島県東部県土整備局及び総合県民局
」を「徳島県県土整備事務所」に改める。
別表第三を削る。
別表第四中「（第十九条、第三十条、第四十二条、第五十三条関係）」を「（第十六条
、第二十九条関係）」に改め、同表を別表第三とし、別表第五を削る。
別表第六中「センター等」を「出先機関」に、「（第三十六条関係）」を「（第二十三
条関係）」に改め、同表徳島県自治研修センターの項の次に次のように加える。

<p>徳島県地域 連携事務所</p>	<p>徳島県県税 局</p>
<p>一 市町村及び地域団体等と連携して行う地域振興等に関する事 項。 二 県民センターの管理運営に関する事 項。</p>	<p>一 県税（これに伴う徴収金を含む。）の賦課徴収及び過料の徴収に 関すること（徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号） の定めるところにより徳島県県税局長が知事の権限の委任を受け ているものに限る。）。 二 他の都道府県との間の徴収の嘱託及び委託に関する事 項。 三 個人の県民税に係る徴収取扱費の交付に関する事 項。 四 利子割の精算に関する事 項。 五 地方消費税の清算に関する事 項。 六 自動車税証紙の売渡し及び売りさばき手数料の交付に関する事 項。 七 自動車税証紙代金収納計器始動票札及び取扱手数料の交付並びに 収納計器取扱者の誤表示に係る金額の還付に関する事 項。 八 自動車税に係る徳島県証紙収入特別会計に関する事 項。 九 軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の払込みに関する事 項。 十 軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の調定に関する事 項。 十一 徳島県徳島合同庁舎及び徳島県吉野川合同庁舎並びに関係公舎 の管理に関する事 項。 十二 会計に関する事 項。 十三 その他特に命ぜられた事 項。</p>

- 三 広報及び広聴に関すること。
- 四 県民相談に関すること。
- 五 旅券の交付に関すること。
- 六 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等の保安に関すること。
- 七 出先機関の庁舎及び関係公舎の管理に関すること（徳島県地域連携事務所の管理に属するものに限る。）。
- 八 小学校及び中学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する職員（次号において「職員」という。）の旅費に係る予算の執行に関すること。
- 九 職員のうち徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第二条第二項に規定する臨時的任用学校職員（小学校又は中学校の臨時的任用学校職員であつて、電子計算組織による給与計算事務の処理対象となるものを除く。）の給与に係る予算の執行に関すること。
- 十 危機管理政策課、観光政策課、徳島県県税局、徳島県南部環境保全室、徳島県西部環境保全室、徳島県保健所、徳島県福祉事務所、徳島県農林事務所、徳島県県土整備事務所、徳島県南部出納室及び徳島県西部出納室の庶務事務の処理に関すること（本庁及びこれらの出先機関の分掌に属するものを除く。）。
- 十一 その他特に命ぜられたこと。

別表第六徳島県立保健製薬環境センターの項の次に次のように加える。

徳島県南部環境保全室 及び徳島県西部環境保全室	<ol style="list-style-type: none"> 一 食品表示法の施行に関すること（徳島県保健所の分掌に属するものを除く。）。 二 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の施行に関すること。 三 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関すること（食品表示に係るものに限る。）。 四 住宅、水道、下水道その他の環境の衛生に関すること。 五 生活環境の保全及び地域環境対策に関すること。 六 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する監視、測定及び検査に関すること。 七 廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関すること。 八 浄化槽法の施行に関すること（徳島県県土整備事務所の分掌に属するものを除く。）。 九 特定製品に係るフロン類の充填、回収等に関すること。 十 自動車リサイクルに関すること。 十一 建設リサイクルに関すること（建設資材廃棄物の再資源化等に関することに限る。）。 十二 自然保護及び自然公園に関すること。
----------------------------	--

十三 その他特に命ぜられたこと。

別表第六徳島県保健所の項を次のように改める。

徳島県保健

所

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
- 二 各種圏域計画の策定に関すること。
- 三 住宅、水道、下水道その他の環境の衛生に関すること（徳島県徳島保健所及び徳島県吉野川保健所に限る。）。
- 四 徳島県生活環境保全条例の施行に関すること（徳島県徳島保健所及び徳島県吉野川保健所に限る。）。
- 五 大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する監視、測定及び検査に関すること（徳島県徳島保健所及び徳島県吉野川保健所に限る。）。
- 六 廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関すること（徳島県徳島保健所及び徳島県吉野川保健所に限る。）。
- 七 浄化槽法の施行に関すること（徳島県県土整備事務所の分掌に属するものを除く。）（徳島県徳島保健所及び徳島県吉野川保健所に限る。）。
- 八 医療法の施行に関すること。
- 九 医療安全相談に関すること。
- 十 食の安全・安心に関すること。
- 十一 食品表示法の施行に関すること（健康の保護及び増進に係るものに限る。）。
- 十二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- 十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び毒物及び劇物取締法の施行に関すること。
- 十四 献血に関すること。
- 十五 食品衛生に関すること。
- 十六 乳肉衛生に関すること。
- 十七 狂犬病予防法の施行に関すること（徳島県徳島保健所及び徳島県吉野川保健所を除く。）。
- 十八 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること（徳島県徳島保健所及び徳島県吉野川保健所を除く。）。
- 十九 理容師法、美容師法及びクリーニング業法の施行に関すること。
- 二十 保健衛生に係る試験及び検査に関すること。
- 二十一 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- 二十二 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。
- 二十三 療育医療等が必要な児童等に対する医療及び療養の給付に関すること。

	<p>二十四 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。</p> <p>二十五 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関すること。</p> <p>二十六 健康増進法、栄養士法及び調理師法の施行に関すること。</p> <p>二十七 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関すること。</p> <p>二十八 徳島県南部環境保全室の庶務事務の処理に関すること（本庁及び徳島県地域連携事務所の分掌に属するものを除く。）（徳島県阿南保健所に限る。）。</p> <p>二十九 徳島県感染症診査協議会に関すること（徳島県徳島保健所、徳島県阿南保健所及び徳島県三好保健所に限る。）。</p> <p>三十 その他地域住民の健康の保持及び増進に関すること。</p> <p>三十一 その他特に命ぜられたこと。</p>
--	--

別表第六徳島県保健所の項の次に次のように加える。

<p>徳島県福祉事務所</p>	<p>一 高齢者福祉、身体障害者福祉、母子福祉、父子福祉、寡婦福祉、知的障害者福祉及び発達障害者支援に関すること。</p> <p>二 児童の福祉に関する市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに附随する業務に関すること。</p> <p>三 その他児童の福祉に関すること。</p> <p>四 民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>五 災害救助に関すること。</p> <p>六 行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関すること。</p> <p>七 配偶者からの暴力を受けた者等の保護に関すること。</p> <p>八 社会福祉に関する統計及び調査に関すること。</p> <p>九 民間社会福祉事業の育成指導に関すること。</p> <p>十 戦傷病者福祉及び遺族等援護に関すること。</p> <p>十一 青少年対策に関すること。</p> <p>十二 社会福祉施設等の指導監査に関すること。</p> <p>十三 人権問題に関すること。</p> <p>十四 生活保護法の施行に関すること。</p> <p>十五 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。</p> <p>十六 その他地域住民の福祉に関すること。</p> <p>十七 その他特に命ぜられたこと。</p> <p>一 担当区域における県と関係機関との連絡に関すること。</p> <p>二 県と中央諸官庁その他中央各種団体との連絡に関すること（徳島県東京本部に限る。）。</p>
-----------------	---

徳島県東京本部、徳島県東海本部

<p>及び徳島県 関西本部</p>	<p>三 県内各種団体と中央各種団体との必要な連絡に関する事（徳島県東京本部に限る。）。</p> <p>四 県と関西広域連合との連絡に関する事（徳島県関西本部に限る。）。</p> <p>五 物産の販売あつせん、販路の拡張及び紹介宣伝に関する事。</p> <p>六 県外物産の購入あつせん及び紹介に関する事。</p> <p>七 市況調査、企業の動向調査、商事取引の調査その他情報の収集及び連絡に関する事。</p> <p>八 観光の紹介宣伝及びあつせんに関する事。</p> <p>九 企業及び工場の誘致に関する紹介宣伝並びに情報の収集及び連絡に関する事。</p> <p>十 県人会等関係団体に関する事。</p> <p>十一 外部における人材の発掘に関する事。</p> <p>十二 その他特に命ぜられた事。</p>
-----------------------	--

別表第六徳島県家畜防疫衛生センターの項を削り、同表徳島県立農林水産総合技術支援センターの項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十号中「林業」を削り、同項第十一号中「又は林業」を削り、同項第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十八号中「農山漁村未来創造事業」を「農林水産業の設備投資の支援」に改め、同項を同項第十七号とし、同項第十九号を第十八号とし、同項の次に次のように加える。

<p>徳島県農林事務所</p>	<p>一 農地法の施行に関する事（徳島県阿南農林事務所、徳島県美波農林事務所及び徳島県美馬農林事務所に限る。）。</p> <p>二 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事（徳島県阿南農林事務所、徳島県美波農林事務所及び徳島県美馬農林事務所に限る。）。</p> <p>三 市町村農業委員会に関する事。</p> <p>四 担い手への農地集積に関する事。</p> <p>五 農業協同組合及び農事組合法人等に関する事。</p> <p>六 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事。</p> <p>七 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に関する事。</p> <p>八 とくしま農山漁村未来投資事業に関する事（水産関係事業を除く。）。</p> <p>九 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に関する事。</p> <p>十 多面的機能支払制度に関する事。</p> <p>十一 環境保全型農業直接支払制度に関する事。</p> <p>十二 農産物等の安全性の確保及び生産履歴の管理対策に関する事。</p>
-----------------	---

- 十三 種苗法の施行に関する事（指定種苗の生産等に関する基準の遵守状況の確認並びに指定種苗の品質確保のための助言及び指導に係るものに限る。）。
- 十四 主要農作物及び園芸等の振興並びに農林水産物の流通に関する事。
- 十五 地域農業の振興等に係る啓発及び指導に関する事。
- 十六 協同農業普及事業に関する事（教育研修に関する事を除く。）。
- 十七 農業支援センターの運営に関する事。
- 十八 認定農業者等担い手育成対策に関する事。
- 十九 新規就農促進対策に関する事。
- 二十 野生鳥獣による農作物被害の防止に関する事。
- 二十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事（徳島県徳島農林事務所、徳島県阿南農林事務所及び徳島県美馬農林事務所に限る。）。
- 二十二 環境保全型農業の推進に関する事。
- 二十三 畜産業の振興並びに畜産物の加工及び流通に関する事。
- 二十四 草地及び飼料に関する事（飼料の品質改善、検査及び取締りに関する事を除く。）。
- 二十五 漁港及び漁港海岸の管理に関する事（徳島県県土整備事務所の分掌に属するものを除く。）。
- 二十六 土地改良法の施行に関する事。
- 二十七 土地改良財産の管理及び処分に関する事。
- 二十八 ほ場整備に関する事。
- 二十九 かんがい排水事業及び集落排水事業に関する事。
- 三十 農地保全に係る災害復旧事業に関する事。
- 三十一 海岸法の施行に関する事（漁港海岸区域（工事に係るものを除く。以下同じ。）及び農地海岸区域に係るものに限る。）（漁港海岸区域に係るものにあつては徳島県美波農林事務所、農地海岸区域に係るものにあつては徳島県徳島農林事務所、徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所に限る。）。
- 三十二 地すべり等防止法の施行に関する事（耕地及び林野に係るものに限る。）。
- 三十三 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事（耕地及び林野に係るものに限る。）。
- 三十四 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に関する事。
- 三十五 林業及び木材産業の振興に関する事。
- 三十六 森林組合に関する事。

- 三十七 森林整備事業及び治山事業に関すること。
- 三十八 林業に関する技術及び知識の普及に関すること。
- 三十九 林地開発及び保安林に関すること。
- 四十 森林災害予防の啓発に関すること。
- 四十一 その他特に命ぜられたこと。

別表第六徳島県阿南安芸自動車道用地推進センターの項第一号中「一般国道五十五号牟岐バイパス並びに阿南安芸自動車道」を「これ」に改め、「一般国道百九十五号及び」を削り、同表に次のように加える。

徳島県県土整備事務所	
<ul style="list-style-type: none"> 一 建設業法の施行に関すること。 二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること。 三 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に関すること。 四 土地収用に関すること。 五 国土交通省所管に係る国有財産に関すること。 六 公共土木工事に必要な土地等の取得及び使用並びにこれらに伴う損失補償に関すること。 七 砂防に関すること。 八 地すべり等の防止に関すること。 九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること。 十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関すること。 十一 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（耕地及び林野に係るものを除く。）。 十二 道路法の施行に関すること。 十三 その他道路に関すること。 十四 都市計画法の施行に関すること。 十五 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の施行に関すること。 十六 都市公園に関すること。 十七 徳島県屋外広告物条例の施行に関すること。 十八 生活排水対策の企画及び調整に関すること。 十九 下水道事業に関すること。 二十 自然公園に係る土木工事の施行に関すること。 二十一 河川法の施行に関すること。 二十二 ダム及びその附属施設の管理に関すること。 二十三 海岸法の施行に関すること（漁港海岸区域（工事に係るものを除く。）及び農地海岸区域に係るものを除く。）。 二十四 砂利採取法の施行に関すること。 	

<p>徳島県南部 出納室及び 徳島県西部 出納室</p>	
<p>一 二号扉^かに係る現金（現金に代えて納付させる証券を含む。）の出納及び保管、小切手の振出し、現金の記録管理並びに支出負担行為の確認に関する事。 二 二号扉^かにおける会計事務の指導に関する事。</p>	<p>二十五 採石法の施行に関する事。 二十六 その他河川及び海岸に関する事。 二十七 水防法の施行に関する事。 二十八 水防無線通信に関する事。 二十九 港湾法の施行に関する事。 三十 徳島県港湾施設管理条例の施行に関する事。 三十一 港湾工事及び水産基盤整備工事の施行に関する事。 三十二 水産基盤及び漁港海岸に係る施設機能の維持に関する事。 三十三 災害土木事業に関する事。 三十四 国庫補助及び県費補助に係る市町村の行う土木工事に関する事。 三十五 建築基準法の施行に関する事。 三十六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事。 三十七 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行に関する事。 三十八 浄化槽法の施行に関する事（浄化槽工事及び浄化槽工事業並びに特定行政庁の権限に係るものに限る。）。 三十九 建築士法の施行に関する事。 四十 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事（保険締結状況等の届出及び申請等に係るものに限る。）。 四十一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事。 四十二 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の施行に関する事。 四十三 市町村の公営住宅及び改良住宅に関する事。 四十四 徳島県農林事務所（徳島県徳島農林事務所及び徳島県吉野川農林事務所を除く。）に係る工事の入札及び契約に関する事（徳島県徳島県土整備事務所及び徳島県吉野川県土整備事務所を除く。）。 四十五 徳島県阿南農林事務所の庶務事務の処理に関する事（本庁及び徳島県地域連携事務所の分掌に属するものを除く。）（徳島県阿南県土整備事務所に限る。）。 四十六 その他特に命ぜられた事。</p>

- 三 工事の検査に関すること。
- 四 その他特に命ぜられたこと。

別表第六を別表第四とし、別表第七を削る。
 別表第八中「(第五十七条関係)」を「(第三十三条関係)」に改め、同表中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四	徳島県公益認定等審議会	企画総務部政策企画課及び公益法人若しくは移行政法人又は公益信託を所管する課等
---	-------------	--

別表第八第十三号中「観光スポーツ文化部観光企画課」を「観光スポーツ文化部観光政策課」に改め、同表第十六号及び第十七号中「観光スポーツ文化部文化資源活用課」を「観光スポーツ文化部文化振興課文化資源活用室」に改め、同表第二十六号中「生活環境部環境指導課」を「生活環境部資源循環課」に改め、同表中第三十三号を削り、第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二	徳島県いじめ問題調査委員会	こども未来部こども未来政策課
-----	---------------	----------------

別表第八第五十三号中「経済産業部企業支援課」を「経済産業部産業成長推進課」に改め、同表を別表第五とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県規則第三十一号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第九条」に、「第十三条―第十八条の三」を「第十条―第十七条」に、「第十九条・第二十条」を「第十八条・第十九条」に改める。

第二条第一号中「本部」を「出先機関」に、「第九条」を「第四条第二号」に改め、同条中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とする。

第六条の見出しを「（出先機関の長への共通委任）」に改め、同条中「本部」を「出先機関」に改める。

第七条を削る。

第七条の二の見出し中「東部各局」を「出先機関」に改め、同条中「東部各局」を「出先機関」に、「別表第二の二」を「別表第二」に改め、同条を第七条とし、第七条の三から第九条までを削る。

第十条中「別表第五」を「別表第三」に改め、同条を第八条とする。

第十一条中「別表第六」を「別表第四」に改め、同条を第九条とし、第十二条及び第十三条を削る。

第十四条中「別表第九」を「別表第五」に改め、第三章中同条を第十条とする。

第十五条中「別表第十」を「別表第六」に改め、同条を第十一条とする。

第十五条の二中「別表第十の二」を「別表第七」に改め、同条を第十二条とし、第十六条を削る。

第十七条中「別表第十二」を「別表第八」に改め、同条を第十三条とする。

第十七条の二中「別表第十二の二」を「別表第九」に改め、同条を第十四条とする。

第十八条中「別表第十三」を「別表第十」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条の二中「別表第十三の二」を「別表第十一」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条の三中「別表第十三の三」を「別表第十二」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条中「別表第十四」を「別表第十三」に改め、第四章中同条を第十八条とする。

第二十条中「別表第十五」を「別表第十四」に改め、同条を第十九条とする。

別表第一を削る。

別表第二中「東部各局及びセンター等」を「出先機関」に、「（第七条関係）」を「（

この表に掲げる事項は、他の表に規定がない場合に限り適用するものとする。）（第六条関係）」に改め、同表財務関係事項の項第一号中「東部各局の長にあつては徳島県東部県税局長に、センター等の長にあつては」を「徳島県税局長、徳島県地域連携事務所の長、徳島県東京本部長、徳島県東海本部長、徳島県関西本部長、」に、「に限る」を「及び徳島県土整備事務所の長に限る」に改め、同項第二号中「徳島県行政財産使用料条例」を「徳島県行政財産使用料条例（昭和三十九年徳島県条例第十一号）」に改め、同項第三号中「徳島県公有財産取扱規則」を「徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則

第二十五号)」に改め、同表を別表第一とし、別表第二の二を削る。

別表第二の三中「センター等」を「出先機関」に、「(第七条の三関係)」を「(第七条関係)」に改め、同表徳島県防災人材育成センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県税局長

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四十七条第一項の規定による個人の県民税に係る徴収取扱費の交付に関する事務の処理

二 徳島県税条例施行規則(昭和二十五年徳島県規則第七十六号)に関する次のこと。

- 1 第二十三条の十五の規定による売りさばき手数料の交付
- 2 第二十三条の十六の規定による自動車税の証紙の売渡し
- 3 第二十三条の二十の規定による取扱手数料の交付
- 4 第二十三条の二十一の規定による始動票札の交付
- 5 第二十三条の二十三の規定による誤表示金額の還付

三 地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法に関する次のこと。

- 1 附則第二十九条の十二第二項の規定による軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の払込みに関する事務の処理
- 2 附則第二十九条の十六第一項の規定による軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の調定に関する事務の処理
- 4 自動車税に係る徳島県証紙収入特別会計から一般会計への繰出し
- 五 徳島県徳島合同庁舎及び徳島県吉野川合同庁舎の清掃業務及び設備運転管理業務の委託に関する事務の処理
- 六 徳島県徳島合同庁舎及び徳島県吉野川合同庁舎における電気の調達に係る事務の処理(企画総務部長の専決に係るものを除く。)

徳島県地域連携事務所の長

一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)に関する次のこと(徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。)

- 1 第三条の規定による火薬類の製造営業の許可
- 2 第五条の規定による火薬類の販売営業の許可
- 3 第八条の規定による火薬類の製造営業又は販売営業の許可の取消し
- 4 第九条第三項の規定による火薬類の製造施設又は製造方法の改善の措置命令
- 5 第十条第一項の規定による火薬類製造施設等の変更の許可及び同条第二項の規定による火薬類製造施設の軽微な変更の工事の届出の受理

6 第十一条第三項の規定による技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことの命令

7 第十二条第一項の規定による火薬庫の設置、移転又は構造等の変更の許可及び同条第二項の規定による火薬庫の軽微な変更の工事の届出の受理

8 第十二条の二第二項の規定による火薬庫の設置の許可を受けた者の地位の継承の届出の受理

- 9 第十三条ただし書の規定による火薬庫の所有等の例外の許可
- 10 第十四条第二項の規定による火薬庫の施設の改善の措置命令
- 11 第十五条第一項及び第二項の規定による火薬類製造施設又は火薬庫の完成検査
- 12 第十五条第三項の規定による完成検査結果の報告の受理
- 13 第十六条第一項の規定による製造業者又は販売業者の営業の全部又は一部の廃止の届出の受理及び同条第二項の規定による火薬庫の用途の廃止の届出の受理
- 14 第十七条第一項の規定による火薬類の譲渡又は譲受けの許可及び同条第三項の規定による許可の取消し
- 15 第二十四条第一項の規定による火薬類の輸入の許可及び同条第三項の規定による火薬類の輸入の届出の受理
- 16 第二十五条第一項の規定による火薬類の消費の許可及び同条第三項の規定による許可の取消し
- 17 第二十七条第一項の規定による火薬類の廃棄の許可
- 18 第二十八条第一項の規定による危害予防規程の認可、同条第二項の規定による軽微な変更の工事に伴う危害予防規程の変更の届出の受理及び同条第四項の規定による危害予防規程の変更命令
- 19 第二十九条第一項の規定による保安教育計画の認可又はその変更の認可及び同条第四項の規定による保安教育計画を定めるべき者の指定
- 20 第三十条第三項の規定による製造保安責任者等の選任の届出の受理
- 21 第三十一条第五項の規定による保安責任者免状の返納命令
- 22 第三十三条第二項の規定による製造保安責任者等の代理人の選任の届出の受理
- 23 第三十四条の規定による製造保安責任者等の解任命令
- 24 第三十五条第一項の規定による特定施設又は火薬庫の定期保安検査及び同条第三項の規定による保安検査結果の報告の受理
- 25 第三十五条の二第二項の規定による定期自主検査に関する計画の策定等の届出の受理、同条第三項の規定による定期自主検査終了の報告の受理及び同条第四項の規定による定期自主検査への立会い
- 26 第三十六条第一項の規定による火薬類の安定度試験の実施結果の報告の受理及び同条第二項の規定による火薬類の安定度試験の実施命令
- 27 第四十二条の規定による火薬類製造業者等からの報告の徴収
- 28 第四十三条第一項の規定による当該職員による製造所等への立入検査、質問又は火薬類の収去
- 29 第四十四条の規定による製造業者又は販売業者の許可の取消し又は事業の停止命令
- 30 第四十五条の規定による災害の発生防止又は公共の安全の維持のための緊急措置
- 31 第四十五条の二十八の規定による完成検査を行う事業所の変更の届出の受理
- 32 第四十六条第二項の規定による災害の報告の命令
- 33 第四十七条の規定による火薬類による災害発生時の現状変更に関する指示
- 34 第五十二条第一項の規定による公安委員会の意見の聴取、同条第二項の規定に

よる処分又は届出の受理をした旨の通報及び同条第六項の規定による報告

二 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第十五条第一項の規定による火薬庫外貯蔵所の指示（徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。）

三 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に関する次のこと（徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。）。

1 第五条第一項の規定による高压ガス製造の許可及び同条第二項の規定による高压ガス製造の届出の受理

2 第九条の規定による第一種製造業者の許可の取消し

3 第十条第二項の規定による第一種製造者の地位の承継の届出の受理

4 第十条の二第二項の規定による第二種製造者の地位の承継の届出の受理

5 第十一条第三項及び第十二条第三項の規定による製造施設又は製造方法の改善の措置命令

6 第十四条第一項の規定による高压ガス製造施設等の変更の許可、同条第二項の規定による第一種製造施設の軽微な変更の工事の届出の受理及び同条第四項の規定による第二種製造施設等の変更の届出の受理

7 第十五条第二項の規定による高压ガスの貯蔵に関する措置命令

8 第十六条第一項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可

9 第十七条第二項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理

10 第十七条の二第一項の規定による第二種貯蔵所の設置の届出の受理

11 第十八条第三項の規定による第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の改善の措置命令

12 第十九条第一項の規定による第一種貯蔵所の施設の変更の許可、同条第二項の規定による第一種貯蔵所の軽微な変更の工事の届出の受理及び同条第四項の規定による第二種貯蔵所の変更の工事の届出の受理

13 第二十条第一項及び第三項の規定による製造施設又は第一種貯蔵所の完成検査並びに同条第四項の規定による完成検査結果の報告の受理

14 第二十条の四の規定による販売事業の届出の受理

15 第二十条の四の二第二項の規定による販売業者の地位の承継の届出の受理

16 第二十条の五第二項の規定による販売業者等への勧告及び同条第三項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表

17 第二十条の六第二項の規定による販売方法の改善の措置命令

18 第二十条の七の規定による高压ガスの種類の変更の届出の受理

19 第二十一条の規定による高压ガスの製造等の廃止等の届出の受理

20 第二十二条第一項の規定による輸入高压ガス及び容器の検査、同条第二項の規定による輸入検査結果の報告の受理並びに同条第三項の規定による検査不合格の高压ガスに対する措置命令

21 第二十四条の二第一項の規定による特定高压ガスの消費の届出の受理

22 第二十四条の三第三項の規定による特定高压ガスの消費施設又は消費方法の改善の措置命令

- 23 第二十四条の四の規定による特定高圧ガスの消費施設等の変更等の届出の受理
- 24 第二十六条第一項の規定による危害予防規程の届出の受理、同条第二項の規定による危害予防規程の変更命令及び同条第四項の規定による第一種製造者に対する必要な措置命令又は勧告
- 25 第二十七条第二項の規定による保安教育計画の変更命令及び同条第五項の規定による第一種製造者等に対する改善すべき旨の勧告
- 26 第二十七条の二第五項の規定による保安統括者の選任等の届出の受理及び同条第六項の規定による保安技術管理者等の選任等の届出の受理
- 27 第三十条の規定による製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納命令
- 28 第三十四条の規定による保安統括者等の解任命令
- 29 第三十五条第一項の規定による特定施設の保安検査及び同条第三項の規定による保安検査結果の報告の受理
- 30 第三十六条第二項の規定による危険事態発生届出の受理
- 31 第三十八条第一項の規定による高圧ガス製造等の許可の取消し又は製造若しくは貯蔵の停止命令及び同条第二項の規定による高圧ガスの製造、貯蔵、販売又は消費の停止命令
- 32 第三十九条の規定による公共の安全の維持又は災害の発生防止のための緊急措置
- 33 第三十九条の十一の規定による検査の記録の届出の受理
- 34 第四十一条第二項の規定による容器の製造方法の改善の措置命令
- 35 第四十四条第一項の規定による容器検査
- 36 第四十八条第五項の規定による特別充填の許可
- 37 第四十九条第一項の規定による容器検査所の登録
- 38 第四十九条の三十の規定による登録容器等製造業者に対する災害防止命令
- 39 第四十九条の三十五の規定による外国登録容器等製造業者に対する災害防止命令
- 40 第五十条第三項の規定による容器検査所の登録の更新及び同条第四項の規定による再検査できる容器又は附属品の種類制限
- 41 第五十二条第二項の規定による検査主任者の選任等の届出の受理及び同条第四項の規定による検査主任者の解任命令
- 42 第五十三条の規定による容器検査所の登録の取消し又は容器再検査若しくは附属品再検査の停止命令
- 43 第五十四条第二項の規定による容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更
- 44 第五十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による不合格容器等のくず化その他の処分命令及び同条第二項の規定による容器検査が不適合である旨の報告の受理
- 45 第五十六条の二の規定による容器検査所の廃止の届出の受理
- 46 第五十八条の二十二の規定による完成検査を行う事業所の変更の届出の受理
- 47 第五十八条の二十四の規定による完成検査の業務の全部又は一部の休廃止の届出の受理

- 48 第六十一条の規定による製造業者等からの業務に関する報告の徴収
 - 49 第六十二条の規定による当該職員による高圧ガスを製造する者等の事務所等への立入検査、質問又は高圧ガスの収去
 - 50 第六十三条第一項の規定による災害発生届出の受理及び同条第二項の規定による高圧ガスに関する事故の報告命令
 - 51 第六十四条の規定による高圧ガスによる災害発生時の現状変更に関する指示
 - 52 第七十四条第一項の規定による許可又は届出を受理した旨等の通報及び同条第四項の規定による届出又は通報を受けた旨の報告
- 四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に関する次のこと。
- 1 第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請（第四条の二ただし書の規定により重ねて一般旅券の発給を受けようとする者及び第十三条第一項各号のいずれかに該当する者による申請を除く。）の受理
 - 2 第八条第一項（第十条第四項において準用する場合を含む。）及び第八条第三項の規定による一般旅券の交付
 - 3 第十七条第一項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理
 - 4 第十九条第五項の規定による一般旅券の受理並びに同条第六項の規定による一般旅券の消印及び還付
- 五 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）に関する次のこと（徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。）。
- 1 第十七条第一項の規定による猟銃等の製造事業の許可
 - 2 第十八条ただし書の規定による猟銃等の製造の許可
 - 3 第十九条第一項の規定による猟銃等の販売事業の許可
 - 4 第二十条において準用する第六条の規定による猟銃等の製造事業又は販売事業の許可の取消し
 - 5 第二十条において準用する第七条第二項の規定による猟銃等の製造事業者又は販売事業者の地位の継承の届出の受理
 - 6 第二十条において準用する第八条第一項の規定による製造又は販売する猟銃等の種類の変更の許可
 - 7 第二十条において準用する第九条第三項の規定による製造設備又は保管設備の改善の措置命令
 - 8 第二十条において準用する第十二条第一項の規定による工場又は事業場の移転の許可
 - 9 第二十条において準用する第十三条の規定による猟銃等の製造事業又は販売事業の廃止の届出の受理
 - 10 第二十条において準用する第十五条の規定による猟銃等の製造事業又は販売事業の許可の取消し又は事業の停止命令
 - 11 第二十四条の規定による猟銃等製造事業者等からの報告の徴収
 - 12 第二十五条第一項の規定による当該職員による製造工場等への立入検査又は質問
 - 13 第二十八条第一項の規定による許可をした旨等の通報

- 六 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）に関する次のこと（徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。）。
 - 1 第六十九条第二項の規定による土地の立入り等に係る損失補償の裁定
 - 2 第七十一条第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者からの報告の徴収
 - 3 第七十二条第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者の営業所等への立入検査
 - 4 第七十三条第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者に対するガス用品の提出命令
 - 七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）に関する次のこと（徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。）。
 - 1 第三条第一項の規定による液化石油ガス販売事業の登録
 - 2 第八条（第三十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による販売所等の変更の届出の受理
 - 3 第十条第三項の規定による液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出の受理
 - 4 第十三条第二項の規定による液化石油ガス販売事業者に対する災害の発生防止に関する必要な措置命令
 - 5 第十四条第二項の規定による液化石油ガス販売事業者に対する書面の交付等の命令
 - 6 第十六条第三項の規定による貯蔵施設等の基準適合命令
 - 7 第十六条の二第二項の規定による供給設備の基準適合命令
 - 8 第十九条第二項の規定による業務主任者の選任等の届出の受理
 - 9 第二十一条第二項の規定による業務主任者の代理者の選任等の届出の受理
 - 10 第二十二条の規定による業務主任者等の解任命令
 - 11 第二十三条の規定による液化石油ガス販売事業の廃止の届出の受理
 - 12 第二十五条の規定による液化石油ガス販売事業の登録の取消し
 - 13 第二十六条の規定による液化石油ガス販売事業の登録の取消し又は当該事業の全部若しくは一部の停止命令
 - 14 第二十九条第一項の規定による保安機関の認定
 - 15 第三十二条第一項の規定による保安機関の認定の更新
 - 16 第三十三条第一項の規定による一般消費者等の数の増加の認可及び同条第二項の規定による一般消費者等の数の減少の届出の受理
 - 17 第三十四条第三項の規定による保安業務の実施命令等
 - 18 第三十五条第一項の規定による保安業務規程の認可及び同条第三項の規定による保安業務規程の変更命令
 - 19 第三十五条の二の規定による保安機関の基準適合命令
 - 20 第三十五条の三の規定による保安機関の認定の取消し
 - 21 第三十五条の五の規定による消費設備の基準適合命令
 - 22 第三十五条の六第一項の規定による液化石油ガス販売事業者の認定

- 23 第三十五条の七の規定による一般消費者等の数の報告の受理
- 24 第三十五条の十の規定による液化石油ガス販売事業者の認定の取消し
- 25 第三十六条第一項の規定による貯蔵施設等の設置の許可
- 26 第三十七条の二第一項（第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による貯蔵施設等の変更の許可及び第三十七条の二第二項（第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による貯蔵施設の撤去等の届出の受理
- 27 第三十七条の三第一項（第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による貯蔵施設等の完成検査及び第三十七条の三第二項（第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による完成検査結果の報告の受理
- 28 第三十七条の四第一項の規定による充填設備の許可
- 29 第三十七条の五第三項の規定による充填設備の基準適合命令
- 30 第三十七条の六第一項の規定による充填設備の保安検査及び同条第三項の規定による保安検査結果の報告の受理
- 31 第三十七条の七第一項の規定による貯蔵施設等の許可の取消し又は使用停止命令
- 32 第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理
- 33 第三十八条の四第四項の規定による命令の違反者に対する液化石油ガス設備士免状の返納命令
- 34 第三十八条の十の規定による特定液化石油ガス設備工事事業の届出の受理
- 35 第八十二条の規定による液化石油ガス販売事業者等からの報告の徴収
- 36 第八十三条の規定による当該職員による立入検査、質問又は収去
- 37 第八十三条の二第一項の規定による液化石油ガス器具等の販売事業者に対する液化石油ガス器具等の提出命令
- 38 第八十七条第一項の規定による関係行政機関への通報及び同条第二項の規定による必要な措置の実施
- 八 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第七條の規定による特定工事業業者からの報告の徴収（徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。）
- 九 徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）に関する次のこと（委任事務に係るものに限る。）（徳島県阿南地域連携事務所長及び徳島県美馬地域連携事務所長に限る。）。
 - 1 第二条の規定による手数料の徴収
 - 2 第五条の規定による手数料の減免
- 十 徳島県公舎管理規則第十二条第四項の規定による原状回復又は費用弁償の請求及び減免の決定（徳島県地域連携事務所の管理に属するものに限る。）
- 十一 徳島県行政財産使用料条例第四条ただし書の規定による使用料の納付の時期及び方法についての特例措置の決定
- 十二 徳島県公有財産取扱規則に関する次のこと。

1 第三十三条第一項ただし書の規定による使用期間の決定

2 第三十四条各号列記以外の部分のただし書の規定による許可条件の一部の省略の決定

3 第三十五条第一項の規定による行政財産の使用の許可

4 第三十六条において準用する第四十四条の規定による使用許可の取消し

十三 徳島県税局、徳島県地域連携事務所、徳島県南部環境保全面、徳島県西部環境保全面、徳島県保健所、徳島県福祉事務所、徳島県農林事務所及び徳島県土整備事務所（以下この項において「関係出先機関」という。）の施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理（徳島県地域連携事務所の管理に属するものに限る。）

十四 関係出先機関の庁舎における電気の調達に係る事務の処理（徳島県地域連携事務所の管理に属するもの限り、企画総務部長の専決に係るものを除く。）

別表第二の三徳島県立二十一世紀館長の項第三号中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改め、同表徳島県食肉衛生検査所長の項第一号中「徳島県生活環境関係手数料条例」を「徳島県生活環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）」に改め、同項第五号中「食品衛生法」を「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）」に改め、同項第七号中「旅館業法等改正法」を「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号。以下「旅館業法等改正法」という。）」に改め、同項第八号中「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」を「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）」に、「残部」を「一部」に改め、同項第九号中「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則」を「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則」を「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第一号）」に、「残部」を「一部」に改め、同

財務省

する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第一号）に、「残部」を「一部」に改め、同農林水産省

表徳島県立保健製薬環境センター所長の項第二号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」に改め、同項の次に次のように加える。

徳島県南部環境保全面長及び徳島県西部環境保全面長

一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に関する次のこと。

1 第十五条第一項の規定による燃料使用基準に従うべきことの勧告及び同条第二項の規定による燃料使用基準に従うべきことの命令

2 第十五条の二第一項の規定による燃料使用基準に従うべきことの勧告及び同条第二項の規定による燃料使用基準に従うべきことの命令

3 第十七条の五第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理

4 第十七条の六第一項の規定による経過措置に伴う届出の受理

5 第十七条の七第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理

6 第十七条の八の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等に関する計画の

- 変更命令及び揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止命令
- 7 第十七条の十一の規定による揮発性有機化合物排出者に対する改善等の命令
- 8 第十八条第一項の規定による一般粉じん発生施設の設置等の届出の受理及び同条第三項の規定による一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理
- 9 第十八条の二第一項の規定による経過措置に伴う届出の受理
- 10 第十八条の四の規定による基準に従うべきことの命令及び一般粉じん発生施設の使用の一時停止の命令
- 11 第十八条の六第一項の規定による特定粉じん発生施設の設置等の届出の受理及び同条第三項の規定による特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理
- 12 第十八条の七第一項の規定による経過措置に伴う届出の受理
- 13 第十八条の八の規定による特定粉じん発生施設の構造等に関する計画の変更命令及び特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止命令
- 14 第十八条の十一の規定による特定粉じん排出者に対する改善等の命令
- 15 第十八条の十五第六項の規定による解体等工事の調査結果の報告の受理
- 16 第十八条の十七第一項及び第二項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理
- 17 第十八条の十八第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令
- 18 第十八条の二十一の規定による特定粉じん排出等作業の作業基準に従うべきことの命令及び特定粉じん排出等作業の一時停止の命令
- 19 附則第十項の規定による勧告
- 20 附則第十一項の規定による報告の徴収
- 二 大気汚染防止法に関する次のこと（廃棄物焼却炉に係るものを除く。）。
 - 1 第六条第一項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理
 - 2 第七条第一項の規定による経過措置に伴う届出の受理
 - 3 第八条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理
 - 4 第九条の規定によるばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更命令及びばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止命令
 - 5 第九条の二の規定による指定ばい煙の処理の方法の改善等の命令
 - 6 第十条第二項（第十七条の十三第一項、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮
 - 7 第十一条（第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
 - 8 第十二条第三項（第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
 - 9 第十四条第一項の規定によるばい煙排出者に対する改善命令等及び同条第三項の規定による指定ばい煙の処理の方法の改善等の命令
 - 10 第十七条第二項の規定による事故時の措置及び同条第三項の規定によるばい煙発生施設又は特定施設の設置者に対する措置命令
 - 11 第十八条の二十八第一項の規定による届出の受理

- 12 第十八条の二十九第一項の規定による届出の受理
- 13 第十八条の三十第一項の規定による届出の受理
- 14 第十八条の三十一の規定による計画の変更又は廃止の命令
- 15 第十八条の三十四第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による措置命令
- 三 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年^{厚生省}通商産業省令第一号）第十条の五第三項の規定による届出年月日の申告の要求
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十二条の三第七項の規定による管理票交付者からの報告の受理
- 五 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）に関する次のこと。
 - 1 第五条の規定による特定施設等の設置の届出の受理
 - 2 第六条の規定による経過措置に伴う届出の受理
 - 3 第七条の規定による特定施設等の構造等の変更の届出の受理
 - 4 第八条の規定による特定施設等の構造等に関する計画の変更命令及び特定施設等の設置に関する計画の廃止命令
 - 5 第八条の二の規定による汚水又は廃液の処理の方法の改善等の命令
 - 6 第九条第二項の規定による制限期間の短縮
 - 7 第十条の規定による氏名の変更等の届出の受理
 - 8 第十一条第三項の規定による承継の届出の受理
 - 9 第十三条第一項の規定による排出水を排出する者に対する改善命令等及び同条第三項の規定による汚水又は廃液の処理の方法の改善等の命令
 - 10 第十三条の二第一項の規定による改善命令等
 - 11 第十三条の三第一項の規定による改善命令等
 - 12 第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告
 - 13 第十四条第三項の規定による汚濁負荷量の測定手法の届出の受理
 - 14 第十四条の二第一項から第三項までの規定による事故の届出の受理及び同条第四項の規定による応急措置を講ずべきことの命令
 - 15 第十四条の三第一項及び第二項の規定による地下水の水質の浄化のための措置をとることの命令
 - 16 第十四条の九第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による生活排水対策推進市町村に対する助言及び勧告
 - 17 第十六条の二の規定による地下水の水質の測定の協力の要求
- 六 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第一百七号）に関する次のこと。
 - 1 第三条第三項（第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公害防止統括者の届出の受理
 - 2 第六条の二第二項の規定による継承の届出の受理
 - 3 第十条の規定による公害防止統括者等の解任命令
- 七 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に関する次のこと。

- 1 第五条第一項本文の規定による浄化槽の設置等の届出の受理
- 2 第十条の二の規定による浄化槽の使用の開始等の報告の受理
- 3 第十一条の二第一項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理及び同条第二項の規定による浄化槽の使用の再開の届出の受理
- 4 第十一条の三の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理
- 八 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十条第二項の規定による発注者からの申告の受理
- 九 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に関する次のこと（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第七条第一項の規定により知事が行うこととされる事務に係るものに限る。）。
 - 1 第八条第一項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入検査、質問若しくは収去及び同条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入検査若しくは質問
 - 2 第十条の二第一項の規定による食品の自主回収に係る届出の受理
- 十 徳島県立自然公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十一号）に関する次のこと。
 - 1 第十条第四項の規定による申請の受理、同条第七項の規定による変更の申請の受理及び同条第九項の規定による軽微な変更の届出の受理
 - 2 第十三条の規定による公園事業の休廃止の届出の受理
 - 3 第十四条第二項の規定による同意又は認可が失効した旨の届出の受理
 - 4 第十六条第一項の規定による公園事業に関する報告の徴収又は立入検査若しくは質問
 - 5 第二十一条第五項の規定による既着手の場合の届出の受理、同条第六項の規定による応急措置を講じた旨の届出の受理及び同条第七項の規定による木竹の植栽等の届出の受理
 - 6 第二十三条第一項の規定による利用調整地区の区域内への立入りの認定、同条第二項の規定による申請の受理、同条第四項の規定による立入認定証の交付及び同条第五項の規定による立入認定証の再交付
 - 7 第三十一条第一項の規定による普通地域内における行為の届出の受理、同条第四項前段の規定による期間の延長並びに同項後段の規定による期間を延長する旨及びその理由の通知並びに同条第六項の規定による期間の短縮
 - 8 第三十三条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による当該職員による立入検査又は調査（普通地域内に係るものに限る。）
 - 十一 徳島県生活環境関係手数料条例に関する次のこと（委任事務に係るものに限る。）。
 - 1 第二条の規定による手数料の徴収
 - 2 第五条の規定による手数料の減免
 - 十二 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）に関する次のこと。
 - 1 第七条（第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む

- 。) の規定による新設等の協議及び当該協議があつた場合の措置の指示
- 2 第八条第一項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理
- 3 第九条第一項の規定による経過措置に伴う届出の受理
- 4 第十条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理
- 5 第十一条の規定によるばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更命令及びばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止命令
- 6 第十二条第二項の規定による制限期間の短縮
- 7 第十三条(第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による氏名の変更等の届出の受理
- 8 第十四条第三項(第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による承継の届出の受理
- 9 第十六条第一項の規定によるばい煙排出者に対する改善命令等
- 10 第十八条第三項の規定による事故時の必要な措置をとるべきことの命令
- 11 第十九条第一項の規定による粉じん発生施設の設置等の届出の受理及び同条第三項の規定による粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理
- 12 第二十条第一項の規定による経過措置に伴う届出の受理
- 13 第二十二条の規定による粉じん発生施設を設置している者に対する基準適合命令等
- 14 第三十九条の規定による汚水等排出施設の設置の届出の受理
- 15 第四十条の規定による経過措置に伴う届出の受理
- 16 第四十一条の規定による汚水等排出施設の構造等の変更の届出の受理
- 17 第四十二条の規定による汚水等排出施設の構造等に関する計画の変更命令及び汚水等排出施設の設置に関する計画の廃止命令
- 18 第四十三条第二項の規定による制限期間の短縮
- 19 第四十五条第一項の規定による排出水を排出する者に対する改善命令等
- 20 第四十七条第一項の規定による事故時の措置の概要の届出の受理及び同条第二項の規定による応急措置を講ずべきことの命令
- 21 第四十八条第二項において準用する第十三条の規定による氏名の変更等の届出の受理
- 22 第四十八条第二項において準用する第十四条第三項の規定による承継の届出の受理
- 23 第六十八条の規定による特定事業に係る軽微な変更の届出の受理
- 24 第六十九条の規定による土砂等の搬入の届出の受理
- 25 第七十条の規定による着手報告の受理
- 26 第七十一条の規定による土砂等の量の報告の受理
- 27 第七十二条第一項の規定による水質検査を行うことができないことの認定、同条第二項の規定による水質検査を行うことができないこと又は土壌検査を行う必要がないことの認定及び同条第三項の規定による水質検査又は土壌検査の結果の報告の受理
- 28 第七十九条第一項の規定による報告又は資料の徴収

29 第百十九条第五号の規定による夜間における拡声器の使用の認定

十三 徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四号）第二十一条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査及び同条第二項の規定による職員による食品の提出の要求

別表第二の三徳島県こども女性相談センターの長の項第一号中「児童福祉法」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」に改め、同項第三号中「児童福祉法施行規則」を「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）」に改め、同表徳島県精神保健福祉センター所長の項第一号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）」に改め、同表徳島県障がい者相談支援センター所長の項第二号中「身体障害者福祉法施行令」を「身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）」に改め、同表徳島県発達障がい者総合支援センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県保健所の長

一 児童福祉法に関する次のこと。

1 第十九条の三第七項の規定による医療受給者証の交付
2 第十九条の五第二項の規定による医療費支給認定の変更の認定（保健福祉部健康寿命推進課長の専決に係るものを除く。）及び同条第三項の規定による医療受給者証の返還

3 第十九条の十四の規定による医療機関の名称等の変更の届出の受理

4 第十九条の十六第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示の命令、指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは検査

二 児童福祉法施行規則に関する次のこと。

1 第七条の九第三項の規定による届出書の受理

2 第七条の十四の規定による指定医の氏名等の変更の届出の受理

3 第七条の二十三第一項の規定による医療受給者証の再交付

4 第七条の三十六の規定による業務の休止等の届出の受理

5 第七条の三十七の規定による指定の辞退の申出の受理

三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に関する次のこと。

1 第八条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による施術者等に対する指示

2 第九条の二第一項の規定による施術所の開設の届出又はその届出事項の変更の届出の受理及び同条第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の休止、廃止又は再開の届出の受理

3 第九条の三（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の開始、休止、廃止又は再開の届出の受理

4 第九条の四（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による滞在による業務の届出の受理

5 第十条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に

よる報告の要求又は臨検検査

6 第十一条第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の使用制限等の命令

7 第十二条の三第一項の規定による業務の停止又は禁止の命令

四 食品衛生法に関する次のこと。

1 第八条第一項の規定による指定成分等含有食品に関する健康被害に係る届出の受理

2 第二十五条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による食品等の検査

3 第二十六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による食品等の検査を受けるべきことの命令

4 第二十八条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による営業者その他の関係者からの必要な報告の徴収並びに当該職員による臨検検査及び関係物件の収去

5 第三十条第二項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による食品衛生監視員による監視指導

6 第四十八条第八項の規定による食品衛生管理者の設置又は変更の届出の受理

7 第五十五条第一項の規定による食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条各号に掲げる営業の許可

8 第五十六条第二項（第五十七条第二項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理

9 第五十七条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による営業の届出の受理

10 第五十八条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による食品等の自主回収に係る届出の受理

11 第五十九条（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による食品等の廃棄その他食品衛生上の危害除去のための必要な措置命令

12 第六十一条（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による施設の整備の改善命令

五 旅館業法等改正法附則第四条第二項の規定による営業の譲渡により許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

六 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）に関する次のこと。

1 第七十一条の規定による許可営業者又は届出営業者の氏名等の変更の届出の受理

2 第七十一条の二の規定による許可営業者又は届出営業者の廃業の届出の受理

3 別表第十七の一のロの(3)の規定による食品衛生責任者のための講習会の実施又は認定

七 食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）第五条の規定による営業の休止等の届出の受理

八 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）に関する次のこと。

- 1 第十条第二項の規定による業務の停止
- 2 第十一条の規定による理容所の開設等の届出の受理
- 3 第十一条の二の規定による理容所の構造設備の検査
- 4 第十一条の三第二項の規定による開設者の地位の承継の届出の受理
- 5 第十三条第一項の規定による当該職員による立入検査
- 6 第十四条の規定による理容所の閉鎖命令
- 9 旅館業法等改正法附則第五条第二項の規定による営業の譲渡により理容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況の調査
- 十 理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第五条の規定による業務停止に関する通知
- 十一 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第七条第三項の規定による免許証又は免許証明書の受理
- 十二 理容師法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十八号）に関する次のこと。
 - 1 第五条第一項及び第二項の規定による届出の受理
 - 2 第七条第一項の規定による当該職員による立入検査
- 十三 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）に関する次のこと。
 - 1 第十条第一項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可及び同条第二項の規定による墓地の区域等の変更又は廃止の許可
 - 2 第十八条第一項の規定による当該職員による立入検査及び墓地、納骨堂又は火葬場の管理者からの必要な報告の徴収
 - 3 第十九条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善並びに使用の制限及び禁止の命令並びに経営の許可の取消し
 - 十四 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第一項の規定による臨時の予防接種の実施（結核の予防接種に限る。）
 - 十五 興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）に関する次のこと。
 - 1 第二条第一項の規定による興行場の営業の許可
 - 2 第五条第一項の規定による営業者その他の関係者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査
 - 3 第六条の規定による興行場の営業の許可の取消し又は営業の停止命令
 - 十六 旅館業法等改正法附則第六条第二項の規定による興行場営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査
 - 十七 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）に関する次のこと。
 - 1 第三条第一項の規定による旅館業の許可及び同条第四項の規定による施設の長の意見聴取
 - 2 第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項の規定による営業者の地位の承継の承認
 - 3 第七条第一項の規定による営業者その他の関係者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問及び同条第二項の規定による旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者からの必要な報告の徴収又

は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問

4 第七条の二第一項の規定による旅館業の施設の構造設備を基準に適合させるための必要な措置命令、同条第二項の規定による公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置命令及び同条第三項の規定による旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置命令

十八 旅館業法等改正法附則第三条第一項の規定による旅館業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

十九 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第四条の規定による変更等の届出の受理

二十 旅館業法施行条例（昭和五十七年徳島県条例第十二号）に関する次のこと。

1 第十三条の規定による旅館業の再開の届出の受理

2 第十四条の規定による承継者がいない場合の届出の受理

二十一 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百二十九号）に関する次のこと。

1 第二条第一項の規定による公衆浴場の営業の許可

2 第四条ただし書の規定による療養のための使用の許可

3 第六条第一項の規定による営業者その他の関係者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査

4 第七条第一項の規定による公衆浴場の営業の許可の取消し又は営業の停止命令
二十二 旅館業法等改正法附則第七条第二項の規定による浴場業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

二十三 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）に関する次のこと。

1 第二条第二項ただし書の規定による死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行う死亡獣畜の解体、埋却及び焼却の許可

2 第三条第二項（第八条において準用する場合を含む。）の規定による構造設備等の変更の届出の受理

3 第六条第一項（第八条及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による化製場等の設置者又は管理者からの報告の徴収及び当該職員による立入検査

4 第六条の二（第八条及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備等に係る措置命令

5 第九条第一項の規定による区域の指定及び動物の飼養又は収容の許可並びに同条第四項の規定による動物の飼養又は収容の届出の受理

二十四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に関する次のこと。

1 第五条第二項の規定による必要な報告の徴収又は帳簿書類の提出命令

2 第七条第一項の規定による病院等の開設の許可、同条第二項の規定による病院等の病床数等の変更の許可及び同条第三項の規定による診療所の病床の設置又は病床数等の変更の許可

3 第八条第一項の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理及び同条第二項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出の受理

4 第八条の二第二項の規定による病院等の休止又は再開の届出の受理

- 5 第九条第一項の規定による病院等の廃止の届出の受理及び同条第二項の規定による病院等の開設者又は設置者の死亡又は失踪の届出の受理
- 6 第十二条第一項ただし書の規定による病院等の管理者の選任の許可及び同条第二項の規定による病院等の管理の兼任の許可
- 7 第十五条第三項の規定による診療の用に供するエックス線装置の届出の受理
- 8 第十六条ただし書の規定による医師の宿直の免除の許可
- 9 第十八条ただし書の規定による専属薬剤師の設置免除の許可
- 10 第二十三条の二の規定による人員の増員又は業務停止の命令
- 11 第二十四条第一項の規定による病院等の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令
- 12 第二十五条第一項の規定による病院等の開設者若しくは管理者若しくは設置者からの報告の徴収又は当該職員による立入検査及び同条第二項の規定による物件の提出命令又は当該職員による立入検査
- 13 第二十七条の規定による病院等の構造設備の検査及び使用の許可
- 14 第二十八条の規定による診療所又は助産所の管理者の変更命令
- 15 第二十九条第一項の規定による診療所若しくは助産所の開設許可の取消し又は診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設の閉鎖命令及び同条第二項の規定による診療所又は助産所の開設許可の取消し
- 二十五 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）に関する次のこと。
 - 1 第二条第一項の規定による当該職員による立入検査の立会人の指定申請
 - 2 第四条第一項の規定による病院等の開設者の住所等の変更の届出の受理、同条第二項の規定による診療所の病床数等の変更の届出の受理、同条第三項の規定による診療所又は助産所の開設の届出事項の変更の届出の受理及び同条第四項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出事項の変更の届出の受理
 - 3 第四条の二第一項の規定による病院等の開設の届出の受理及び同条第二項の規定による病院等の開設の届出事項の変更の届出の受理
 - 二十六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する次のこと。
 - 1 第二十七条第一項及び第二項の規定による精神保健指定医の診察の決定並びに同条第三項の規定による診察に立ち合わせる職員の指定
 - 2 第二十八条第一項の規定による診察の通知
 - 3 第二十九条第一項の規定による入院措置の決定
 - 4 第二十九条の二第一項の規定による緊急入院措置の決定及び同条第二項の規定による入院措置の決定
 - 5 第二十九条の二の二の規定による入院措置に係る病院への移送
 - 6 第二十九条の四の規定による入院措置の解除の決定
 - 7 第三十一条第一項の規定による精神障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収の決定及び同条第二項の規定による報告の徴収又は書類の閲覧若しくは資料の提供の要求
 - 8 第三十四条第一項から第三項までの規定による精神保健指定医の診察の決定及び移送の決定

9 第四十条の規定による仮退院の許可

二十七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成十二年徳島県条例第十五号）第三条第二項の規定による入院費用の減免の決定

二十八 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）に関する次のこと。

- 1 第五条の規定によるクリーニング所の開設等の届出の受理
- 2 第五条の二の規定によるクリーニング所の構造設備の検査
- 3 第五条の三第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受理
- 4 第九条の規定による業務の停止
- 5 第十条第一項の規定による当該職員による立入検査
- 6 第十条の二の規定による第三条、第三条の二第二項又は第四条の規定を守らせるための必要な措置命令
- 7 第十一条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖等の命令

二十九 旅館業法等改正法附則第八条第二項の規定による営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

三十 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に関する次のこと。

- 1 第四条第一項の規定による販売業の登録及び同条第三項の規定による販売業の登録の更新
- 2 第七条第三項の規定による販売業の毒物劇物取扱責任者の届出の受理

- 3 第十条第一項の規定による販売業の登録に係る変更又は廃止の届出の受理
- 4 第二十一条第一項の規定による販売業の登録が失効した場合の届出の受理

三十一 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十八条第二項の規定による照射録の検査

三十二 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）に関する次のこと。

- 1 第六条第三項の規定による歯科技工士の氏名等の届出の受理
- 2 第二十一条第一項の規定による歯科技工所の開設の届出の受理及び届出事項の変更の届出の受理並びに同条第二項の規定による歯科技工所の休止、廃止又は再開の届出の受理
- 3 第二十四条の規定による歯科技工所の構造設備の改善命令
- 4 第二十五条の規定による歯科技工所の使用の禁止命令
- 5 第二十六条第一項第四号の規定による広告事項の許可
- 6 第二十七条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査

三十三 美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）に関する次のこと。

- 1 第十条第二項の規定による業務の停止
- 2 第十一条の規定による美容所の開設等の届出の受理
- 3 第十二条の規定による美容所の構造設備の検査
- 4 第十二条の二第二項の規定による開設者の地位の承継の届出の受理
- 5 第十四条第一項の規定による当該職員による立入検査
- 6 第十五条の規定による美容所の閉鎖命令

三十四 旅館業法等改正法附則第九条第二項の規定による営業の譲渡により美容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況の調査

三十五 美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）第五条の規定による業務停止に関する通知

三十六 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第七条第三項の規定による免許証又は免許証明書の受理

三十七 美容師法施行条例（平成十二年徳島県条例第三十二号）に関する次のこと。

1 第五条第一項及び第二項の規定による届出の受理

2 第七条第一項の規定による当該職員による立入検査

三十八 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）に関する次のこと。

1 第十三条第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による給水開始前の届出の受理

2 第十四条第五項の規定による料金の変更の届出の受理及び同条第六項の規定による供給条件の変更の認可

3 第三十六条第一項の規定による改善の指示、同条第二項の規定による水道技術管理者の変更の勧告及び同条第三項の規定による簡易専用水道の設置者に対する措置の指示

4 第三十七条の規定による給水停止命令

5 第三十八条第一項の規定による供給条件の変更認可申請命令及び同条第二項の規定による供給条件の変更

6 第三十九条第三項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収及び当該職員による立入検査

三十九 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に関する次のこと。

1 第二十条の三第一項の規定による衛生検査所の登録

2 第二十条の四第一項の規定による衛生検査所の登録の変更並びに同条第三項及び第四項の規定による衛生検査所の廃止等の届出の受理

3 第二十条の五第一項の規定による衛生検査所の開設者に対する報告の命令及び当該職員による立入検査

4 第二十条の六の規定による衛生検査所の開設者に対する指示

5 第二十条の七の規定による登録の取消し及び業務の停止命令

四十 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六十一条第二号の規定による報告の徴収又は当該職員による実地検査（徳島県阿南保健所長及び徳島県美馬保健所長に限る。）

四十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による薬局の開設の許可及び同条第四項の規定による許可の更新

2 第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定及び同条第四項の規定による認定の更新

3 第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定及び同条第五項の規定による認定の更新

- 4 第七条第四項ただし書（第十七条第八項、第二十三条の二の第十四第十三項及び第六十八条の十六第二項において準用する第七条第四項に規定する権限に属する事務を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第一項第四号、第二項第四号又は第三項第五号の規定により都道府県知事が行うこととされる場合を除く。）の規定による兼務の許可
- 5 第十条第一項の規定による薬局の休廃止等の届出の受理及び同条第二項の規定による薬局の名称等の変更の届出の受理
- 6 第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業の許可の更新（配置販売業及び卸売販売業に係るものを除く。）
- 7 第二十六条第一項の規定による店舗販売業の許可
- 8 第二十八条第四項ただし書の規定による兼務の許可
- 9 第三十八条第一項において準用する第十条第一項の規定による店舗販売業の休廃止等の届出の受理及び第三十八条第一項において準用する第十条第二項の規定による店舗販売業の名称等の変更の届出の受理
- 10 第三十九条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可及び同条第六項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新
- 11 第三十九条の二第二項ただし書の規定による兼務の許可
- 12 第三十九条の三第一項本文の規定による管理医療機器の販売業又は貸与業の届出の受理
- 13 第四十条第一項及び第二項において準用する第十条第一項の規定による高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業又は貸与業の休廃止等の届出の受理
- 四十二 薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第十四条の規定により従前の例により引き続き業務を行うことができることとされる特例販売業者に対する薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第五百十九条の規定による販売指定品目の変更又は追加の指定
- 四十三 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に関する次のこと。
 - 1 第十八条第一項の規定による柔道整復師に対する指示
 - 2 第十九条第一項の規定による施術所の開設又はその届出事項の変更の届出の受理及び同条第二項の規定による施術所の休止、廃止又は再開の届出の受理
 - 3 第二十一条第一項の規定による報告の要求又は施術所への立入検査
 - 4 第二十二条の規定による施術所の使用制限等の命令
- 四十四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）に関する次のこと。
 - 1 第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物の届出の受理及び同条第三項の規定による届出事項の変更等の届出の受理
 - 2 第十一条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問
 - 3 第十二条の規定による特定建築物の維持管理について権原を有する者に対する

改善命令等

4 第十二条の二第一項の規定による登録

5 第十二条の四の規定による登録の取消し

6 第十二条の五第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

7 第十三条第二項の規定による国又は地方公共団体の機関の長等に対する必要な説明又は資料の提出の要求及び同条第三項ただし書の規定による国又は地方公共団体の機関の長等に対する通知及び措置の勧告

四十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の三第七項の規定による管理票交付者からの報告の受理（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）

四十六 水質汚濁防止法に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）。

1 第五条の規定による特定施設等の設置の届出の受理

2 第六条の規定による経過措置に伴う届出の受理

3 第七条の規定による特定施設等の構造等の変更の届出の受理

4 第八条の規定による特定施設等の構造等に関する計画の変更命令及び特定施設等の設置に関する計画の廃止命令

5 第八条の二の規定による汚水又は廃液の処理の方法の改善等の命令

6 第九条第二項の規定による制限期間の短縮

7 第十条の規定による氏名の変更等の届出の受理

8 第十一条第三項の規定による承継の届出の受理

9 第十三条第一項の規定による排水を排出する者に対する改善命令等及び同条第三項の規定による汚水又は廃液の処理の方法の改善等の命令

10 第十三条の二第一項の規定による改善命令等

11 第十三条の三第一項の規定による改善命令等

12 第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告

13 第十四条第三項の規定による汚濁負荷量の測定手法の届出の受理

14 第十四条の二第一項から第三項までの規定による事故の届出の受理及び同条第四項の規定による応急措置を講ずべきことの命令

15 第十四条の三第一項及び第二項の規定による地下水の水質の浄化のための措置をとることの命令

16 第十四条の九第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による生活排水対策推進市町村に対する助言及び勧告

17 第十六条の二の規定による地下水の水質の測定の協力の要求

四十七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三百三十四条第一項の規定による市町村の事業及び財産の状況に関する報告の徴収又は当該職員による実地の検査（徳島県阿南保健所長及び徳島県美馬保健所長に限る。）

四十八 浄化槽法に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）。

- 1 第五条第一項本文の規定による浄化槽の設置等の届出の受理
- 2 第十条の二の規定による浄化槽の使用の開始等の報告の受理
- 3 第十一条の二第一項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理及び同条第二項の規定による浄化槽の使用の再開の届出の受理
- 4 第十一条の三の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理
- 四十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第七条の規定による健康診断（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第九条第三項各号に掲げる検査に限る。）の実施
- 五十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する次のこと。
 - 1 第十四条第二項の規定による指定届出機関の管理者からの届出の受理及び同条第八項の規定による医師に対する届出の要求
 - 2 第十五条第一項の規定による当該職員による質問又は調査、同条第三項の規定による当該職員による要求、同条第八項の規定による命令、同条第十項の規定による通知及び同条第十一項の規定による書面の交付
 - 3 第十五条の二第一項の規定による当該職員による質問又は調査
 - 4 第十五条の三第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問、同条第二項の規定による報告及び当該職員による質問又は調査並びに同条第七項の規定により読み替えて適用する同条第二項の規定による当該職員による質問又は調査及び同条第三項の規定による情報の公表、同条第二項の規定による協力の要請及び同条第三項の規定による情報の提供（輕易なものに限る。）
 - 5 第十六条第一項の規定による情報の公表、同条第二項の規定による協力の要請及び同条第三項の規定による情報の提供（輕易なものに限る。）
 - 6 第十六条の三第一項の規定による報告、同条第三項の規定による当該職員による採取、同条第五項（第二十三条及び第四十四条の十一第九項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第十六条の三第六項（第二十三条及び第四十四条の十一第九項において準用する場合を含む。）の規定による書面の交付
 - 7 第十七条第一項の規定による健康診断の報告及び同条第二項の規定による健康診断の実施
 - 8 第十八条第一項の規定による就業制限に係る通知、同条第三項の規定による確認の請求の受理、同条第四項の規定による確認、同条第五項の規定による意見の聴取及び同条第六項の規定による報告
 - 9 第十九条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の報告、第十九条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の措置、第十九条第五項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院している患者の転院の措置及び第十九条第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院勧告又は入院措置の報告
 - 10 第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の報告、第二十条第二項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の措置、第二十条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院している患者の転院の措置、第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による患者の転院の措置、第二十条第五項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長、第二十条第六項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、第二十

- 条第六項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による職員
の指定及び意見の聴取の通知並びに第二十条第八項（第二十六条
において準用する場合を含む。）の規定による聴取書の受理
- 11 第二十一条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院
する患者の移送
- 12 第二十二条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による
入院している患者の退院の措置、第二十二條第二項（第二十六条
において準用する場合を含む。）の規定による病院又は診療所の
管理者からの通知の受理、第二十二條第三項（第二十六条
において準用する場合を含む。）の規定による退院の請求の受理
及び第二十二條第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）
の規定による確認
- 13 第二十四条の二第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に
よる苦情の申出の受理、第二十四条の二第二項（第二十六条
において準用する場合を含む。）の規定による苦情の内容を聴取する
職員の指定及び第二十四条の二第三項（第二十六条
において準用する場合を含む。）の規定による処理の結果の通知
- 14 第二十六条の三第一項の規定による命令及び同条第三項の規定による当該職員
による収去
- 15 第二十六条の四第一項の規定による命令及び同条第三項の規定による当該職員
による採取
- 16 第二十七条第一項の規定による消毒の命令及び同条第二項の規定による市町村
に対する消毒の指示又は当該職員による消毒
- 17 第二十八条第一項の規定による区域の指定及びねずみ族、昆虫等の駆除の命令
並びに同条第二項の規定による市町村に対する駆除の指示又は当該職員による駆
除
- 18 第二十九条第一項の規定による物件の所有者に対する措置の命令及び同条第二
項の規定による市町村に対する消毒の指示又は当該職員による必要な措置
- 19 第三十条第一項の規定による死体の移動の制限又は禁止及び同条第二項ただし
書の規定による死体の埋葬の許可
- 20 第三十一条第一項の規定による水の使用又は給水の制限又は禁止の命令
- 21 第三十五条第一項の規定による当該職員による質問又は調査
- 22 第三十六条第一項本文の規定による書面による通知及び同条第二項の規定によ
る書面の交付
- 23 第三十七条第一項の規定による医療に要する費用の負担の決定並びに同条第二
項（第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を
含む。）及び第三項の規定による医療費の全部又は一部を負担しないことの決定
- 24 第三十七条の二第一項の規定による結核患者が医療を受けるために必要な費用
の負担の決定及び同条第三項の規定による意見の聴取
- 25 第四十二条第一項の規定による療養費の支給の決定
- 26 第四十四条の三第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び協力の要請

27 第四十四条の三の二第一項の規定による医療に要する費用の負担の決定

28 第四十四条の三の三第一項の規定による療養費の支給の決定

29 第四十四条の三の五第三項の規定による検体等の受領

30 第四十四条の三の六の規定による届出の受理

31 第四十四条の十一第一項の規定による勧告及び同条第三項の規定による当該職員による採取

32 第四十六条第一項の規定による入院の勧告、同条第二項の規定による入院の措置、同条第三項の規定による入院している患者の転院の措置、同条第四項の規定による入院の期間の延長、同条第五項の規定による職員の指定及び意見の聴取の通知並びに同条第七項の規定による聴取書の受理

33 第五十条の二第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び協力の要請

34 第五十条の三第一項の規定による医療に要する費用の負担の決定

35 第五十条の四第一項の規定による療養費の支給の決定

36 第五十条の六第三項の規定による検体等の受領

37 第五十条の七の規定による届出の受理

五十一 健康増進法（平成十四年法律第百三号）に関する次のこと。

1 第二十条の規定による特定給食施設の設置等の届出の受理

2 第二十二條の規定による特定給食施設の設置者に対する指導及び助言

3 第二十四条第一項の規定による特定給食施設の設置者等からの報告の徴収又は立入検査若しくは質問

4 第二十九条第二項の規定による喫煙の中止又は特定施設等の喫煙禁止場所からの退出の命令

5 第三十一条の規定による指導及び助言

6 第三十八条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

7 第六十一条第一項（第六十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特別用途食品等の検査及び収去

五十二 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）に関する次のこと。

1 附則第二条第五項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

2 附則第三条第三項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

五十三 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号）附則第二条第六項から第八項までの規定による届出の受理

五十四 健康増進法施行条例（平成十五年徳島県条例第十一号）第二条の規定による給食施設の設置等の届出の受理

五十五 食品表示法に関する次のこと（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第七条第一項の規定により知事が行うこととされる事務に係るものに限る。）。

- 1 第八条第一項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入検査、質問若しくは収去
 - 2 第十条の二第二項の規定による食品の自主回収に係る届出の受理
- 五十六 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に関する次のこと。
- 1 第三条第一項、第四項及び第六項の規定による届出の受理
 - 2 第十四条の規定による報告の受理
- 五十七 住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年 厚生労働省令第二号）第四条第七項の規定による届出番号の通知
- 五十八 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する次のこと（主務大臣が厚生労働大臣であるものの残部に限る。）。
- 1 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行
 - 2 第十七条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による改善の要求
 - 3 第五十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入調査若しくは質問及び同条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し
- 五十九 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則に関する次のこと（主務大臣が厚生労働大臣であるものの残部に限る。）。
- 1 第十八条第一項の規定による審査
 - 2 第二十一条第一項の規定による審査
- 六十 徳島県保健所の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十九号）に関する次のこと。
- 1 第三条の規定による使用料及び手数料の徴収
 - 2 第五条の規定による使用料及び手数料の全部又は一部の減免
- 六十一 徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）に関する次のこと（委任事務に係るものに限る。）。
- 1 第二条の規定による手数料の徴収
 - 2 第五条の規定による手数料の減免
- 六十二 徳島県生活環境関係手数料条例に関する次のこと（委任事務に係るものに限る。）。
- 1 第二条の規定による手数料の徴収
 - 2 第五条の規定による手数料の減免
- 六十三 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）。
- 1 第三十九条の規定による汚水等排出施設の設置の届出の受理
 - 2 第四十条の規定による経過措置に伴う届出の受理
 - 3 第四十一条の規定による汚水等排出施設の構造等の変更の届出の受理
 - 4 第四十二条の規定による汚水等排出施設の構造等に関する計画の変更命令及び汚水等排出施設の設置に関する計画の廃止命令
 - 5 第四十三条第二項の規定による制限期間の短縮
 - 6 第四十八条第二項において準用する第十三条の規定による氏名の変更等の届出

の受理

7 第四十八条第二項において準用する第十四条第三項の規定による承継の届出の受理

六十四 徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号）に関する次のこと。

1 第十三条第一項の規定による自主回収に着手した旨の報告の受理
2 第十四条第二項の規定による自主回収を終了した旨の報告の受理
六十五 徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）に関する次のこと。

1 第十六条の規定によるふぐ卸売業の届出の受理
2 第十七条第一項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定によるふぐ卸売業届出済証の交付等

3 第十八条第一項の規定によるふぐ卸売業届出済証の記載事項の変更の届出の受理、同条第二項の規定によるふぐ卸売業届出済証の亡失又は毀損の届出の受理及び同条第五項の規定によるふぐ卸売業届出済証の返納の受理

4 第十九条の規定によるふぐ卸売業の廃業等の届出の受理及びふぐ卸売業届出済証の返納の受理

5 第二十条第一項の規定による報告の徴収又は食品衛生監視員による立入検査等
六十六 実習生の受入れの承認

六十七 シアン化合物含有豆類使用製あん業者の承認

六十八 次に掲げる事業の実施に伴う事務の処理

1 乳幼児等はぐくみ医療費助成事業
2 健康増進事業（国費に係るものを除く。）

六十九 徳島県行政財産使用料条例第四条ただし書の規定による使用料の納付の時期及び方法についての特例措置の決定（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長を除く。）

七十 徳島県公有財産取扱規則に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長を除く。）。

1 第三十三条第一項ただし書の規定による使用期間の決定
2 第三十四条各号列記以外の部分のただし書の規定による許可条件の一部の省略の決定

3 第三十五条第一項の規定による行政財産の使用の許可

4 第三十六条において準用する第四十四条の規定による使用許可の取消し

七十一 徳島県保健所の施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理（徳島県保健所の管理に属するものに限る。）

七十二 徳島県保健所の庁舎における電気の調達に係る事務の処理（企画総務部長の専決に係るものを除く。）

七十三 前各号に掲げるもののほか、徳島県動物愛護管理センター所長の項に掲げる事項（同項第五号の8及び23に掲げるものを除く。）（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長を除く。）

徳島県福祉事務所の長

一 児童福祉法に関する次のこと。

- 1 第二十二条の規定による助産の実施
- 2 第二十三条の規定による母子保護の実施
- 3 第三十一条第一項の規定による母子生活支援施設の入所児童の在所期間の延長
- 4 第三十四条の十四第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査（市町村の設置する保育所に関する一般指導監査の際に併せて行うものに限る。）及び同条第三項の規定による措置命令（当該報告の徴収又は質問若しくは立入検査により第三十四条の十三に規定する基準に適合しないと認められるに至つた場合に限る。）

- 5 第三十五条第三項の規定による児童厚生施設の設置の届出の受理及び同条第十一項の規定による児童厚生施設の廃止又は休止の届出の受理
- 6 第四十六条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査（市町村の設置する母子生活支援施設及び保育所に関する一般指導監査に係るものに限る。）及び同条第三項の規定による改善の勧告又は命令（市町村の設置する母子生活支援施設及び保育所に関する一般指導監査に係るものに限る。）

- 7 第五十六条第二項の規定による本人又は扶養義務者からの費用の徴収（第五十条第六号の二に規定する費用に係るものに限る。）

二 身体障害者福祉法施行令第十条第一項の規定による身体障害者手帳の再交付（身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者に係るものに限る。）

三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に関する次のこと。

- 1 第二十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による申請による保護の開始及び変更の決定並びに同条第八項の規定による通知
- 2 第二十五条の規定による職権による保護の開始及び変更の決定
- 3 第二十六条の規定による保護の停止及び廃止の決定
- 4 第二十七条第一項の規定による被保護者に対する指導及び指示
- 5 第二十七条の二の規定による要保護者からの相談及び要保護者に対する助言
- 6 第二十八条第一項の規定による報告の徴収若しくは当該職員による立入調査又は要保護者に対する検診命令、同条第二項の規定による報告の徴収及び同条第五項の規定による保護の開始等の申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止の決定

- 7 第三十条から第三十七条の二までの規定による保護の方法の決定

- 8 第四十条第二項の規定による保護施設の設置の届出の受理

- 9 第四十四条第一項の規定による報告の命令又は当該職員による立入検査（公立施設に係るものに限る。）

- 10 第四十五条第一項の規定による保護施設の設備若しくは運営の改善、事業の停止又は保護施設の廃止の命令（公立施設に係るものに限る。）

- 11 第四十六条第二項の規定による管理規程の届出の受理（公立施設に係るものに限る。）及び同条第三項の規定による管理規程の変更命令（公立施設に係るもの

に限る。)

12 第四十八条第三項の規定による指導の制限又は禁止（公立施設に係るものに限る。）及び同条第四項の規定による施設を利用する被保護者についての保護の変更等の届出の受理

13 第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給

14 第五十五条の五第一項の規定による進学・就職準備給付金の支給

15 第五十五条の六の規定による報告の徴収

16 第六十二条第三項の規定による保護の変更、停止又は廃止の決定及び同条第四項の規定による弁明の機会の付与

17 第六十三条の規定による保護費用の返還額の決定

18 第七十六条第一項の規定による遺留金品の処分

19 第七十六条の二の規定による損害賠償の請求

20 第七十七条第一項の規定による扶養義務者からの費用の徴収及び同条第二項の規定による扶養義務者の負担すべき額についての家庭裁判所への申立て

21 第七十七条の二第一項の規定による保護を受けた者からの徴収金の徴収

22 第七十八条第一項から第三項までの規定による不正受給者等からの徴収金の徴収

23 第七十八条の二第一項及び第二項の規定による被保護者からの徴収金の徴収

24 第八十条の規定による保護金品の返還の免除の決定

25 第八十一条の規定による後見人選任の請求

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に関する次のこと（市町村社会福祉協議会に係るものに限る。）。

1 第三十一条第一項の規定による定款の認可

2 第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任

3 第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

4 第四十五条の九第五項の規定による許可

5 第四十五条の三十六第二項の規定による定款変更の認可及び同条第四項の規定による定款変更の届出の受理

6 第四十六条第二項の規定による解散の認可又は認定及び同条第三項の規定による解散の届出の受理

7 第四十六条の六第四項及び第五項の規定による届出の受理

8 第四十七条の五の規定による清算終了の届出の受理

9 第五十条第三項の規定による認可

10 第五十四条の六第二項の規定による認可

11 第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び第五十五条の二第十項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供
その他必要な協力の要請

12 第五十五条の三第一項の規定による承認及び同条第二項の規定による届出の受

理

- 13 第五十五条の四の規定による承認
- 14 第五十六条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査、同条第四項の規定による勧告、同条第五項の規定による公表、同条第六項の規定による措置命令、同条第七項の規定による業務停止命令又は役員了解職勧告、同条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項の規定による弁明の機会の付与及び通知

15 第五十七条の規定による公益事業等の停止命令

16 第五十九条の規定による届出の受理

17 第七十条の規定による報告の徴収又は当該職員による検査若しくは調査

五 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による児童扶養手当の支給

2 第六条の規定による手当の受給資格及び手当の額の認定

3 第八条の規定による手当の額の改定

4 第十二条第二項の規定による手当を返還させることの決定

5 第十四条の規定による手当の支給の停止

6 第十五条の規定による手当の支払の一時差止め

7 第十六条の規定による未支払手当の支払の決定

8 第二十三条の規定による不正利得の徴収

9 第二十八条の規定による届出等の受理

10 第二十九条第一項の規定による書類その他の物件の提出命令又は当該職員による質問及び同条第二項の規定による医師の診断を受けるべきことの命令又は当該職員による診断の実施

11 第三十条の規定による書類の閲覧若しくは資料の提供の要求又は関係人からの報告の徴収

六 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）に関する次のこと。

1 第十五条第二項の規定による報告の受理

2 第十六条の規定による児童扶養手当証書の交付

3 第十八条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による児童扶養手当証書の返付又は交付及び同条第三項の規定による児童扶養手当証書の提出命令

4 第十九条第一項の規定による児童扶養手当証書の訂正及び返付

5 第二十条第一項の規定による児童扶養手当証書の再交付

6 第二十一条第一項の規定による児童扶養手当証書の返付又は交付及び同条第五項の規定による児童扶養手当証書の提出命令

7 第二十二条第一項（第二十四条の二において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の通知及び第二十二条第二項の規定による児童扶養手当証書の提出命令

8 第二十四条の規定による報告の受理

- 9 第二十六条第二項の規定による診断書の省略の決定、同条第四項の規定による書類の省略の決定又はこれに代わるべき他の書類の提出の要求及び同条第七項の規定による書類等の省略の決定
- 10 第二十七条の規定による經由の省略の決定
- 七 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十八条第一項及び第二項の規定による報告の徴収又は当該職員による関係者に対する質問若しくは立入検査（市町村の事業及び市町村の設立する老人ホームに対する一般指導監査に係るものに限る。）
- 八 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二十一条第一項の規定による補装具の支給及び修理の決定
- 九 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の規定による母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の償還に係る事務の処理
- 十 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第百二十四号）に関する次のこと。
 - 1 第十六条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による母子福祉資金貸付金等の一時償還の請求の決定
 - 2 第十九条第一項（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による母子福祉資金貸付金等の償還金の支払猶予の決定
 - 十一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に関する次のこと。
 - 1 第五条（第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による手当の支給資格及び手当の額の認定
 - 2 第九条第二項の規定による手当を返還させることの決定
 - 3 第十一条（第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による手当の支給の停止
 - 4 第十二条（第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による手当の支払の一時差止め
 - 5 第十三条の規定による未支払手当の支払の決定
 - 6 第十六条において準用する児童扶養手当法第八条の規定による手当の額の改定
 - 7 第十六条において準用する児童扶養手当法第二十三条の規定による不正利得の徴収
 - 8 第十九条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による手当の支給資格の認定
 - 9 第二十二条第二項（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による手当を返還させることの決定
 - 10 第二十四条第一項（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収
 - 11 第三十五条の規定による届出等の受理
 - 12 第三十六条第一項の規定による書類その他の物件の提出命令及び当該職員によ

る質問並びに同条第二項の規定による医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことの命令又は当該職員による診断の実施

13 第三十七条の規定による書類の閲覧若しくは資料の提供の要求又は関係者からの報告の徴収

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）に関する次のこと。

1 第九条第一項の規定による特別児童扶養手当受給証明書の交付

2 第二十四条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の通知

3 第二十八条第一項の規定による診断書等の省略の決定、同条第三項の規定による書類等の省略の決定又はこれに代わるべき他の書類等の提出の要求及び同条第五項の規定による書類等の省略の決定

4 第二十九条の規定による経由の省略の決定

十三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法に関する次のこと。

1 第二十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による申請による支援給付の開始及び変更の決定並びに同条第八項の規定による通知

2 第二十五条の規定による職権による支援給付の開始及び変更の決定

3 第二十六条の規定による支援給付の停止及び廃止の決定

4 第二十七条第一項の規定による被支援者に対する指導及び指示

5 第二十七条の二の規定による要支援者からの相談及び要支援者に対する助言

6 第二十八条第一項の規定による報告の徴収若しくは当該職員による立入調査又は要支援者に対する検診命令、同条第二項の規定による報告の徴収及び同条第五項の規定による支援給付の開始等の申請の却下又は支援給付の変更、停止若しくは廃止の決定

7 第三十条から第三十七条の二までの規定による支援給付の方法の決定

8 第四十条第二項の規定による保護施設の設置の届出の受理

9 第四十四条第一項の規定による報告の命令又は当該職員による立入検査（公立施設に係るものに限る。）

10 第四十五条第一項の規定による保護施設の設備若しくは運営の改善、事業の停止又は保護施設の廃止の命令（公立施設に係るものに限る。）

11 第四十六条第二項の規定による管理規程の届出の受理（公立施設に係るものに限る。）及び同条第三項の規定による管理規程の変更命令（公立施設に係るものに限る。）

12 第四十八条第三項の規定による指導の制限又は禁止（公立施設に係るものに限る。）及び同条第四項の規定による施設を利用する被支援者についての支援給付の変更等の届出の受理

13 第六十二条第三項の規定による支援給付の変更、停止又は廃止の決定及び同条第四項の規定による弁明の機会の付与

- 14 第六十三条の規定による支援給付費用の返還額の決定
- 15 第七十六条第一項の規定による遺留金品の処分
- 16 第七十六条の二の規定による損害賠償の請求
- 17 第七十七条第一項の規定による扶養義務者からの費用の徴収及び同条第二項の規定による扶養義務者の負担すべき額についての家庭裁判所への申立て
- 18 第七十八条第一項及び第二項の規定による不正受給者等からの徴収金の徴収
- 19 第七十八条の二第一項の規定による被支援者からの徴収金の徴収
- 20 第八十条の規定による支援給付金品の返還の免除の決定
- 21 第八十一条の規定による後見人選任の請求
- 十四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に関する次のこと。
 - 1 第二十四条第一項の規定による報告若しくは物件の提示の命令又は当該職員による質問及び同条第二項の規定による報告の命令又は当該職員による質問（市町村の実施に係るもの又は公立の指定介護老人福祉施設に係るものに限る。）
 - 2 第七十六条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭要求又は当該職員による質問若しくは立入検査（市町村の実施に係るものに限る。）
 - 3 第九十条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭要求又は当該職員による質問若しくは立入検査（公立施設に係るものに限る。）
 - 4 第一百五十五条の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭要求又は当該職員による質問若しくは立入検査（市町村の実施に係るものに限る。）
 - 5 第九十七条第一項の規定による市町村に対する報告の徴収
- 十五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関する次のこと。
 - 1 第十九条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査（市町村の設置する幼保連携型認定こども園に関する一般指導監査に係るものに限る。）
 - 2 第二十条の規定による改善の勧告又は命令（市町村の設置する幼保連携型認定こども園に関する一般指導監査に係るものに限る。）
 - 十六 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に関する次のこと。
 - 1 第六条第一項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給
 - 2 第十八条第一項の規定による不正利得の徴収
 - 3 第二十一条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問
 - 4 第二十二条第一項の規定による文書の閲覧若しくは資料の提供の要求又は報告の徴収並びに同条第二項及び第三項の規定による報告の徴収
 - 十七 生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）に関する次のこと。
 - 1 第四条第二号ハの規定による認定

- 2 第六条第二号の規定による認定
 - 3 第七条ただし書の規定による生活困窮者居住支援事業の期間の特例の決定
 - 4 第十二条第一項ただし書の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給期間の特例の決定及び同条第二項後段の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給期間の決定
 - 5 第十四条第一項の規定による就労支援の実施及び同条第二項の規定による指示
 - 18 徳島県行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに関する規則（昭和三十六年徳島県規則第十九号）第三条ただし書の規定による繰替費用の種目又は限度額の承認
 - 19 戦没者等の妻に対する特別給付金国庫債券、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金国庫債券、戦没者の父母等に対する特別給付金国庫債券、戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券及び引揚者特別交付金国庫債券の買上げ償還に係る被保護者等であることを証明書の発行
 - 20 知的障害者及び知的障害のある児童に対する療育手帳の交付又は返還に関する事務の処理
 - 21 母子世帯小口資金貸付金に係る事務の処理
 - 22 国庫負担並びに県の負担及び補助に係る市町村の行う身体障害者福祉及び知的障害者福祉の自立支援給付費並びに児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに経過措置による福祉手当の支給事務の指導監査
 - 23 次に掲げる事業の実施に伴う事務の処理
 - 1 障がい児等療育支援事業
 - 2 重度身体障がい者住宅改造助成事業
 - 3 重度心身障がい者医療費助成事業
 - 4 心身障がい児（者）等在宅介護等支援事業
 - 5 徳島県長寿社会づくり支援費補助事業
 - 6 軽費老人ホーム事務費補助金交付事業
 - 7 児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付事業
 - 8 ひとり親家庭等医療費助成事業
 - 9 産休等代替職員費補助金交付事業
- 徳島県東京本部長、徳島県東海本部長及び徳島県関西本部長
- 一 物産の販売及び購入のあつせん
 - 二 観光のあつせん
 - 三 物産の陳列展示品の決定
 - 四 需用費のうち食糧費（賄材料費に係るものを除く。）についての地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為
 - 五 使用料及び賃借料についての地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為（当該出先機関の事務所及び公舎に係るものに限る。）
 - 六 徳島県公有財産取扱規則に関する次のこと。
 - 1 第三十七条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）

の規定による貸付財産等の基準貸付料年額（貸付期間が一年未満の場合は、総額）が一件百万円未満の普通財産等の貸付け等

2 第三十八条第三項（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による普通財産等の貸付け等の期間の更新

3 第四十条ただし書（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による貸付財産等の基準貸付料年額（貸付期間が一年未満の場合は、総額）が一件百万円未満の普通財産等の貸付け等に係る契約内容の一部の省略の決定

4 第四十一条ただし書（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による貸付財産等の基準貸付料年額（貸付期間が一年未満の場合は、総額）が一件百万円未満の普通財産等の貸付け等に係る契約の担保又は連帯保証人の免除の決定

5 第四十二条第二項（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）において準用する徳島県行政財産使用料条例第七条第二号の規定による延滞金の額の算定についての特例措置の決定

6 第四十三条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による普通財産等の貸付目的等の変更の承認

7 第四十四条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による普通財産等の貸付契約等の解除又は使用許可の取消し

8 第四十五条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による貸付財産等の返還に関する事務の処理

別表第二の三徳島県家畜保健衛生所の長の項第十号中「（昭和三十六年政令第十一号）を削り、同項第十四号中「徳島県農林水産関係手数料条例」を「徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）」に改め、同表徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第一号中1から3までを削り、4を1とし、5から11までを3ずつ繰り上げ、同項第二号中1及び2を削り、3を1とし、4から11までを2ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

徳島県農林事務所の長

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）に関する次のこと（所管区域内の区域を地区とする農事組合法人に係るものに限る。）。

1 第七十二条の二十二の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任

2 第七十二条の二十四第三号の規定による報告の受理

3 第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十二第四項、第七十二条の三十四第二項及び第七十二条の三十五第三項の規定による届出の受理

4 第七十二条の四十三第三項の規定による裁判所に対する意見の陳述及び裁判所からの調査の受託並びに同条第四項の規定による裁判所に対する意見の陳述

5 第七十二条の四十四の規定による届出の受理

6 第七十三条の十の規定による届出の受理

7 第九十三条第一項の規定による報告の徴収及び資料の提出命令

8 第九十四条第二項の規定による業務又は会計の状況の検査

- 9 第九十五条第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による業務の停止命令又は役員の変更命令
- 10 第九十五条の二の規定による解散命令
- 二 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第十四条第四項の規定による登記の嘱託（所管区域内の区域を地区とする農事組合法人に係るものに限る。）
- 三 農業協同組合法施行細則（昭和五十四年徳島県規則第二十六号）の規定に基づく報告の受理（所管区域内の区域を地区とする農事組合法人に係るものに限る。）
- 四 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に関する次のこと。
 - 1 第五条第六項（第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項、第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体が公用又は公共の用に供している土地（農林水産省所管に係る国有財産及び県有財産に係るものに限る。）を一定の地域に含めることの承認
 - 2 第六条第三項の規定による農用地造成事業等に係る農用地外資格者の同意に関するあつせん及び調停
 - 3 第七条第五項（第四十八条第九項、第五十二条第九項（第五十三条の四第二項において準用する場合を含む。）、第八十四条、第九十五条第三項、第九十五条の二第三項、第九十六条の二第七項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良事業計画等の策定に対する援助
 - 4 第八条第一項（第四十八条第九項、第八十四条、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良事業計画等の適否の決定及びその通知
 - 5 第九条第二項（第四十八条第九項、第五十二条の三第二項（第五十三条の四第二項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十四条、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出に対する決定及び第九条第四項（第四十八条第九項、第五十二条の三第二項（第五十三条の四第二項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十四条、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区の設立等の認可申請の却下
 - 6 第十条第一項（第四十八条第九項、第八十四条、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区の設立等の認可
 - 7 第十八条第十八項（第六十八条第四項及び第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区の役員就任等の届出の受理
 - 8 第二十九条の二第四項の規定による決算関係書類の受理
 - 9 第三十条第二項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等の定款変更の認可
 - 10 第三十六条第九項の規定による土地改良区の組合員以外の者に対する賦課徴収

の認可

- 11 第三十九条第五項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による賦課金等の滞納処分の認可
- 12 第四十一条第四項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による債権者からの異議の申出に対する決定
- 13 第四十七条第一項（第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による工事に必要な援助
- 14 第四十九条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による応急工事計画の認可
- 15 第五十二条第一項（第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の認可
- 16 第五十二条の二第一項（第五十三条の四第二項、第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の適否の決定及びその通知並びに第五十二条の二第三項（第五十三条の四第二項、第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による関係農業委員会の意見の聴取
- 17 第五十三条の四第一項（第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の変更の認可
- 18 第五十四条第三項（第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の届出の受理及び第五十四条第五項（第八十四条、第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による登記所への通知
- 19 第五十四条の二第七項（第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による従前の権利を有する者の意見の聴取
- 20 第五十六条第二項後段（第八十四条及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良施設の管理の方法等の協議に係る承認及び第五十六条第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による第五十六条第一項の協議不能の場合の裁定
- 21 第五十七条の二第一項（第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による管理規程の認可及び第五十七条の二第三項（第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による管理規程の変更等の認可
- 22 第五十七条の四第一項（第五十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う農業集落排水施設整備事業の認可等
- 23 第六十七条第二項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等の解散の認可
- 24 第七十条の二第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による業務調査の囑託を受けることの決定等及び第七十条の二第四項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による裁判所への意見の陳述
- 25 第七十一条の二（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による清

- 算結了の届出の受理
- 26 第七十一条の七の規定により読み替えて適用する第六十九条第一項の規定による財産処分の方法等の認可及び第七十一条の規定による決算報告の認可
- 27 第七十二条第二項の規定による土地改良区の合併の認可
- 28 第七十六条の五第一項の規定による一般社団法人への組織変更の認可
- 29 第七十六条の十三第一項の規定による認可地縁団体への組織変更の認可、同条第二項の規定による市町村長の同意の取得及び同条第三項の規定による市町村長への通知
- 30 第七十七条第二項の規定による土地改良区連合の設立の認可
- 31 第八十一条の規定による所属土地改良区の増減の認可
- 32 第八十三条の二第二項の規定による土地改良区連合の解散の認可及び同条第三項の規定による土地改良区の権利義務の承継の認可
- 33 第八十五条第一項の規定による土地改良事業に参加する資格を有する者の提出に係る県営土地改良事業施行申請の受理
- 34 第八十五条の二第一項の規定による市町村の提出に係る県営土地改良事業施行申請の受理
- 35 第八十五条の三第一項及び第六項の規定による土地改良区の提出に係る県営土地改良事業施行申請の受理
- 36 第八十五条の四第一項の規定による地方公共団体等の提出に係る県営土地改良事業施行申請の受理
- 37 第八十八条第六項及び第十八項において準用する第五条第六項の規定による国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供している土地を一定の地域に含めることの申請
- 38 第八十九条の二第六項の規定による一時利用地の指定及び使用収益の停止並びに同条第七項の規定による仮清算金が支払われた土地の使用収益の停止
- 39 第九十四条の六の規定による土地改良財産（米津干拓堤防に限る。）の管理（徳島県徳島農林事務所長に限る。）
- 40 第九十五条の二第一項の規定による農業協同組合等が行う土地改良事業の計画の変更等の認可
- 41 第九十六条の二第六項（第九十六条の三第五項及び第九十六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村が土地改良事業計画等を定めた旨等の報告の受理
- 42 第九十七条第六項の規定による都道府県機構の意見の聴取及び農業委員会等への指示
- 43 第九十八条第六項の規定による審査の申立てに対する裁決、同条第八項の規定による農業委員会の交換分合計画の認可及び同条第九項の規定による都道府県機構の意見の聴取
- 44 第九十九条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等の行う交換分合計画の認可、第九十九条第四項（第八十四条、第一百条第二項及び第一百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による農

業委員会の意見の聴取、第九十九条第六項（第八十四条、第一百条第二項及び第一百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による農用地について権利を有する者への通知、第九十九条第八項（第八十四条、第一百条第二項及び第一百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出に対する決定及び第九十九条第十項（第八十四条、第一百条第二項及び第一百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県機構の意見の聴取

45 第一百条第一項の規定による農業協同組合等の行う交換分合計画の認可

46 第一百条の二第一項の規定による市町村の行う交換分合計画の認可

47 第九十九条の規定による農用地の形質の変更の許可

48 第一百三条の三第一項の規定による工事等に着手した旨又は工事を完了した旨の届出の受理

49 第一百三条の四の規定による登記所への届出

50 第一百四条第一項の規定による県営土地改良事業に係る代位登記

51 第一百九条本文の規定による障害物の移転等

52 第二百十条本文の規定による急迫の際の他人の土地の一時使用等

53 第二百十一条第一項の規定による検査等の場合の損失の補償に係る協議

54 第二百十二条第二項ただし書の規定による公告後における土地の形質の変更等の許可

55 第二百二十五条本文の規定による徳島県都市計画審議会等の意見の聴取

56 第二百三十二条第一項の規定による報告の徴収又は業務若しくは会計の状況の検査（定期的な検査であつて組合員数が百五十人未満かつ第五条第一項に規定する一定の地域の面積が百ヘクタール未満の土地改良区に係るもの及び法令等を遵守させるために必要があると認めて随時行うものに限る。）

57 第二百三十三条第一項の規定による事業又は会計の状況の検査（組合員数が百五十人未満であり、かつ、第五条第一項に規定する一定の地域の面積が百ヘクタール未満である土地改良区に係るものに限る。）

58 第三十五条第一項第一号及び第二号（これらの規定を第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等の解散命令

五 土地改良法施行細則（昭和五十八年徳島県規則第十四号）に関する次のこと。

1 第三条の規定による土地改良区の主たる事務所の新設等の届出の受理

2 第四条の規定による理事長を定めた旨の届出の受理

3 第五条の規定による総代の届出の受理

4 第六条の規定による総会等の決議事項の報告の受理

5 第七条の規定による監査の概要の報告の受理

6 第八条の規定による訴訟事件の概要の報告の受理

7 第九条の規定による共同施行者の代表者を定めた旨の届出の受理

六 森林病虫害等防除法第十条の規定による分担金に関する条例（昭和三十八年徳島県条例第二十一号）第一条の規定による分担金の徴収

七 森林病虫害等防除法施行細則（昭和二十六年徳島県規則第二号）第一条第一項の規定による森林病虫害等駆除措置実施届の受理及び同条第二項の規定による森林病

害虫等駆除措置実施届に代わる申請書の受理

八 森林病虫害等防除法の施行に伴う損失補償規則（昭和三十八年徳島県規則第九十六号）の規定に基づく事務の処理

九 森林病虫害等防除事業の施行及び当該事業の委託に関する事務の処理

十 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）に関する次のこと（徳島県美波農林事務所長に限る。）。

1 第二十四条第一項後段の規定による他人の土地等への立入り又は一時使用の許可

2 第三十七条第一項の規定による漁港施設の処分の許可（国との協議を要するものを除く。）

3 第三十九条第一項の規定による行為の許可及び同条第四項の規定による協議

4 第三十九条の二第一項及び第二項の規定による監督処分

5 第四十一条第一項の規定による活用推進計画の策定（第四十九条第一項に規定する場合を除く。）、第四十一条第四項（同条第七項（第四十九条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得、第四十一条第五項（同条第七項（第四十九条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、第四十一条第六項（同条第七項（第四十九条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による公表及び送付並びに第四十一条第七項の規定による活用推進計画の変更（第四十九条第一項に規定する場合及び同条第五項に規定する変更を除く。）

6 第四十三条第一項の規定による実施計画の認定、同条第二項（同条第五項において準用する場合及び第五十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による必要な措置の実施、第四十三条第三項（同条第五項において準用する場合及び第五十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表及び漁港施設の所有者への通知並びに第四十三条第四項の規定による実施計画の変更の認定

7 第四十五条第一項の規定による認定計画実施者に対する勧告、同条第二項の規定による認定の取消し並びに同条第三項の規定による公表及び漁港施設の所有者への通知

8 第四十九条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する第四十一条第七項において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得

9 第五十二条第一項の規定による認定計画実施者に対する漁港水面施設運営権の設定

10 第五十五条第二項の規定による漁港水面施設運営権の移転の許可、同条第五項の規定による必要な措置の実施及び同条第六項の規定による公表

11 第五十七条第三項の規定による漁港水面施設運営権の存続期間の更新

12 第五十九条第一項の規定による漁港水面施設運営権の取消し、同条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による漁港水面施設運営権の取消し又は行使の停止命令及び同条第三項の規定による抵当権者への通知

- 13 第六十一条第一項の規定による漁港協力団体の指定並びに同条第二項及び第四項の規定による公示
- 14 第六十三条第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による改善命令、同条第三項の規定による指定の取消し及び同条第四項の規定による公示
- 15 第六十四条の規定による情報の提供又は指導若しくは助言
- 十一 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）に関する次のこと（徳島県美波農林事務所長に限る。）。
 - 1 第四十二条の規定による漁港水面施設運営権の設定を受けた認定計画実施者への通知
 - 2 第四十七条の規定による漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けた者への通知
- 十二 徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）に関する次のこと（徳島県美波農林事務所長に限る。）。
 - 1 第二条第一項の規定による甲種漁港施設の維持運営計画の策定及び同条第二項の規定による乙種漁港施設の維持運営に関する資料の提出の要求又は必要な事項の勧告
 - 2 第四条第二項本文の規定による甲種漁港施設（基本施設を除く。）を滅失し、又は損傷した者に対する指示
 - 3 第五条第一項の規定による危険物等を積載した船舶の停泊等の場所の指示及び同条第二項の規定による危険物等を荷役することの許可
 - 4 第六条の規定による漂流物の除去命令
 - 5 第七条第一項の規定による陸揚輸送及び出漁準備のための区域の指定、同条第二項の規定による漁獲物等の陸揚げ又は船積みを行う者に対する必要な指示並びに同条第三項ただし書の規定による陸揚輸送及び出漁準備のための区域の利用の許可
 - 6 第八条の規定による甲種漁港施設の使用の届出の受理
 - 7 第九条第一項の規定による甲種漁港施設の占用等の許可、同条第二項の規定による条件の付加及び同条第三項ただし書の規定による占用の期間の延長
 - 8 第九条の二第一項の規定による甲種漁港施設の使用の許可、同条第二項の規定による条件の付加及び同条第三項ただし書の規定による使用の期間の延長
 - 9 第九条の三第二項の規定による使用の届出の受理
 - 10 第十条第二項の規定による使用料等の減免又は分納及び同条第三項ただし書の規定による使用料等の還付
 - 11 第十二条の規定による工事の着手の届出の受理
 - 12 第十三条の規定による行為の完了等の届出の受理
 - 13 第十四条の規定による住所等の変更の届出の受理
 - 14 第十五条の規定による入港届又は出港届の提出要求
 - 15 第十六条の規定による監督処分
 - 16 第十七条第一項の規定による公益上の必要による許可の取消し等
 - 十三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に関する次のこと。

- 17 第三十九条の七第二項の規定による損失の補償
- 18 第四十六条の二第一項の規定による保安施設地区台帳の調製及び保管
- 19 第五十条第一項の規定による土地の使用権の設定に関する認可、同条第二項の規定による土地の所有者等への意見の聴取、同条第三項の規定による意見の聴取に関する通知及び公示並びに同条第五項の規定による認可をした旨の通知及び掲示
- 20 第五十八条第五項ただし書（第六十五条及び第六十六条後段において準用する場合を含む。）の規定による土地の形質の変更等の承認
- 21 第六十六条の規定による水流における工作物の使用等に関する認可
- 22 第八十八条第一項の規定による施業の状況に関する報告の徴収
- 24 森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第七十二条の規定による保安林における植栽の義務の例外の認定
- 25 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）に関する次のこと（農林水産部林業振興課木材需要・生産拡大室長の専決に係るものを除く。）。
 - 1 第九条第四項（第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定増殖事業計画に係る市町村長の意見の聴取
 - 2 第十条第三項の規定による認定特定増殖事業計画の変更の指示
 - 3 第十四条第四項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定植栽事業計画に係る市町村長の意見の聴取
 - 4 第十五条第三項の規定による認定特定植栽事業計画の変更の指示
- 26 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に関する次のこと（徳島県徳島農林事務所長及び徳島県吉野川農林事務所長を除く。）。
 - 1 第四条第一項本文の規定による農地の転用の許可、同条第八項の規定による国又は都道府県等との協議及び同条第九項の規定による意見の聴取
 - 2 第五条第一項本文の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可及び同条第四項の規定による国又は都道府県等との協議
 - 3 第十八条第一項本文の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可及び同条第三項の規定による意見の聴取
 - 4 第二十八条第一項の規定による和解の仲介及び同条第二項の規定による和解の仲介を行わせる小作主事その他の職員の指定
 - 5 第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請があつたときの農地の所有者等への通知及び意見書を提出する機会の付与
- 6 第三十九条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地中間管理権等を設定すべき旨の裁定及び第三十九条第四項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
- 7 第四十条第一項の規定による通知
- 8 第四十一条第三項の規定による通知
- 9 第四十九条第一項の規定による職員による立入調査、測量又は障害となる竹木

等の除去若しくは移転及び同条第三項の規定による通知又はこれに代わる公示（第四条、第五条若しくは第十八条の規定による許可又は違反転用に係るものに限る。）

10 第五十条の規定による報告の要求（第四条、第五条若しくは第十八条の規定による許可又は違反転用に係るものに限る。）

11 第五十一条第一項の規定による違反転用に対する処分及び同条第三項の規定による公表

12 第五十一条の二第一項の規定による農地に関する情報の利用又は提供及び同条第二項の規定による農地に関する情報の提供の要請

13 附則第二項の規定による農林水産大臣との協議

十七 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）に関する次のこと（徳島県徳島農林事務所長及び徳島県吉野川農林事務所長を除く。）。

1 第十六条第二号の規定による土地の指定

2 第二十八条の規定による通知

十八 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の四第四項において準用する同法第二条の三第四項（同条第五項後段において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同法第二条の四第四項において準用する同法第二条の三第六項の規定による市町村計画の報告の受理

十九 海岸法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十四号）に関する次のこと（漁港海岸に係るものにあつては徳島県美波農林事務所長、農地海岸に係るものにあつては徳島県徳島農林事務所長、徳島県阿南農林事務所長及び徳島県美波農林事務所長に限る。）。

1 第二条の規定による住所等の変更等の届出の受理

2 第三条の規定による休止等の届出の受理

3 第四条第二項の規定による地位の承継の届出の受理

4 第五条の規定による原状回復の届出の受理

5 第六条第一項の規定による占用料等の徴収

6 第七条の規定による占用料等の減免

7 第八条の規定による占用料等の還付

二十 分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第三条の規定による分収林契約の締結のあつせん

二十一 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十七条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定（漁業に係るものを除く。）

二十二 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）に関する次のこと。

1 第十四条第一項（第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の分割又は合併の手續の代行事務の処理及び第十四条第二項（第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登記の嘱託

2 第二十五条第一項の規定による当該職員による他人の土地への立入り又は立木竹の伐採

二十三 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）に関する次のこと（徳島県徳島農林事務所長及び徳島県吉野川農林事務所長を除く。）。

- 1 第五条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による資料の提出、同条第二項の規定による説明及び同条第四項の規定による助言又は勧告の受理
- 2 第八条第四項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画についての同意
- 3 第十一条第六項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立ての裁決

4 第十三条第三項の規定による市町村の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に關する指示及び同条第五項の規定による書面の提出の要求

5 第十三条の二第三項の規定による市町村の交換分合計画の認可

6 第十五条の規定による土地利用に関する調停

7 第十五条の二第一項本文の規定による農用地区域内における開発行為の許可、同条第六項及び第七項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取並びに同条第八項の規定による国又は地方公共団体との協議

8 第十五条の三の規定による違反者等に対する監督処分

9 第十六条第一項の規定による農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告及び同条第二項の規定による勧告に従わない旨等の公表

二十四 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）に関する次のこと。

1 第三条第三項の規定による樹木又はその集団の所有者等の意見の聴取

2 第七条第三項の規定による伐採の届出の受理

二十五 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）に関する次のこと。

1 第十条第一項の規定による信託規程の承認及び同条第三項の規定による信託規程の変更又は廃止の承認

2 第二十四条第一項の規定による林地処分事業実施規程の承認及び同条第三項の規定による林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認

3 第二十五条第一項の規定による受益者の費用の負担に係る認可（森林組合連合会に係るものを除く。）及び同条第三項の規定による受益者の意見の聴取（森林組合連合会に係るものを除く。）

4 第五十三条第一項の規定による仮理事の選任又は総会の招集（森林組合連合会に係るものを除く。）

5 第六十一条第二項（第百条第二項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可及び第六十一条第四項（第百条第二項において準用する場合を含む。）の規定による軽微な事項に係る定款変更の届出の受理

6 第百十条第一項の規定による報告の徴収又は資料の提出命令（森林組合連合会に係るものを除く。）及び同条第二項の規定による報告又は資料の提出要求（森林組合連合会に係るものを除く。）

7 第百十三条第一項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令（森林組合連合会に係るものを除く。）

二十六 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第四条第一項及び第二項の規定による合理化計画の認定申請書の受理

二十七 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第四条第一項の規定による合理化計画の変更の認定申請書の受理

二十八 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）に関する次のこと（2及び4から6までにあつては、徳島県徳島農林事務所長及び徳島県吉野川農林事務所長を除く。）。

1 第六条第五項の規定による基本構想についての同意

2 第十二条第六項の規定による同意市町村との協議及び同意並びに同条第十一項の規定による農林水産大臣との協議

3 第十三条の二第三項の規定による意見の聴取

4 第十六条の二第六項（第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び同意並びに農業委員会の意見の聴取並びに第十六条の二第九項（第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理

5 第十六条の三第四項の規定による通知の受理

6 第十六条の七の規定による協力の求めの受諾

7 第三十条の二の規定による情報の利用又は提供

二十九 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）に関する次のこと。

1 第四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市民農園区域の指定に対する市町村からの協議の対応

2 第五条第二項の規定による交換分合計画の認可

3 第七条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による整備運営計画の認定に対する同意

三十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に関する次のこと（1、2、4、8及び9にあつては、農林水産部鳥獣対策課長の専決に係るものを除く。）（徳島県徳島農林事務所長、徳島県阿南農林事務所長及び徳島県美馬農林事務所長に限る。）。

1 第九条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理及び同条第十三項の規定による報告の受理

2 第十五条第九項の規定による指定猟法許可証の返納の受理及び同条第十三項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置

3 第二十四条第八項の規定による販売許可証の返納の受理

4 第二十八条第五項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理並びに同条第十一項の規定による鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置

5 第三十四条第五項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）の規

定による標識の設置

- 6 第三十五条第十項の規定による承認証の返納の受理
- 7 第五十四条の規定による狩猟免許の返納の受理
- 8 第六十五条の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の返納の受理
- 9 第六十六条の規定による報告の受理
- 10 第七十条第二項の規定による標識の設置

三十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）に関する次のこと（1、2及び6にあつては、農林水産部鳥獣対策課長の専決に係るものを除く。）（徳島県徳島農林事務所長、徳島県阿南農林事務所長及び徳島県美馬農林事務所長に限る。）。

- 1 第七条第十項から第十四項までの規定による届出の受理
 - 2 第十五条第六項及び第七項の規定による届出の受理
 - 3 第二十四条第五項の規定による販売許可証の住所等の変更の届出の受理及び同条第六項の規定による販売許可証の亡失の届出の受理
 - 4 第四十二条第五項の規定による承認証の住所等の変更の届出の受理及び同条第六項の規定による承認証の亡失の届出の受理
 - 5 第五十条の規定による狩猟免許の亡失の届出の受理
 - 6 第六十五条第十項の規定による届出の受理並びに同条第十二項の規定による放鳥獣猟区に係る狩猟者登録証及び狩猟者記章の返納の受理
 - 7 第七十六条第一項の規定による猟区の成績報告書の受理
- 三十二 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）に関する次のこと。
- 1 第六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による促進計画の写しの受理
 - 2 第七条第四項（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同意
 - 3 第十二条第一項の規定による施設の管理の委託
- 三十三 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）に関する次のこと。
- 1 第四条第一項及び第二項の規定による届出の受理並びに同条第四項の規定による情報の提供の要請
 - 2 第六条の規定による勧告
 - 3 第八条第一項の規定による許可及び同条第三項の規定による協議
 - 4 第九条第一項及び第三項の規定による届出の受理並びに同条第二項の規定による計画変更の命令
 - 5 第十条第一項及び第二項の規定による防災工事の施工命令
 - 6 第十八条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員若しくはその委任した者による当該農業用ため池に立ち入らせての測量若しくは調査、同条第二項の規定による他人の占有する土地への立入り及び同条第七項の規定による損失補償

三十四 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二十一条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定（漁業に係るものを除く。）

三十五 徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第十八号）に関する次のこと。

1 第六条第一項の規定による使用料の徴収、同条第二項ただし書の規定による使用料の納付の時期についての特例措置の決定、同条第三項の規定による使用料の減免及び同条第四項ただし書の規定による使用料の還付

2 第七条の規定による土地改良財産の譲与（一件の評価額が二億円未満のものに限る。）

3 第八条の規定による土地改良財産の交換（一件の評価額が二億円未満のものに限る。）

三十六 徳島県公有財産取扱規則に関する次のこと（徳島県土地改良財産規則（昭和五十八年徳島県規則第四十号）第二条第二号に規定する土地改良行政財産に係るものに限る。）。

1 第二十六条の規定による行政財産の用途変更又は用途廃止（一件の評価額が二億円未満のものに限る。）

2 徳島県土地改良財産規則第七条第三項の規定により読み替えられた第三十四条ただし書の規定による許可の条件の一部省略の決定

3 徳島県土地改良財産規則第七条第三項の規定により読み替えられた第三十五条第一項の規定による行政財産の使用の許可

4 第三十六条において準用する第四十三条の規定による使用財産の使用目的の変更の承認

5 第三十六条において準用する第四十四条の規定による使用財産の使用許可の取消し

三十七 徳島県土地改良財産規則第三条第二項の規定による第一種土地改良普通財産の指定用途以外の用途への使用又は収益の承認及び同条第三項の規定による第一種土地改良普通財産の被害の状況等の報告の受理

三十八 徳島県農林水産関係手数料条例に関する次のこと（委任事務に係るものに限る。）。

1 第二条の規定による手数料の徴収

2 第四条第一項の規定による手数料の減免

三十九 徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）に関する次のこと。

1 第十八条第一項の規定による土地売買等の契約の届出の受理及び同条第五項の規定による変更の届出の受理

2 第十九条の規定による土地売買等の契約を希望している場合における届出の受理

3 第二十条第一項の規定による支配関係の届出の受理

4 第二十一条第一項の規定による関係市町村長への通知、同条第二項の規定によ

る関係市町村長の意見の聴取及び同条第三項の規定による関係市町村長に対する情報の提供の要請

5 第二十二条第一項の規定による必要な助言

6 第二十四条第一項の規定による小規模林地開発行為等の届出の受理、同条第五項の規定による変更の届出の受理及び同条第六項の規定による小規模林地開発行為等の完了又は中止の届出の受理

7 第二十六条第二項の規定による地位の承継の届出の受理

8 第二十七条の規定による必要な指導

9 第二十八条第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は職員による立入調査若しくは関係者に対する質問

10 第二十九条の規定による必要な措置をとるべきことの勧告

11 第三十条第一項の規定による勧告に従うべきことの命令及び同条第二項の規定による小規模林地開発行為等の中止又は復旧に必要な行為をすべきことの命令

四十 農作物の作況及び農林災害（鳥獣被害を含む。）の調査

四十一 環境保全型農業直接支払交付金の交付に係る実施計画及び実施状況の技術的な確認

四十二 県営林に関する次のこと。

1 植栽、保育、素材生産及び施設に関する事業の施行並びにこれらの事業の委託に関する事務の処理

2 土地使用承諾及びこれに関する事務の処理

四十三 次に掲げる事業（農林水産業施設災害復旧事業として行うものを除く。）の補助金、交付金又は委託費の交付に関する事務の処理（農林水産部長及び農林水産部次世代農業担当部長の専決に係るものを除く。）

1 農業関係事業

2 畜産関係事業

3 耕地関係事業

4 高速道路周辺対策事業（土地改良対策に係るものに限る。）

5 林業関係事業

四十四 農林水産業施設災害復旧事業（水産関係施設に係るものを除く。）の補助金の交付に関する事務の処理（事業の採択及び増高補助率又は連年災害補助率の適用の決定を除く。）

四十五 請負対象額が一件二億円未満（請負契約締結後設計変更により当初の請負契約額の三十パーセントを超えない範囲内で請負対象額が増加したため当初の請負契約額と当該増加した請負対象額との合計額が二億円以上となる場合を含む。）の工事の施行

四十六 請負対象額が一件二億円未満の工事の入札の執行

四十七 請負対象額が一件二億円未満（請負契約締結後設計変更により当初の請負契約額の三十パーセントを超えない範囲内で請負対象額が増加したため当初の請負契約額と当該増加した請負対象額との合計額が二億円以上となる場合を含む。）の工事の請負契約の締結（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）

四十八 農林水産部の分掌に属する工事、維持修繕及び用地取得に係る測量、設計、試験、調査及び用地取得事務の業務の委託で、その対象額が一件三千万円未満（委託契約締結後に契約内容の変更により当初の委託契約額の三十パーセントを超えない範囲内で委託対象額が増加したため当初の委託契約額と当該増加した委託対象額との合計額が三千万円以上となる場合を含む。）の委託契約の締結（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）

四十九 国、西日本高速道路株式会社又は四国旅客鉄道株式会社に対する県営土地改良事業に係る工事の委託で、その対象額が一件二億円未満（委託契約締結後設計変更により当初の委託契約額の三十パーセントを超えない範囲内で委託対象額が増加したため当初の委託契約額と当該増加した委託対象額との合計額が二億円以上となる場合を含む。）の委託契約の締結

五十 工事の施行に必要な一件二億円未満の土地等の取得又は使用及び一件二億円未満の損失補償に係る契約の締結

五十一 土地等の取得に伴う登記の嘱託

五十二 天災事変に際して指導を受けるいとまのない場合における応急工事の施行
別表第二の三に次のように加える。

徳島県県土整備事務所の長

一 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に関する次のこと。

1 第十一条の規定による変更等の届出の受理

2 第十二条の規定による廃業等の届出の受理

3 第十三条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧所の設置

二 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）に関する次のこと。

1 第七条第四項の規定による違反広告物等の除却

2 第八条の規定による除却した広告物等の保管、売却又は廃棄

三 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）に関する次のこと。

1 第二十九条の規定による避難のための立退きの指示

2 第三十条の規定による水防上の緊急措置の指示

四 土地改良法第五条第六項（同法第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項、第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体が公用又は公共の用に供している土地（国土交通省所管に係る国有財産及び県有財産に係るものに限る。）を一定の地域に含めることの承認

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に関する次のこと。

1 第六条の二第六項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の計画が建築基準関係規定に適合しない旨の通知

2 第七条の六第一項第一号（第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（第六条第一項第一号又は第二号に掲げる

建築物（第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合における建築設備及び工作物を含む。）のうち昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。）

3 第九条第七項（第十条第四項、第八十八条第一項から第三項まで、第九十条第三項及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による使用禁止又は使用制限の仮命令、第九条第十項（第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の施工の停止命令及び第九条第十三項（第十条第四項、第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令をされた旨の公示（第九条第十項の規定による停止命令に係るものに限る。）

4 第十二条第五項（第八十八条第一項から第三項までの規定において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、第十二条第六項（第八十八条第一項から第三項までの規定において準用する場合を含む。）の規定による物件の提出要求及び第十二条第七項（第八十八条第一項から第三項までの規定において準用する場合を含む。）の規定による立入検査等

5 第十六条の規定による建築主事を置く市町村の長に対する報告又は統計の資料の提出の要請

6 第十八条第十九項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の計画が建築基準関係規定に適合しない旨の通知及び第十八条第三十八項第一号（第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合における建築設備及び工作物を含む。）のうち昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。）

7 第四十三条第二項第一号の規定による認定（昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物に指定する件）及び同項第二号の規定による許可（徳島県建築審査会があらじめ定められた基準により同意を得たものであつて、昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物に係るものに限る。）

8 第五十六条の二第一項ただし書の規定による許可（徳島県建築審査会があらじめ定められた基準により同意を得たものであつて、昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物に係るものに限る。）

9 第八十五条第六項の規定による仮設興行場等の建築の許可

10 第八十六条の八第一項の規定による二以上の工事の全体計画の認定、同条第三項（第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による全体計画の変更の認定、第八十六条の八第四項（第八十七条の二第二項において準用す

- る場合を含む。)の規定による報告の徴収、第八十六条の八第五項(第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による改善命令及び第八十六条の八第六項(第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定の取消し(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)
- 11 第八十七条の二第二項の規定による二以上の工事の全体計画の認定(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)
- 12 第八十七条の三第六項の規定による許可
- 13 第九十条の二第二項の規定による建築物の建築主等に対する措置命令
- 六 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第四条の十六第四項ただし書の規定による認定(建築基準法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物(同法第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合における建築設備及び工作物を含む。)のうち昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)
- 七 建築基準法施行条例(昭和四十七年徳島県条例第三十二号)に関する次のこと。
- 1 第四条ただし書の規定による災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築に対する制限の緩和
 - 2 第八条ただし書(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による学校又は体育館等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和
 - 3 第二十三条第三項の規定による興行場等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和
 - 4 第二十四条の規定による形態又は規模が特殊な興行場等の用途に供する建築物に対する制限の緩和
 - 5 第二十八条第二項の規定による百貨店等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和
 - 6 第三十条ただし書の規定による床面積千平方メートルを超える建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和
 - 7 第三十一条の規定による既存の建築物に対する制限の緩和
 - 八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)に関する次のこと(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)
- 1 第六条第一項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による長期優良住宅建築等計画等の認定等及び第六条第三項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事又は建築副主事への通知
 - 2 第十条の規定による地位の承継の承認
 - 3 第十二条の規定による報告の徴収

- 4 第十三条の規定による改善命令
- 5 第十四条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画等の認定の取消し
- 6 第十五条の規定による認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する助言及び指導
- 7 第十八条第二項において準用する建築基準法第九十三条第一項の規定による消防長等に対する同意の要請
- 9 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に関する次のこと（昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。）。
 - 1 第十条第二項の規定による集約都市開発事業計画の認定に関する同意
 - 2 第五十四条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等及び第五十四条第三項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事又は建築副主事への通知
 - 3 第五十六条の規定による報告の徴収
 - 4 第五十七条の規定による改善命令
 - 5 第五十八条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取消し
 - 6 第五十九条の規定による低炭素建築物の新築等に関する助言及び指導
- 10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に関する次のこと（昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。）。
 - 1 第七条の規定による指導及び助言
 - 2 第十一条第一項及び第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに同条第三項の規定による通知書の交付
 - 3 第十二条第二項及び第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに同条第四項の規定による通知書の交付
 - 4 第十三条第一項の規定による是正措置の命令
 - 5 第十五条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査（4に掲げる事項の施行のために行うものに限る。）
 - 6 第三十条第一項の規定による認定及び同条第三項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知
 - 7 第三十一条第一項の規定による認定
 - 8 第三十二条の規定による報告の徴収
 - 9 第三十三条の規定による改善命令
 - 10 第三十四条の規定による認定の取消し
- 11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十三条の規定による書面の交付（昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に

掲げる建築物等以外の建築物に係るものに限る。)

十二 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例(平成十九年徳島県条例第十四号)に関する次のこと(昭和四十五年徳島県告示第八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)

- 1 第二十二条の規定による協議
- 2 第二十三条の規定による指導又は助言
- 3 第二十五条の規定による完了検査
- 4 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査
- 5 第二十七条の規定による勧告
- 6 第三十五条第一項ただし書の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による要請

十三 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則(平成十九年徳島県規則第五十四号)第五条第四号の規定による認定(昭和四十五年徳島県告示第八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)

十四 港湾法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十八号)に関する次のこと。

- 1 第三条の規定による住所等の変更の届出の受理
- 2 第四条の規定による原状回復の届出の受理
- 3 第五条第二項の規定による権利義務の承継の届出の受理
- 4 第六条の規定による占用料等の徴収
- 5 第七条の規定による占用料等の減免
- 6 第八条の規定による占用料等の還付の決定
- 十五 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)に関する次のこと。
 - 1 第三十三条の規定による採取計画の認可
 - 2 第三十三条の五第一項本文の規定による採取計画の変更の認可
 - 3 第三十三条の九の規定による認可採取計画の変更命令
 - 4 第三十三条の十の規定による岩石採取の休止又は廃止の届出の受理
 - 5 第三十三条の十二の規定による採取計画の認可の取消し又は岩石採取の停止命令

6 第三十三条の十三第一項の規定による採石業者に対する緊急措置命令等及び同条第二項の規定による違反採石業者等に対する措置命令

7 第三十三条の十四第二項の規定による市町村長の要請に基づく必要な調査及び措置の実施

8 第三十三条の十七の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令
十六 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)に関する次のこと。

1 第十一条第一項ただし書の規定による土地立入りの通知、同条第二項の規定による土地立入りの許可及び同条第三項の規定による命じた者又は委任した者による土地立入り

2 第十二条第一項の規定による土地立入りの通知及び同条第三項(第三十五条第

- 三項において準用する場合を含む。）の規定による土地立入りの通告
- 3 第十四条第一項の規定による障害物の伐除等の許可の申請及び土地の試掘等の許可、同条第二項の規定による障害物の伐除等の通知並びに同条第三項の規定による障害物の伐除の許可の申請及び伐除した旨の通知
- 4 第十五条の二第一項本文の規定によるあつせん委員のあつせんに付することの申請
- 5 第十五条の七第一項本文の規定による仲裁委員の仲裁の申請
- 6 第二十八条の二の規定による補償等について周知させるための措置
- 7 第二十八条の三第一項の規定による土地の形質の変更の許可
- 8 第三十条第一項後段の規定による事業の廃止等を周知させるための措置
- 9 第三十五条第一項の規定による命を受けた者又は委任を受けた者による土地等への立入測量又は物件の調査及び同条第二項の規定による土地等の占有者への通知
- 10 第三十六条第一項の規定による土地調書及び物件調書の作成、同条第四項の規定による市町村長の立会等の要求並びに同条第五項の規定による立会人の指名の申請及び立会人の指名
- 11 第二百二十二条第一項ただし書の規定による非常災害の際の土地の使用の通知
- 12 第二百二十三条第一項の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用の申立て
- 十七 道路法（昭和二十七年法律第八十号）に関する次のこと。
 - 1 第二十二條第一項の規定による工事原因者に対する工事の施行命令
 - 2 第二十二條の二の規定による維持修繕協定の締結
 - 3 第二十四條の規定による道路管理者以外の者の行う工事の承認
 - 4 第三十二條第一項（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の許可、第三十二條第三項（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の目的等の変更の許可及び第三十二條第五項の規定による道路の占用の許可についての協議
 - 5 第三十四條後段（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
 - 6 第三十六條第一項の規定による工事の計画書の受理及び同条第二項の規定による許可
 - 7 第三十八條第一項（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用に関する工事の施行の決定及び第三十八條第二項（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事の施行の通知
 - 8 第三十九條の九（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による占有物件の維持管理に関する措置命令
 - 9 第四十條第二項（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等の指示
 - 10 第四十三條の二の規定による車両の積載物の落下の予防等の措置命令
 - 11 第四十四條第四項（第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定

による沿道区域等における危険防止等の措置命令及び第四十四条第六項（第六十条第二項、第七十二条第二項及び第九十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による損失補償の協議

12 第四十四条の二第三項の規定による工作物の設置に関する行為の届出の受理、同条第五項の規定による変更の届出の受理及び同条第六項の規定による必要な措置を講ずべきことの勧告

13 第四十五条第一項の規定による道路標識等の設置

14 第四十六条第一項の規定による通行の禁止又は制限

15 第四十七条第三項の規定による通行の禁止又は制限

16 第四十七条の十五第一項前段及び第二項の規定による道路標識の設置

17 第四十八条第二項及び第四項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路保全立体区域内の土地所有者等に対する措置命令

18 第四十八条の十五第四項の規定による道路標識の設置

19 第四十八条の十六の規定による違反行為に対する措置命令

20 第四十八条の二十九の三の規定による利用の禁止又は制限

21 第四十八条の二十九の四の規定による道路標識の設置

22 第四十八条の三十二第一項の規定による車両の停留の許可及び同条第三項の規定による変更の許可

23 第四十八条の三十四の規定による道路標識の設置

24 第四十八条の三十七第一項の規定による利便施設協定の締結

25 第四十八条の三十八第一項の規定による公告及び利害関係人への縦覧、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧等

26 第六十六条第二項本文の規定による土地の立入りの通知並びに同条第六項の規定による一時使用の通知及び意見の聴取

27 第六十七条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定による長時間放置された車両の移動等

28 第六十八条第一項の規定による非常災害時における土地の一時使用又は土石その他の物件の使用、収用若しくは処分及び同条第二項の規定による危険の防御のための従事措置

29 第七十条第三項の規定による損失の補償についての協議

30 第七十一条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分（第二十四条の工事及び第三十二条の許可に係るものに限る。）及び第七十一条第二項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分

31 第七十二条の二第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は職員による立入検査

32 第九十一条第一項の規定による工作物の新築等の許可

33 第九十五条の二の規定による公安委員会との調整（第四十八条の二の規定によ

る自動車専用道路の指定に係るものを除く。)

十八 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第七条第一項及び第二項の規定による車両の総重量等の限度の決定

十九 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第四条の四の十第二号の規定による必要と認められる活動を実施する社団の指定

二十 道路法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十一号)に関する次のこと。

1 第二条の規定による廃止の届出の受理

2 第三条の規定による軽易な変更の届出の受理

3 第四条第一項ただし書及び第二項の規定による権利の譲渡等の承認

4 第五条の規定による占用料の徴収

5 第八条の規定による占用料の減免

二十一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十六条第一項の規定による土地の形質の変更等の許可

二十二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)に関する次のこと。

1 第五条第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公園施設の設置の許可及び許可事項の変更の許可

2 第六条第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による都市公園の占用の許可及び第六条第三項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による許可事項の変更の許可

3 第十条第二項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による原状回復等についての必要な指示

4 第十三条(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による因者負担金の負担の決定

5 第十四条第二項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による附帯工事に要する費用の負担の決定

6 第二十七条(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による監督処分

7 第二十八条第二項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による損失補償についての協議及び第二十八条第四項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による補償金額の負担の決定

二十三 海岸法施行条例に関する次のこと(漁港海岸又は農地海岸に係るものを除く。)

1 第二条の規定による住所等の変更等の届出の受理

2 第三条の規定による休止等の届出の受理

3 第四条第二項の規定による地位の承継の届出の受理

4 第五条の規定による原状回復の届出の受理

5 第六条第一項の規定による占用料等の徴収

6 第七条の規定による占用料等の減免

7 第八条の規定による占用料等の還付

二十四 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)に関する次のこと。

- 1 第二十八条の四第三項第五号イの規定による優良宅地の認定（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のものに限る。）及び同項第六号の規定による優良住宅の認定
- 2 第三十一条の二第二項第十四号ハの規定による優良宅地の認定（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のものに限る。）及び同項第十五号ニの規定による優良住宅の認定
- 3 第六十二条の三第四項第十四号ハの規定による優良宅地の認定（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のものに限る。）及び同項第十五号ニの規定による優良住宅の認定
- 4 第六十三条第三項第五号イの規定による優良宅地の認定（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のものに限る。）及び同項第六号の規定による優良住宅の認定
- 25 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）に関する次のこと。
 - 1 第五条の規定による路上駐車場の設置
 - 2 第八条第二項の規定による路上駐車場の利用に関する事項の表示の標識の設置
- 26 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に関する次のこと。
 - 1 第七十九条の規定による道路の使用許可についての協議
 - 2 第八十条の規定による道路の維持工事等についての協議
- 27 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第十条の規定による保存樹若しくは保存樹林に関する必要な報告若しくは資料の提出の要求又は保存樹若しくは保存樹林の指定その他その保存に関する必要な勧告、助言若しくは技術的援助
- 28 河川法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十五号）に関する次のこと。
 - 1 第四条第二項の規定による地位の承継の届出の受理
 - 2 第七条の規定による流水占用料等の徴収（流水占用料に係るものを除く。）
 - 3 第十条の規定による流水占用料等の減免（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の規定による許可又は同法第二十三条の二の規定による登録に係るもの及び当該許可又は登録に関連する同法第二十四条の規定による許可に係るものを除く。）
- 29 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）に関する次のこと。
 - 1 第十六条の規定による採取計画の認可
 - 2 第二十条第一項本文の規定による採取計画の変更の認可並びに同条第二項及び第三項の規定による採取計画等の変更の届出の受理
 - 3 第二十二条の規定による認可採取計画の変更命令
 - 4 第二十三条第一項の規定による災害の防止のための措置命令又は採取の停止命令及び同条第二項の規定による災害の防止のための措置命令
 - 5 第二十四条の規定による砂利採取の廃止の届出の受理
 - 6 第二十六条の規定による採取計画の認可の取消し又は砂利採取の停止命令
 - 7 第三十三条の規定による報告の徴収
 - 8 第三十六条第四項の規定による市町村長への通報
 - 9 第三十七条第二項の規定による市町村長の要請に基づく調査及び必要な措置の

実施

三十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に関する次のこと。

- 1 第二十九条第一項又は第二項の規定による開発行為の許可（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）
 - 2 第三十条の規定による開発行為の許可申請の受理
 - 3 第三十四条第十三号の規定による既存の権利者からの届出の受理
 - 4 第三十四条の二第一項の規定による開発許可の特例に係る協議（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）
 - 5 第三十五条の二第一項本文の規定による開発行為の変更の許可（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）
 - 6 第三十六条第一項の規定による工事完了の届出の受理並びに同条第二項の規定による開発行為の工事完了の検査及び検査済証の交付（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のものに限る。）
 - 7 第三十七条第一号の規定による建築制限の例外的認定（一件の規模が〇・五ヘクタール未満の開発行為の許可を受けた開発区域内の土地におけるものに限る。）
 - 8 第三十八条の規定による開発行為の廃止の届出の受理
 - 9 第四十二条第一項ただし書の規定による開発行為の許可を受けた土地における建築等の許可（一件の敷地面積が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）及び同条第二項の規定による国の機関との協議（一件の敷地面積が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）
 - 10 第四十三条第一項本文の規定による開発行為の許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可（一件の敷地面積が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）及び同条第三項の規定による国の機関等との協議（一件の敷地面積が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）
 - 11 第四十五条の規定による開発行為の許可に基づく地位の承継の承認（一件の規模が〇・五ヘクタール未満の開発行為の許可に係るものに限る。）
 - 12 第七十五条の四第一項の規定による開発行為に係る同意（一件の規模が〇・五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）
- 三十一 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第六十条の規定による開発行為又は建築に関する証明書等の交付
- 三十二 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に関する次のこと。
- 1 第六十六条第二項の規定による施行者からの意見の聴取（個人又は再開発会社が施行する市街地再開発事業の施行地区内におけるものに限る。）
 - 2 第六十七条の規定による市街地再開発事業の施行についての周知措置

三十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行条例（平成十二年徳島県条例第五十号）に関する次のこと。

- 1 第四条の規定による着手等の届出の受理
- 2 第五条の規定による住所等の変更の届出の受理
- 3 第六条第二項の規定による地位承継の届出の受理

三十四 浄化槽法に関する次のこと（2から8までにあつては、県内業者に係るものに限る。）。

- 1 第五条第一項本文の規定による浄化槽の設置等の届出の受理及び同条第三項の規定による計画の変更又は廃止の命令
- 2 第二十一条第一項又は第三項の規定による登録
- 3 第二十三条第三項の規定による登録簿の謄本の交付及び閲覧
- 4 第二十四条第一項の規定による登録の拒否
- 5 第二十五条第一項の規定による変更の届出の受理
- 6 第二十六条の規定による廃業等の届出の受理
- 7 第二十七条第一項の規定による登録の抹消
- 8 第三十三条第三項の規定による浄化槽工事業の開始等の届出の受理

三十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）に関する次のこと（3から8までにあつては、県内業者に係るものに限る。）。

- 1 第十条第一項及び第二項の規定による対象建設工事に係る届出の受理
- 2 第十一条の規定による国又は地方公共団体からの通知の受理
- 3 第二十一条第一項の規定による登録及び同条第二項の規定による登録の更新
- 4 第二十四条第一項の規定による登録の拒否
- 5 第二十五条第二項の規定による変更があつた事項の登録
- 6 第二十六条の規定による解体工事業者登録簿の閲覧
- 7 第二十七条第一項の規定による廃業等の届出の受理
- 8 第二十八条の規定による登録の抹消
- 9 第四十一条の規定による建設資材の利用の協力要請

三十六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）に関する次のこと。

- 1 第十五条第二項の規定による特別特定建築物を管理する機関の長への通知及び是正措置の要請並びに同条第三項の規定による指導及び助言
- 2 第十六条第三項の規定による指導及び助言
- 3 第二十三条第一項の規定による支障がない旨の認定
- 4 第五十三条第二項及び第三項の規定による報告の徴収及び立入検査等並びに同条第四項及び第五項の規定による報告の徴収

三十七 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）に関する次のこと。

- 1 第四条及び第十二条の規定による保証金の供託等の届出の受理
- 2 第七条第二項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による保証金の不足額の供託の届出の受理

三十八 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）に関する次のこと。

1 第六条及び第十七条の規定による保証金の不足額の供託についての確認の申請の受理

2 第十一条（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による保証金の保管替え等の届出の受理

3 第十二条（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による保証金の取戻しの承認の申請の受理

三十九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十六条第一項及び第十七条第一項（これらの規定を同法第十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により支払等を行う一件二億円未満の補償金で支出負担行為決議書の送付があつたものについての支出命令

四十 徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）に関する次のこと。

1 第八条の規定による占用料等の徴収（徳島小松島港の万代地区小型船舶用泊地、中洲地区第一小型船舶用泊地及び中洲地区第二小型船舶用泊地に係るものを除く。）

2 第十条の規定による占用料等の減免（徳島小松島港の万代地区小型船舶用泊地、中洲地区第一小型船舶用泊地及び中洲地区第二小型船舶用泊地に係るものを除く。）

3 第十四条の三の規定による入港届又は出港届の受理

4 第十五条ただし書の規定による占用料等の還付（徳島小松島港の万代地区小型船舶用泊地、中洲地区第一小型船舶用泊地及び中洲地区第二小型船舶用泊地に係るものを除く。）

四十一 徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）に関する次のこと。

1 第四条（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による行為の制限の許可

2 第六条（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による利用の禁止又は制限をする区域の決定

3 第七条第三項ただし書の規定による有料公園施設等の供用日及び供用時間の変更の承認（徳島県蔵本公園（駐車場を除く。）及び徳島県鳴門総合運動公園に係るものを除く。）

4 第十条（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による監督処分

5 第十条の六の規定による工作物等の返還

6 第十三条第一項の規定による使用料の徴収及び同条第三項の規定による使用料の分割徴収（有料公園施設及び有料用具に係るものを除く。）

7 第十四条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付（有料公園施設及び有料用具に係るものを除く。）

8 第十五条の規定による使用料の全部又は一部の免除（有料公園施設及び有料用

具に係るものを除く。)

四十二 徳島県都市公園条例施行規則(昭和三十三年徳島県規則第五十八号)第十二条の規定による原状回復又は損害賠償に関する事務の処理(徳島県蔵本公園(駐車場を除く。))及び徳島県鳴門総合運動公園に係るものを除く。)

四十三 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年徳島県条例第二十七号)に関する次のこと。

1 第二条第一項の規定による行為の許可及び同条第三項後段の規定による国又は県の機関との協議

2 第三条後段の規定による通知の受理

3 第五条第一項の規定による監督処分及び同条第二項前段の規定による措置の代行

4 第六条第一項の規定による立入検査

四十四 徳島県屋外広告物条例(平成四年徳島県条例第五十二号)に関する次のこと。

1 第六条第一項の規定による許可地域における広告物等の表示等の許可

2 第七条第三項の規定による自家用広告物等の許可

3 第十一条第三項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可の期間の更新

4 第十二条第一項の規定による変更等の許可

5 第十四条の規定による許可の取消し

6 第十七条第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による除却

7 第十八条の規定による広告物等の除却命令

8 第十八条の七の規定による広告物等の返還

9 第十九条第一項の規定による報告等の徴収及び立入検査

10 第三十一条第一項の規定による手数料の徴収及び同条第四項ただし書の規定による手数料の還付の決定

四十五 徳島県土整備関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十七号)に関する次のこと(委任事務又は徳島県土整備事務所の長の専決に属する事務に係るものに限る。)

1 第二条の規定による手数料の徴収

2 第五条第一項の規定による手数料の減免

四十六 徳島県法定外公共用財産管理条例(平成十二年徳島県条例第四十八号)に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による使用等の許可

2 第六条の規定による使用料等の減免

四十七 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと(徳島県土整備事務所が管理する土地におけるものに限る。)

1 第二百二十八条第一項の規定による放置自動車の調査及び警告書の貼付け並びに

同条第二項の規定による施錠の解錠及び車内調査

2 第二百二十九条第一項の規定による放置自動車の移動及び保管

- 3 第三百三十条第一項の規定による放置自動車の所有者等に対する勧告及び同条第二項の規定による命令
- 4 第三百三十一条第一項の規定による放置自動車の廃物認定
- 5 第三百三十二条第一項及び第三項の規定による放置自動車の処分
- 6 第三百三十三条の規定による費用の請求
- 四十八 次に掲げる事業の補助金の交付に関する事務の処理
 - 1 県単急傾斜地崩壊対策事業
 - 2 災害防止対策緊急事業
 - 3 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
- 四十九 請負対象額が一件二億円未満（請負契約締結後設計変更により当初の請負契約額の三十パーセントを超えない範囲内で請負対象額が増加したため当初の請負契約額と当該増加した請負対象額との合計額が二億円以上となる場合を含む。）の工事の施行
 - 五十 請負対象額が一件二億円未満の工事の入札の執行
 - 五十一 請負対象額が一件二億円未満（請負契約締結後設計変更により当初の請負契約額の三十パーセントを超えない範囲内で請負対象額が増加したため当初の請負契約額と当該増加した請負対象額との合計額が二億円以上となる場合を含む。）の工事の請負契約の締結（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）
 - 五十二 工事に必要な一件二億円未満の土地等の取得又は使用に係る契約の締結
 - 五十三 工事に必要な土地等の取得又は使用に伴う一件二億円未満の損失補償に係る契約の締結
 - 五十四 土地収用法第四十六条の四第一項、第九十五条第一項及び第九十七条第一項の規定により支払等を行う一件二億円未満の補償金等で支出負担行為決議書の送付があつたものについての支出命令
 - 五十五 土地等の取得等に伴う登記
 - 五十六 土地等の取得及び使用に伴う物件移転の検査
 - 五十七 天災その他の事変に際して指揮を受けるいとまのない場合における応急工事の施行
 - 五十八 国庫補助に係る市町村の行う工事の指導監督
 - 五十九 県費補助に係る市町村の行う工事の指導監督及び当該工事が完了したときの検査
 - 六十 次に掲げる業務の委託で、その対象額が一件三千万円未満（委託契約締結後に契約内容の変更により当初の委託契約額の三十パーセントを超えない範囲内で委託対象額が増加したため当初の委託契約額と当該増加した委託対象額との合計額が三千万円以上となる場合を含む。）の委託契約の締結（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）
- 1 県が管理する道路の巡視業務及び維持修繕業務
- 2 県が管理する河川の巡視業務及び維持修繕業務
- 3 県が管理する可動橋の操作業務及び維持修繕業務
- 4 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第二項に規定する県が管理する公

- 共海岸（国土交通省所管に係るものに限る。）の巡視業務及び維持修繕業務
- 5 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項に規定する公有水面（国土交通省所管に係るものに限る。）の巡視業務
 - 6 砂利採取法に規定する砂利採取場等の巡視業務
 - 7 採石法第三十三条に規定する岩石採取場等の巡視業務
 - 8 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地の巡視業務及び当該指定された土地にある砂防設備の維持修繕業務
 - 9 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域の巡視業務及び当該指定された地すべり防止区域内にある地すべり防止施設の維持修繕業務
 - 10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域の巡視業務及び当該急傾斜地崩壊危険区域内にある急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕業務
 - 11 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第九条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域の巡視業務
 - 12 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設等の巡視業務及び維持修繕業務
 - 13 県土整備部の分掌に属する工事、維持修繕及び用地取得に係る測量、設計、試験、調査及び用地取得事務の業務
 - 六十一 徳島県公舎管理規則第十二条第四項の規定による原状回復又は費用弁償の請求及び減免の決定（徳島県県土整備事務所の管理に属するものに限る。）
 - 六十二 徳島県行政財産使用料条例第四条ただし書の規定による使用料の納付の時期及び方法についての特例措置の決定（徳島県徳島県土整備事務所長及び徳島県吉野川県土整備事務所長を除く。）
 - 六十三 徳島県公有財産取扱規則に関する次のこと（徳島県徳島県土整備事務所長及び徳島県吉野川県土整備事務所長を除く。）
 - 1 第三十三条第一項ただし書の規定による使用期間の決定
 - 2 第三十四条各号列記以外の部分のただし書の規定による許可条件の一部の省略の決定
 - 3 第三十五条第一項の規定による行政財産の使用の許可
 - 4 第三十六条において準用する第四十四条の規定による使用許可の取消し
 - 六十四 徳島県県土整備事務所の施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理（徳島県県土整備事務所の管理に属するものに限る。）
 - 六十五 徳島県県土整備事務所の庁舎における電気の調達に係る事務の処理（企画総務部長の専決に係るものを除く。）
- 別表第二の三を別表第二とし、別表第三及び別表第四を削る。
- 別表第五中「（第十条関係）」を「（第八条関係）」に改め、同表その一の表第四号中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改め、同表その一の表第八号中「東部県税局」を「徳島県県税局」に改め、同表その二を次のように改める。

	十八 貸付金	二千万円未満
	十九 補償、補填及び賠償金（賠償金を除く。）	千万円未満
	二十 償還金、利子及び割引料	五千万円未満
	二十一 投資及び出資金	千万円未満
	二十二 公課費	全額
徳島県会計規則第二十六条の規定による支出命令		全額（ <small>かい</small> の長の支出負担行為に係るものに限る。）

備考

- 1 この表の規定は、第七条、第八条、第十条及び第十四条の規定により別に委任したものに係る支出負担行為及び支出命令については適用しないものとする。
- 2 この表中の金額は、一件当たりの予定金額若しくは契約金額又は支出金額をいう。
- 3 支出負担行為の決裁後に、支出負担行為の変更を行う場合において、変更後の支出負担行為の金額がこの表に規定する支出負担行為の金額を超えることとなるときは、上司の決裁を受けなければならない。
- 4 支出負担行為の変更又は取消しに附随して生ずる返還、相殺等に関する事務の処理は、かいの長が決裁するものとする。
- 5 支出負担行為の事前決裁を要するものについては、この表を適用するものとする。

別表第五を別表第三とする。

別表第六中「（第十一条関係）」を「（第九条関係）」に改め、同表を別表第四とし、別表第七及び別表第八を削る。

別表第九中「（第十四条関係）」を「（第十条関係）」に改め、同表徳島県立中学校の長の項第一号中「に関する次のこと」を「第一条の規定による使用料及び手数料（入学料に係るものを除く。）の徴収」に、「除く。」を「除く。」に改め、同号の1及び2を削り、同表徳島県立高等学校の長の項第一号の1中「手数料」を「手数料（入学料に係るものを除く。）」に改め、同項第五号の3中「入学料又は」を削り、同表を別表第五とする。

別表第十中「（第十五条関係）」を「（第十一条関係）」に改め、同表第一号中「別表第五」を「別表第三」に改め、「本部並びに東部各局及びセンター等の欄」を削り、同表

を別表第六とする。

別表第十の二中「(第十五条の二関係)」を「(第十二条関係)」に改め、同表を別表第七とし、別表第十一を削る。

別表第十二中「(第十七条関係)」を「(第十三条関係)」に改め、同表を別表第八とする。

別表第十二の二中「(第十七条の二関係)」を「(第十四条関係)」に改め、同表を別表第九とする。

別表第十三中「(第十八条関係)」を「(第十五条関係)」に改め、同表第一号中「別表第五」を「別表第三」に改め、「本部並びに東部各局及びセンター等の欄」を削り、同表を別表第十とする。

別表第十三の二中「(第十八条の二関係)」を「(第十六条関係)」に改め、同表を別表第十一とする。

別表第十三の三中「(第十八条の三関係)」を「(第十七条関係)」に改め、同表を別表第十二とする。

別表第十四中「(第十九条関係)」を「(第十八条関係)」に改め、同表徳島県行政組織規則第五条第二項及び第六条第二項に規定する課(知事直轄組織知事戦略局及び徳島県文化の森振興センターを含む。以下この表及び次表において「課」という。)、徳島県会計規則別表第三に掲げる出納局会計課の所管する二号廨(以下「会計課の所管する二号廨」という。)、徳島県教育委員会(事務局に限る。)、徳島県人事委員会、徳島県監査委員、徳島県労働委員会、徳島県収用委員会、徳島県警察本部(警務部情報発信課及び会計課並びに交通部交通指導課に限る。)、並びに徳島県議会の所掌に属する歳入及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項名中「及び会計課並びに交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課」に改め、同表徳島県会計規則別表第一に掲げる一号廨及び同規則別表第三に掲げる一号廨の所管する二号廨(以下「一号廨の所管する二号廨」という。)(の所掌に属する歳入、歳出及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項第四号の2中「収入及び支出についての事前合議の審査」を「事前審査に係る収入の確認(重要又は異例に属するものを除く。)、及び支出の審査(会計管理者が必要と認めるものにあつては、重要又は異例に属するものを除く。)」に改め、同号の3中「審査」を「確認」に改め、同号の4中「同条第三項第二号に掲げる歳入」を「県税及びこれに伴う県税外諸収入(徳島県税局の窓口において収納したものに限る。)」に改め、同表徳島県東部県税局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入並びにこれらの還付並びに歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項名中「徳島県東部県税局」を「徳島県税局」に改め、同項第二号の2中「同条第三項第二号に掲げる歳入」を「県税及びこれに伴う県税外諸収入(徳島県税局の窓口において収納したものに限る。)」に改め、同項中「徳島県東部県税局の税務出納員」を「税務出納員」に改め、同表徳島県南部総合県民局以外の総合県民局及び徳島県東部県税局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入(窓口において収納したものに限る。))に係る次に掲げる事務の項から総合県民局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入(窓口において収納したものに限る。))に係る次に掲げる事務の項までを削り、同表を別表第十三とする。

別表第十五中「(第二十条関係)」を「(第十九条関係)」に改め、同表出納局会計課長の職にある出納局等出納員の項中「及び会計課並びに交通部交通指導課」を「、会計課及び監察課、生活安全部生活安全企画課並びに交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課」に改め、同表廃出納員の項を次のように改める。

<p>廃出納員</p>	<p>一号^{かい}廢の所管する二号^{かい}廢の所掌に属する県税外歳入及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法第七十条第二項第五号の規定による現金の記録管理 2 徳島県会計規則に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> (一) 第十七条第一項の規定による領収証書の交付 (二) 第十八条第二項の規定による払込書の作成 (三) 第二十条の三第二項の規定による納付取消しの通知 (四) 第五十三条第二項の規定による領収証書の交付及び指定金融機関等への払込みの決定 	<p>一号^{かい}廢の所管する二号^{かい}廢の収入分任出納員</p>

別表第十五徳島県南部総合県民局の税務出納員の項及び徳島県西部総合県民局の税務出納員の項を削り、同表徳島県東部県税局の税務出納員の項を次のように改める。

<p>税務出納員</p>	<p>徳島県県税局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入に係る次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法第七十条第二項第五号の規定による現金の記録管理 2 徳島県会計規則に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> (一) 第十七条第一項の規定による領収証書の交付並びに同条第四項の規定による押印及び交付（県税及びこれに伴う県税外諸収入（徳島県県税局の窓口において収納したものに限り。）に係るものに限る。） (二) 第十八条第二項の規定による払込書の作成 (三) 第二十条の三第二項の規定による納付取消しの通知 	<p>税務分任出納員</p>

別表第十五を別表第十四とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の徳島県事務委任規則（以下「旧規則」という。）の規定により事務の委任を受けた者が行った許可、認可その他の処分若しくは契約の締結その他の行為又は事務の委任を受けた者に対してなされた申請、届出その他の手続は、改正後の徳島県事務委任規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務の委任を受けた者が行ったもの又は当該事務の委任を受けた者に対してなされたものとみなす。

3 施行日前に知事が行った許可、認可その他の処分若しくは契約の締結その他の行為又は知事に対してなされた申請、届出その他の手続で、新規則の規定により新たに委任される事務に係るものは、施行日以後においては、新規則の規定により当該事務の委任を受けた者が行ったもの又は当該事務の委任を受けた者に対してなされたものとみなす。

4 施行日前に旧規則の規定により事務の委任を受けた者が行った許可、認可その他の処分若しくは契約の締結その他の行為又は事務の委任を受けた者に対してなされた申請、届出その他の手続で、新たに知事が行う事務に係るものは、施行日以後においては、知事が行ったもの又は知事に対してなされたものとみなす。

徳島県規則第三十二号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(土木施設及び工事取締条例施行規則の一部改正)

第一条 土木施設及び工事取締条例施行規則(昭和二十四年徳島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局(以下「総合県民局等」という。)の長」を「徳島県県土整備事務所の長(以下「県土整備事務所長」という。)」に改め、同条第二項中「総合県民局等の長」を「県土整備事務所長」に改める。
第三条及び第四条第一項中「総合県民局等の長」を「県土整備事務所長」に改める。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第二条 狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年徳島県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「が徳島県総合県民局」を「が徳島県阿南保健所、徳島県美波保健所、徳島県美馬保健所又は徳島県三好保健所」に、「徳島県総合県民局の長」を「徳島県保健所の長」に改める。

第九条中「徳島県総合県民局」を「徳島県阿南保健所、徳島県美波保健所、徳島県馬保健所、徳島県三好保健所」に改める。
様式第一号中「漆吟廻叩叩」を「和齋叩」に改める。

(森林病虫害等防除法施行細則等の一部改正)

第三条 次に掲げる規則の規定中「徳島県総合県民局又は徳島県東部農林水産局」を「徳島県農林事務所」に改める。

一 森林病虫害等防除法施行細則(昭和二十六年徳島県規則第二条)第一条第一項
二 森林病虫害等防除法の施行に伴う損失補償規則(昭和三十八年徳島県規則第九十六号)第一条

三 徳島県営林道事業実施規則(昭和四十一年徳島県規則第八十号)第八条

四 林業種苗法施行細則(昭和四十六年徳島県規則第四号)第十六条
(母体保護法施行細則等の一部改正)

第四条 次に掲げる規則の規定中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局」を「徳島県保健所」に改める。

一 母体保護法施行細則(昭和二十八年徳島県規則第五号)第二条
二 母子保健法施行細則(昭和四十四年徳島県規則第三十一号)第十四条
三 栄養士法施行細則(昭和五十三年徳島県規則第四十四号)第二条
四 旅館業法施行細則(昭和五十七年徳島県規則第三十五号)第八条
五 化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年徳島県規則第四十九号)第十一条第一項

六 興行場法施行細則(昭和五十九年徳島県規則第五十号)第六条

七 公衆浴場法施行細則(昭和六十年徳島県規則第二十号)第六条

八 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成元年徳島県規則第五十三号）第七条第一項

九 医療法施行細則（平成十二年徳島県規則第三十一号）第一条

十 温泉法施行細則（平成十二年徳島県規則第三十五号）第二十三条第一項

十一 健康増進法施行細則（平成十五年徳島県規則第三十五号）第三条第二項

（道路法施行細則の一部改正）

第五条 道路法施行細則（昭和二十九年徳島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局」を「徳島県県土整備事務所」に、「この限り」を「この限り」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「~~徳島県総合県民局~~・~~徳島県東部県土整備局~~」を「~~徳島県総合県民局~~」に改める。

（クリーニング業法施行細則の一部改正）

第六条 クリーニング業法施行細則（昭和三十一年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局（以下「総合県民局等」という。）の長」を「徳島県保健所の長（以下「保健所長」という。）」に改める。

第四条第一項から第三項まで、第五条及び第五条の二中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

様式第一号から様式第四号の三までの規定中 「~~徳島県総合県民局長~~」を「~~徳島県東部保健福祉局長~~」

「~~保健所長~~」に改める。

「~~総合県民局長~~」

様式第四号の四その一中 ~~徳島県~~ を「~~徳島県~~ 保健所長」に改

~~東部保健福祉局長~~」

め、同様式その二及びその三中 「~~徳島県~~」を「~~徳島県~~ 保健所長」

「~~総合県民局長~~」

に改める。

（加賀須野橋可動橋管理規則の一部改正）

第七条 加賀須野橋可動橋管理規則（昭和三十一年徳島県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「徳島県東部県土整備局」を「徳島県徳島県土整備事務所」に改め、同条第二項中「徳島県東部県土整備局長」を「徳島県徳島県土整備事務所長」に改める。

（港湾法施行細則の一部改正）

第八条 港湾法施行細則（昭和三十一年徳島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「徳島県南部総合県民局長又は徳島県東部県土整備局長」を「徳島県徳島県土整備事務所長、徳島県阿南県土整備事務所長又は徳島県美波県土整備事務所長」に改める。

(徳島県都市公園条例施行規則等の一部改正)

第九条 次に掲げる規則の規定中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局」を「徳島県県土整備事務所」に改める。

- 一 徳島県都市公園条例施行規則（昭和三十三年徳島県規則第五十八号）第五条
- 二 河川法施行細則（昭和四十年徳島県規則第二十号）第二条第一号及び第六条
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十四年徳島県規則第八十九号）第十二条

四 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和四十五年徳島県規則第四十四号）第二条第二項

五 徳島県法定外公共用財産管理条例施行規則（平成十二年徳島県規則第七十三号）第十四条

六 砂防法施行細則（平成十五年徳島県規則第二十五号）第十一条

七 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第五十四号）第十五条第一項

（理容師法施行細則の一部改正）

第十条 理容師法施行細則（昭和三十四年徳島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局（以下「総合県民局等」という。）の長」を「徳島県保健所の長（以下「保健所長」という。）」に改め、同条第二項中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

第四条及び第五条中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

第六条第一項各号列記以外の部分中「総合県民局等（）」を「徳島県保健所（）」に、「所轄総合県民局等」を「所轄保健所」に改め、同項各号中「総合県民局等」を「徳島県保健所」に改め、同条第二項中「所轄総合県民局等」を「所轄保健所」に改める。

様式第一号から様式第四号までの規定中 「徳島県 総合県民局長」を「徳島県 東部保健福祉局長」

保健所長」に改める。

様式第五号中 「 総合県民局 第 号」を「保健所 第 号」に、「東部保健福祉局」

徳島県 総合県民局長 を「徳島県 保健所長」に改める。
徳島県 東部保健福祉局長」

様式第六号中 「 徳島県 総合県民局長」を「徳島県 保健所長」に改める。
東部保健福祉局長」

様式第七号その一中 「 徳島県 総合県民局長」を「徳島県 保健所長」に改め、
東部保健福祉局長」

同様式その二及びその三中 「 徳島県 総合県民局長」を「徳島県 保健所長」に改
東部保健福祉局長」

める。

様式第八号から様式第十号までの規定中 「 徳島県 総合県民局長」を「徳島県

和齋所長」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第十一条 美容師法施行細則(昭和三十四年徳島県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局(以下「総合県民局等」という。)の長」を「徳島県保健所の長(以下「保健所長」という。)」に改め、同条第二項中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

第四条及び第五条中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

第六条第一項各号列記以外の部分中「総合県民局等(」を「徳島県保健所(」に、「所轄総合県民局等」を「所轄保健所」に改め、同項各号中「総合県民局等」を「徳島県保健所」に改め、同条第二項中「所轄総合県民局等」を「所轄保健所」に改める。

様式第一号から様式第四号までの規定中 「徳島県 総合県民局長
徳島県東部保健福祉局長」 を「徳島県 保健所長」に改める。

様式第五号中 「総合県民局 第 号」を「保健所 第 号」に、「
徳島県 総合県民局長 徳島県東部保健福祉局長」を「徳島県 保健所長」に改める。

様式第六号中 「徳島県 総合県民局長 徳島県東部保健福祉局長」を「徳島県 保健所長」に改める。

様式第七号その一中 徳島県 総合県民局長 徳島県東部保健福祉局長」を「徳島県 保健所長」に改め、

同様式その二及びその三中 「徳島県 総合県民局長 徳島県東部保健福祉局長」を「徳島県 保健所長」に改める。

様式第八号から様式第十号までの規定中 「徳島県 総合県民局長 徳島県東部保健福祉局長」を「徳島県 保健所長」に改める。

第十二条 地すべり等防止法施行細則の一部改正)
の(地すべり等防止法施行細則の一部改正)
のように改正する。

第九条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局」を「徳島県県土整備事務所」に、「徳島県東部農林水産局」を「徳島県農林事務所」に改める。

(徳島県行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに関する規則の一部改正)
正)

第十三条 徳島県行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに関する規則(昭和三十六年徳島県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局」を「徳島県福祉事務所」に

改める。

(徳島県会計規則の一部改正)

第十四条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「本部及び徳島県総合県民局(以下「総合県民局」という。)」を「出先機関」に改め、同条第七号中「本部並びに徳島県東部県税局、徳島県東部保健福祉局、徳島県東部農林水産局及び徳島県東部県土整備局(以下「東部各局」という。)、センター等(徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第三号に規定するセンター等をいう。)」を「出先機関」に、「並びに警察署」を「及び警察署」に改める。

第三条に次の一項を加える。

2 知事は、徳島県事務決裁規程(昭和四十二年徳島県訓令第六十号)の規定により、^か麻の長の権限に属する事務の一部を専決することとされた者がある場合においては、当該者が所属する当該^か麻の内部組織を^か麻に準じて取り扱うことがある。

第五条第一項の表第一号の2中「総合県民局の出納室長及び本部(徳島県東海本部を除く。)」を「徳島県南部出納室及び徳島県西部出納室の長並びに徳島県東京本部及び徳島県関西本部」に改め、同号の3中「総合県民局出納室」を「徳島県南部出納室及び徳島県西部出納室」に、「及び本部(徳島県東海本部を除く。)」を「並びに徳島県東京本部及び徳島県関西本部」に改め、同号の4及び5を次のように改める。

4 徳島県県税局長

税務出納員

5 徳島県県税局の副局長、支所長又は出張所長(徳

税務副出納員

島県県税局長が指定する者に限る。)

第五条第一項の表第一号の7中「総合県民局の出納室長及び本部(徳島県東海本部を除く。)」を「徳島県南部出納室及び徳島県西部出納室の長並びに徳島県東京本部及び徳島県関西本部」に改め、同号の8中「総合県民局の副部長又は次長(当該総合県民局の長が指定する者に限る。)、東部各局の副局長又は次長(当該東部各局の長が指定する者に限る。)」を削り、「補佐する者に限る。)」を「補佐する者に限る。)、徳島県県税局の副局長、支所長又は出張所長(徳島県県税局長が指定する者に限る。)」に、「徳島県食肉衛生検査所」を「徳島県食肉衛生検査所、徳島県南部環境保全室、徳島県西部環境保全室」に改め、同号の10中「総合県民局及び徳島県東部県税局」を「徳島県県税局」に改め、同号の11中「第十七条第一項」を「(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第十四条第一項」に改め、同号の12中「及び総合県民局出納室」を「並びに徳島県南部出納室及び徳島県西部出納室」に、「総合県民局地域創生防災部、総合県民局地域創生観光部、徳島県東部県税局及び本部(徳島県東海本部を除く。)」を「徳島県県税局、徳島県東京本部及び徳島県関西本部」に改め、同表第二号の3中「並びに交通部交通指導課」を「、生活安全全部生活安全企画課並びに交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課」に改める。

第十七条第三項中「総合県民局又は徳島県東部県税局」を「徳島県県税局」に改める

第二十七条の三第一項の表第一号の二及び第一号の三を削り、同表第二号中「前二号、」を削り、「副本部長」を「副所長、副局長若しくは副本部長（二人以上の副所長、副局長又は副本部長が置かれている廳^かにあつては、会計事務について当該廳^かの長を補佐する副所長、副局長又は副本部長）」に改め、同表第七号中「次長」を「副所長又は次長（徳島県立総合教育センターの次長を除く。）（」に改める。

附則第六項中「徳島県東部県税局の各庁舎に同庁舎専用」を「徳島県税局の支所及び出張所（以下「支所等」という。）にそれぞれ支所等専用」に改める。

別表第一中

「徳島県南部総合県民局」を「徳島県南部出納室」に改める。
徳島県西部総合県民局」 徳島県西部出納室」

「徳島県東海本部

徳島県東部県税局

徳島県東部保健福祉局

徳島県東部農林水産局

徳島県東部県土整備局

徳島県防災人材育成センター

徳島県自治研修センター

徳島県立二十一世紀館

「徳島県防災人材育成センター

徳島県自治研修センター

徳島県県税局

徳島県阿南地域連携事務所

徳島県美波地域連携事務所

徳島県美馬地域連携事務所

徳島県三好地域連携事務所

徳島県立二十一世紀館

「徳島県立保健製薬環境センター

徳島県南部環境保全室

徳島県西部環境保全室

徳島県中央子ども女性相談センター」

「徳島県発達障がい者総合支援センター

徳島県徳島保健所

徳島県吉野川保健所

徳島県阿南保健所

徳島県美波保健所

徳島県美馬保健所

徳島県三好保健所

徳島県東部福祉事務所

徳島県南部福祉事務所

徳島県西部福祉事務所

徳島県東海本部

徳島県立工業技術センター

「徳島県立農林水産総合技術支援

徳島県徳島農林事務所

徳島県吉野川農林事務所

徳島県阿南農林事務所

徳島県美波農林事務所

徳島県美馬農林事務所

「徳島県発達障がい者総合支援センター」
徳島県立工業技術センター」

「徳島県立保健製薬環境センター」
徳島県中央子ども女性相談センター」

別表第二中

に、

に、

「徳島県立農林水産総合技術支援センター」 徳島県三好農林事務所
に、 徳島県阿南芸自動車道用地推進センター を 徳島県阿南芸自動車道用地推
徳島県立総合教育センター 徳島県徳島県土整備事務所
徳島県立総合教育センター 徳島県吉野川県土整備事務所
徳島県阿南県土整備事務所
徳島県美波県土整備事務所
徳島県美馬県土整備事務所
徳島県三好県土整備事務所
徳島県立総合教育センター

センター
進センターに改める。

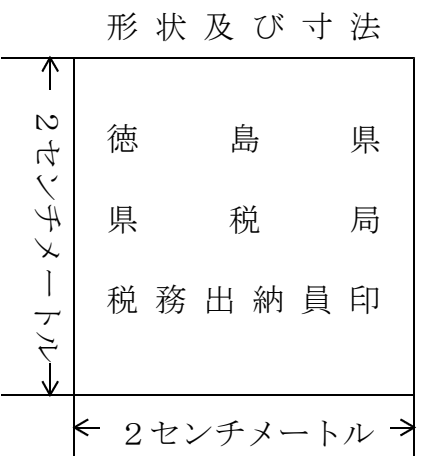
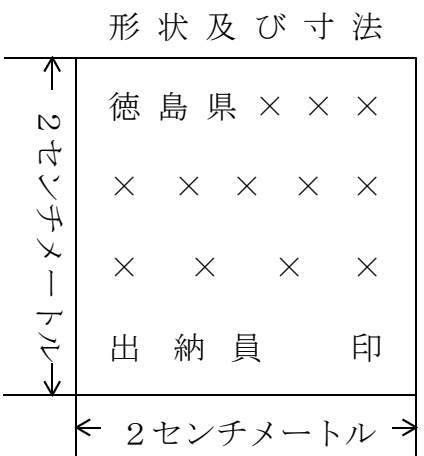
別表第三その一の表出納局会計課の項中「徳島県東部県税局 徳島県東部保健福祉局
徳島県東部農林水産局 徳島県東部県土整備局 徳島県防災人材育成センター 徳島
県自治研修センター」を「徳島県防災人材育成センター 徳島県自治研修センター 徳
島県県税局」に、「徳島県立工業技術センター」を「徳島県徳島保健所 徳島県吉野川
保健所 徳島県東部福祉事務所 徳島県立工業技術センター」に、「徳島県立総合教育
センター」を「徳島県徳島農林事務所 徳島県吉野川農林事務所 徳島県徳島県土整備
事務所 徳島県吉野川県土整備事務所 徳島県立総合教育センター」に改め、同その一
の表徳島県南部総合県民局の項の項名を「徳島県南部出納室」に改め、同項中「徳島県
南部子ども女性相談センター 徳島県出羽島診療所 徳島県立南部テクノスクール 徳
島県阿南芸自動車道用地推進センター」を「徳島県阿南地域連携事務所 徳島県美波
地域連携事務所 徳島県南部環境保全室 徳島県南部子ども女性相談センター 徳島県
出羽島診療所 徳島県阿南保健所 徳島県美波保健所 徳島県南部福祉事務所 徳島県
立南部テクノスクール 徳島県阿南農林事務所 徳島県美波農林事務所 徳島県阿南芸
自動車道用地推進センター 徳島県阿南県土整備事務所 徳島県美波県土整備事務所
」に改め、同その一の表徳島県西部総合県民局の項の項名を「徳島県西部出納室」に改
め、同項中「徳島県西部子ども女性相談センター 徳島県立西部テクノスクール」を「

徳島県美馬地域連携事務所 徳島県三好地域連携事務所 徳島県西部環境保全室 徳島県西部こども女性相談センター 徳島県美馬保健所 徳島県三好保健所 徳島県西部福祉事務所 徳島県立西部テクノスクール 徳島県美馬農林事務所 徳島県三好農林事務所 徳島県美馬県土整備事務所 徳島県三好県土整備事務所」に改め、同表その二の表出納局会計課の項中「徳島県東部保健福祉局」を「徳島県東部福祉事務所」に改め、同その二の表徳島県南部総合県民局の項及び徳島県西部総合県民局の項を次のように改める。

徳島県南部出納室 阿南市富岡町	徳島県南部福祉事務所	徳島大正 銀行阿南支店
徳島県西部出納室 三好市池田町	徳島県西部福祉事務所	徳島大正 銀行池田支店

別表第四を次のように改める。

別表第四（第十条関係）
麻^か出納員の印章

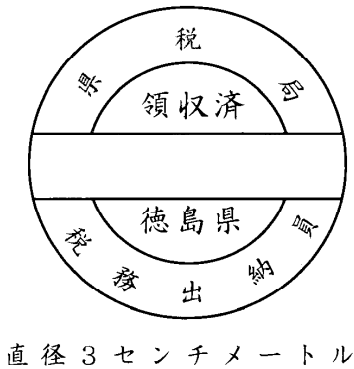


税務出納員の印章

別表第六を次のように改める。

別表第六（第十七条関係）

県税及びこれに伴う県税外諸収入領収印



様式第九十七号その一中「~~出納税~~」を「~~出納税~~」に改める。

（徳島県収入証紙条例施行規則の一部改正）

第十五条 徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

（徳島県公有財産取扱規則の一部改正）

第十六条 徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「生活環境部交通・生活安全担当部長」を「観光スポーツ文化部交流拠点整備担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、保健福祉部医療健康担当部長」に、「県土整備部プロジェクト担当部長」を「農林水産部次世代農業担当部長、県土整備部県土強靱化担当部長」に改め、同条第三項中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に、「各課及び」を「各課並びに」に改める。

第四条中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第六条第二項中「本部、東部各局、センター等（徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）、総合県民局」を「出先機関」に改める。

第七条中「本部の長、東部各局の長、センター等の長、総合県民局長」を「出先機関の長」に改める。

第八条第一項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改め、同条第二項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に、「本部の長、東部各局の長、センター等の長、総合県民局長」を「出先機関の長」に改める。

第九条及び第十五条第二項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第十七条及び第十八条第一項中「本部の長、東部各局の長、センター等の長、総合県民局長」を「出先機関の長」に改める。

第十九条第一項から第四項までの規定中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第二十条及び第二十一条中「本部の長、東部各局長、センター等の長、総合県民局長」を「出先機関の長」に改める。

第二十七条中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第五十四条中「本部の長、東部各局長、センター等の長、総合県民局長」を「出先機関の長」に、「(東部各局長、センター等の長、総合県民局長)」を「(出先機関の長)」に、「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第五十五条第一項中「本部の長、東部各局長、センター等の長、総合県民局長」を「出先機関の長」に改め、同条第二項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第六十三条中「十七人」を「十二人」に改める。

第六十四条第二項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第六十五条中「部長(企画総務部広域行政担当部長、経済産業部商流・交流担当部長及び知事直轄組織知事戦略局長)」を「徳島県部等設置条例第一条に規定する部の長(企画総務部長)」に、「、病院局長及び総合県民局長」を「及び病院局長」に改める。

第六十八条第二項中「第十三条」を「第十一条」に、「市町村課」を「市町村課、徳島県地域連携事務所」に、「、病院局経営改革課、総合県民局地域創生防災部並びに総合県民局地域創生観光部」を「並びに病院局経営改革課」に改める。

様式第四号、様式第五号及び様式第七号中「~~企画総務部広域行政担当部長~~」を「~~企画総務部~~」に改める。

(徳島県契約事務規則の一部改正)

第十七条 徳島県契約事務規則(昭和三十九年徳島県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条の三第三号中「及び本部」を削り、「、東部各局、センター等(徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第三号に規定するセンター等をいう。)、総合県民局等」を「及び出先機関」に改める。

(徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第十八条 徳島県予算の編成及び執行に関する規則(昭和三十九年徳島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「生活環境部交通・生活安全担当部長」を「観光スポーツ文化部交流拠点整備担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、保健福祉部医療健康担当部長」に、「県土整備部プロジェクト担当部長」を「農林水産部次世代農業担当部長、県土整備部県土強靱化担当部長」に改め、同条第三号中「第十三条」を「第十一条」に改め、同条第四号中「第十七条」を「第十四条」に改める。

(徳島県公舎管理規則の一部改正)

第十九条 徳島県公舎管理規則(昭和三十九年徳島県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に、「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改め、同条第二号中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改め、同条第三号中「生活環境部交通・生活安全担当部長」を「観光スポーツ文化部交流拠点整備担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長

、保健福祉部医療健康担当部長」に、「及び県土整備部プロジェクト担当部長」を「、農林水産部次世代農業担当部長及び県土整備部県土強靱化担当部長」に改める。

第五条第一項第三号中「センター等（徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）」を「出先機関」に改め、同条第二項中「本部、東部県税局又は総合県民局」を「出先機関」に改め、同条第三項中「本部、総合県民局」を「出先機関（同項第三号に掲げる出先機関を除く。）」に改める。

別表第一の四の項中「徳島県西部総合県民局」を「徳島県三好地域連携事務所」に改め、同表の五の項中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県美波地域連携事務所」に改め、同表の六の項中「徳島県西部総合県民局」を「徳島県美馬地域連携事務所」に改め、同表の七の項中「徳島県東部県税局」を「徳島県阿南地域連携事務所」に改め、同表の八の項中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県阿南地域連携事務所」に改め、同表の九の項中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県阿南県土整備事務所」に改める。

別表第三の四の項中「東部各局、センター等、総合県民局」を「出先機関」に改める。
（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第二十条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年徳島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「徳島県東部保健福祉局又は徳島県総合県民局」を「徳島県福祉事務所」に改める。

（徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部改正）

第二十一条 徳島県港湾施設管理条例施行規則（昭和四十年徳島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「徳島県南部総合県民局及び徳島県東部県土整備局」を「徳島県徳島県土整備事務所、徳島県阿南県土整備事務所及び徳島県美波県土整備事務所」に改める。

（徳島県職員被服等貸与規則の一部改正）

第二十二条 徳島県職員被服等貸与規則（昭和四十年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、本部、東部各局、センター等（同規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）及び総合県民局」を「及び出先機関」に改め、同条第二項中「、本部、東部各局、センター等若しくは総合県民局」を「若しくは出先機関」に改める。

別表知事直轄組織知事戦略局、課、本部、東部各局、センター等又は総合県民局の項の項名を「知事直轄組織知事戦略局、課（徳島県行政組織規則第七条に規定する課内室を含む。）又は出先機関」に改め、同表危機管理部消防保安課又は徳島県総合県民局の項の項名中「徳島県総合県民局」を「徳島県地域連携事務所」に改め、同表生活環境部サステナブル社会推進課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項の項名中「徳島県総合県民局保健福祉環境部」を「徳島県南部環境保全室若しくは徳島県西部環境保全室」に改め、同表生活環境部環境指導課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項の項名を「生活環境部資源循環課又は徳島県南部環境保全室若しくは徳島県西部環境保全室」に

改め、同表生活環境部環境管理課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項及び徳島県立保健製薬環境センター又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項の項名中「徳島県総合県民局保健福祉環境部」を「徳島県南部環境保全室若しくは徳島県西部環境保全室」に改め、同表徳島県東部県税局又は徳島県総合県民局の項の項名を「徳島県税局」に改め、同表徳島県総合県民局保健福祉環境部の項及び徳島県東部保健福祉局又は徳島県総合県民局の項を次のように改める。

徳島県福祉事務所			徳島県保健所												
			社会福祉主事の業務に従事する職員		自動車の運転業務に従事する職員		結核予防検診業務に従事する職員		保健師の業務に従事する職員			環境衛生監視業務に従事する職員			衛生検査業務又は食品衛生監視業務に従事する職員
作業靴	防寒服	作業服上・下	白衣	作業服上・下	作業服下	白衣	防寒服	白衣	冬服上・下	夏服上・下	ゴム長靴	白衣	作業服上・下	白衣	作業服下
一	一	二	一	二	二	二	一	二	二	二	一	一	二	二	二
二年	三年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	二年	四年	四年	二年	二年	二年	二年	二年
					エックス線技術者に限る。										

別表観光スポーツ文化部文化資源活用課の項の項名を「観光スポーツ文化部文化振興課文化資源活用室」に改め、同表農林水産部又は徳島県総合県民局農林水産部の項の項名を「農林水産部」に改め、同表農林水産部みどり戦略推進課の項の項名を「農林水産部生産流通課」に改め、同表徳島県東部農林水産局又は徳島県総合県民局農林水産部の項の項名を「徳島県農林事務所」に改め、同表徳島県立農林水産総合技術支援センターの項を次のように改める。

徳島県立農林水産総合技術支援センター																			
農業（果樹農業を除く。）に係る試験研究に従事する職員																			
ほ場（果樹農業又は林業に係る試験研究に供するものを除く。）の維持管理作業に従事する職員																			
果樹農業に係る試験	作業服上・下			作業服	防寒服	ゴム長靴	作業靴	作業帽	作業服上・下	作業靴	白衣	作業靴	作業帽	ゴム長靴	防寒服	作業服上・下			
	四	一	一	二	一	一	二	二	一	四	一	一	一	一	一	三			
二年	二年	三年	二年	二年	二年	一年	一年	二年	二年	二年	一年	二年	二年	二年	三年	二年			
										理化学試験に従事する者に限る。			理化学試験に従事する者を除く。						

畜産研究課において 農作業に従事する職 員					畜産研究課において 試験研究に従事する 職員					ほ場（果樹農業に係 る試験研究に供する ものに限る。）の維 持管理作業に従事す る職員					研究に従事する職員				
ゴム長靴	作業靴	作業帽	防寒服	作業服上・下	ゴム長靴	作業帽	防寒服	白衣	作業服上・下	雨衣	ゴム長靴	作業靴	作業帽	防寒服	作業服上・下	ゴム長靴	作業靴	防寒服	又は白衣
一	一	二	一	三	一	一	一	一	三	一	一	二	二	一	三	一	一	一	
二年	一年	一年	二年	二年	二年	二年	三年	二年	二年	二年	二年	一年	一年	三年	二年	二年	二年	三年	

<p>林業に係る試験研究に従事する職員</p>					<p>畜産研究課において人工授精の業務に従事する職員</p>					<p>畜産研究課において家畜の管理の業務に従事する職員</p>							
白衣	ゴム長靴	作業靴	防寒服	作業服上・下	ゴム長靴	作業帽	防寒服	白衣	作業服上・下	搾乳用白衣	雨衣	ゴム長靴	作業靴	作業帽	防寒服	作業服上・下	雨衣
一	一	一	一	二	一	二	一	一	三	二	一	一	一	二	一	三	一
二年	二年	二年	三年	二年	一年	二年	三年	二年	二年	二年	二年	一年	一年	二年	二年	二年	二年
<p>理化学試験に従事する者に限る。</p>										<p>搾乳作業に従事する者に限る。</p>							

水産研究課において 水産動植物の管理の 業務に従事する職員		水産研究課において 漁業指導船の船務に 従事する職員						水産研究課において 試験研究に従事する 職員					試験林又はほ場（林 業に係る試験研究に 供するものに限る。 ）の維持管理作業等 に従事する職員					
防寒服	作業服上・下	雨衣	ゴム長靴	作業靴	作業帽	外とう	作業服上・下	作業帽	防寒服	白衣	ゴム長靴	作業服上・下	雨衣	ゴム長靴	作業靴	作業帽	防寒服	作業服上・下
一	三	一	一	二	二	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	二	一	三
三年	二年	四年	一年	一年	二年	四年	二年	二年	三年	二年	一年	二年	二年	二年	一年	一年	三年	二年
								海上作業に従事する者に限る。		理化学試験に従事する者に限る。								

農業大学校において ほ場の維持管理作業 に従事する職員						農業大学校において 学生の実習指導の業 務に従事する職員			普及指導業務に従事 する職員							
雨衣	ゴム長靴	安全靴	作業帽	防寒服	作業服上・下	白衣	ゴム長靴	作業服上・下	雨衣	ゴム長靴	防寒服	白衣	作業服上・下	作業服上・下	ゴム長靴	作業帽
一	二	一	二	一	三	二	一	二	一	一	一	一	一	二	一	二
二年	一年	三年	一年	三年	二年	二年	二年	二年	三年	二年	三年	二年	二年	二年	一年	二年
						食物に関する 実習を担当す る者に限る。		食物に関する 実習を担当す る者を除く。		主に農産加工 を担当する者 に限る。			主に農産加工 を担当する者 を除く。			

、別表農林水産部鳥獣対策・里山振興課の項の項名を「農林水産部鳥獣対策課」に改め、同表徳島県家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

農林水産部林業振興課			林業に係る研修生の実習指導の業務に従事する職員		
作業靴	防寒服	作業服上・下	一	一	二
一	一	二	二年	二年	二年

別表農林水産部水産振興課又は徳島県南部総合県民局農林水産部の項の項名を「農林水産部水産振興課」に改め、同表農林水産部漁業管理調整課の項を次のように改める。

農林水産部漁業管理調整課										漁業取締船の船務に従事する職員									
無線通信業務に従事する職員					小型船舶及びその船籍票の検認又は小型漁船の総トン数の測定に従事する職員					作業服上・下					ゴム長靴				
										外とう					作業靴				
										作業帽					作業靴				
										一					二				
										二					二				
										四年					二年				

別表農林水産部漁業管理調整課又は徳島県南部総合県民局農林水産部の項を削り、同表県土整備部又は徳島県総合県民局県土整備部の項の項名を「県土整備部」に改め、同表徳島県東部県土整備局又は徳島県総合県民局県土整備部の項の項名を「徳島県県土整備事務所」に改め、同表徳島県東部県土整備局の項の項名を「徳島県徳島県土整備事務所」に改め、同表出納局公共入札検査課又は徳島県総合県民局出納室の項の項名中「徳島県総合県民局出納室」を「徳島県南部出納室若しくは徳島県西部出納室」に改める。
 (徳島県物品購入審査委員会規則の一部改正)

第二十三条 徳島県物品購入審査委員会規則(昭和四十年徳島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。
第五条中「観光スポーツ文化部にぎわい政策課長」を「観光スポーツ文化部観光スポーツ文化政策課長」に改める。

第七条中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

(徳島県補償審査委員会設置規則の一部改正)

第二十四条 徳島県補償審査委員会設置規則(昭和四十一年徳島県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「総合県民局委員会等」を「事務所委員会」に改める。

第一条第一項中「並びに各総合県民局、東部農林水産局及び東部県土整備局」を「及び必要な出先機関」に改め、同条第二項中「各総合県民局、東部農林水産局及び東部県土整備局(以下「総合県民局等」という。)」を「前項の出先機関及び当該出先機関」に改める。

第四条第一項中「生活環境部交通・生活安全担当部長」を「観光スポーツ文化部交流拠点整備担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、保健福祉部医療健康担当部長」に、「及び県土整備部プロジェクト担当部長」を「農林水産部次世代農業担当部長及び県土整備部県土強靱化担当部長」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 事務所委員会

第十条中「総合県民局等に」を「出先機関に」に、「総合県民局委員会等」を「事務所委員会」に、「総合県民局等の」を「出先機関(徳島県美波県土整備事務所に置かれる徳島県補償審査委員会にあつては、徳島県美波県土整備事務所及び徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター)の」に改め、同条第一号中「千万円未満(総合県民局農林水産部及び県土整備部、東部農林水産局並びに東部県土整備局の分掌事務に属するものについては、一件二億円未満)」を「二億円未満」に改める。

第十一条中「総合県民局委員会等」を「事務所委員会」に改める。

第十二条第一項及び第十三条中「総合県民局等」を「当該出先機関」に改める。

第十四条を次のように改める。

(部会)

第十四条 事務所委員会には、部会を置くことができる。

第十五条中「総合県民局委員会等」を「事務所委員会」に、「総合県民局等」を「当該出先機関」に改める。

第十六条中「総合県民局」を「出先機関」に、「の主務部、東部農林水産局及び東部県土整備局にあつては当該機関」を「を所掌する出先機関」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第一条、第十条関係)

出先機関	名称
徳島県徳島農林事務所 徳島県吉野川農林事務所	徳島県徳島農林事務所補償審査委員会 徳島県吉野川農林事務所補償審査委員会

徳島県阿南農林事務所
徳島県美波農林事務所
徳島県美馬農林事務所
徳島県三好農林事務所
徳島県徳島県土整備事務所
徳島県吉野川県土整備事務所
徳島県阿南県土整備事務所
徳島県美波県土整備事務所
徳島県美馬県土整備事務所
徳島県三好県土整備事務所

徳島県阿南農林事務所補償審査委員会
徳島県美波農林事務所補償審査委員会
徳島県美馬農林事務所補償審査委員会
徳島県三好農林事務所補償審査委員会
徳島県徳島県土整備事務所補償審査委員会
徳島県吉野川県土整備事務所補償審査委員会
徳島県阿南県土整備事務所補償審査委員会
徳島県美波県土整備事務所補償審査委員会
徳島県美馬県土整備事務所補償審査委員会
徳島県三好県土整備事務所補償審査委員会

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第二十五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十一年徳島県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局(以下「総合県民局等」という。)」を「徳島県保健所」に改める。

様式第三号中「漆吟廻叩叩叩・泐泐和泐泐叩叩」を「和泐叩叩」に改める。

(徳島県用度・給与集中管理特別会計規則の一部改正)

第二十六条 徳島県用度・給与集中管理特別会計規則(昭和四十二年徳島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

(徳島県県有車両管理規則の一部改正)

第二十七条 徳島県県有車両管理規則(昭和四十二年徳島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「センター等(徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。)」を「出先機関」に改め、同条第五号中「支所及び」を「支所、出張所及び」に、「第三十五条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第九条第二項及び第三項、第十二条、第二十六条第二項、第二十七条第三項並びに第二十九条第一項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。
様式第十号中「~~企画総務部広域行政担当部長~~」を「~~企画総務部長~~」に改める。

(海岸法施行細則の一部改正)

第二十八条 海岸法施行細則(昭和四十二年徳島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「徳島県総合県民局長、徳島県東部県土整備局長又は徳島県東部農林水産局長」を「徳島県農林事務所又は徳島県県土整備事務所の長」に改める。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第二十九条 児童福祉法施行細則(昭和四十四年徳島県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局(以下「総合県民局等」という。)」の長」を「徳島県保健所の長(以下「保健所長」という。)」に改める。

第十一条中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

様式第十五号及び様式第十八号中「テウシヨウシヨウ・テウシヨウシヨウ」を「テウシヨウ」に改める。

様式第二十一号の裏の注の1中「テウシヨウシヨウ」を「テウシヨウシヨウ」に改める。

(徳島県庁舎等管理規則の一部改正)

第三十条 徳島県庁舎等管理規則(昭和四十五年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「万代庁舎」を「本庁舎」に改め、同条第二号中「東部各局庁舎」を「出先機関庁舎」に、「第二十四条に規定する東部各局」を「第二十条第一項並びに第二十一条第一項及び第二項に規定する出先機関(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項の規定に基づき設置された公の施設及び本庁舎内に設置されている出先機関を除く。)」に改め、同条第三号から第五号までを次のように改める。

- 三 本庁舎等 本庁舎及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。
 - 四 出先機関庁舎等 出先機関庁舎及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。
 - 五 県庁舎等 本庁舎等及び出先機関庁舎等をいう。
- 第二条第六号から第十一号までを削る。
- 第三条中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。
- 第四条第二項の表を次のように改める。

区分	庁舎管理責任者
本庁舎等(本庁舎のうち、主として議会の用に供する部分を除く。)	企画総務部管財課長
本庁舎のうち、主として議会の用に供する部分	議会事務局長
出先機関庁舎等	徳島県公有財産取扱規則(昭和三十九年徳島県規則第二十五号)第六条第二項に規定する出先機関の長

第四条の二第一項中「万代庁舎、東部各局庁舎、センター等庁舎、総合県民局庁舎及び分庁舎」を「本庁舎及び出先機関庁舎」に改め、同条第二項の表万代庁舎の項の項名を「本庁舎」に改め、同表東部各局庁舎、センター等庁舎、総合県民局庁舎及び分庁舎の項の項名を「出先機関庁舎」に改める。

第六条(見出しを含む。)及び第七条(見出しを含む。)中「万代庁舎」を「本庁舎」に改める。

第八条の見出し中「万代庁舎」を「本庁舎」に改め、同条第一項中「万代庁舎」を「本庁舎」に、「以下」を「以下この条において」に改める。

第八条の二の見出し中「東部各局庁舎等」を「出先機関庁舎」に改め、同条中「東部各局庁舎、センター等庁舎、総合県民局庁舎又は分庁舎」を「出先機関庁舎」に改める。

第十六条第一項第一号中「万代庁舎」を「本庁舎」に改める。

第十七条中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

(宮川内ダム操作規則の一部改正)

第三十一条 宮川内ダム操作規則(昭和四十五年徳島県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「徳島県東部県土整備局長」を「徳島県吉野川県土整備事務所長」に、「局長」を「所長」に改め、同条第二項中「局長」を「所長」に改める。

第十四条から第二十条まで、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十九条から第三十三条までの規定中「局長」を「所長」に改める。

(都市計画法施行細則の一部改正)

第三十二条 都市計画法施行細則(昭和四十六年徳島県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局(以下「総合県民局等」という。)」を「徳島県県土整備事務所(当該徳島県県土整備事務所が徳島県美波県土整備事務所である場合は、徳島県阿南県土整備事務所)に、「以上の総合県民局等」を「以上の徳島県県土整備事務所」に、「総合県民局等の長」を「徳島県県土整備事務所(当該徳島県県土整備事務所が徳島県美波県土整備事務所である場合は、徳島県阿南県土整備事務所)の長」に改める。

第十三号中「徳島県土整備事務所」を「徳島県土整備事務所」に改める。

(建設業法施行細則の一部改正)

第三十三条 建設業法施行細則(昭和四十七年徳島県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局(以下「総合県民局等」という。)」を「徳島県県土整備事務所」に改める。

第四条中「総合県民局等」を「徳島県県土整備事務所」に改める。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第三十四条 建築基準法施行細則(昭和四十七年徳島県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局」を「徳島県県土整備事務所」に改める。

様式第五号から様式第八号までの規定中「徳島県土整備事務所」を「徳島県土整備事務所」に改める。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第三十五条 食品衛生法施行細則(昭和四十八年徳島県規則第百一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局(以下「総合県民局等」という。)の長」を「徳島県保健所の長(以下「保健所長」という。)」に改め、同条第三項中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

第十三条中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

(正木ダム操作規則の一部改正)

第三十六条 正木ダム操作規則(昭和五十三年徳島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「徳島県東部県土整備局長」を「徳島県徳島県土整備事務所長」に、「局長」を「所長」に改める。

第十六条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで、第二十九条第一項及び第三十五条から第四十条までの規定中「局長」を「所長」に改める。

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第三十七条 農業協同組合法施行細則(昭和五十四年徳島県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部農林水産局(以下「総合県民局等」という。)」を「徳島県農林事務所」に、「総合県民局等の」を「徳島県農林事務所の」に改める。

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第三十八条 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和五十七年徳島県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局(以下「総合県民局等」という。)の長」を「徳島県保健所の長(以下「保健所長」という。)」に、「以上の総合県民局等」を「以上の徳島県保健所」に、「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

(土地改良法施行細則の一部改正)

第三十九条 土地改良法施行細則(昭和五十八年徳島県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部農林水産局(以下「総合県民局等」という。)」を「徳島県農林事務所」に改め、同条各号中「総合県民局等」を「徳島県農林事務所」に改める。

(徳島県土地改良財産規則の一部改正)

第四十条 徳島県土地改良財産規則(昭和五十八年徳島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五 所長 徳島県農林事務所の長をいう。

第八条第三項、第九条、第十条第二項、第十一条第一項及び第二項並びに第十四条中「東部農林水産局長等」を「所長」に改める。

(徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

第四十五条 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成八年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「及び本部」を削り、「、東部各局、センター等(徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第三号に規定するセンター等をいう。)、総合県民局等」を「及び出先機関」に改める。

(徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第四十六条 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十三年徳島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「徳島県総合県民局の」を「徳島県阿南保健所、徳島県美波保健所、徳島県美馬保健所又は徳島県三好保健所の」に、「徳島県総合県民局、」を「徳島県保健所、」に改める。

第二十四条第一項及び第三項中「えさ」を「餌」に改め、同条第四項中「徳島県総合県民局」を「徳島県阿南保健所、徳島県美波保健所、徳島県美馬保健所、徳島県三好保健所」に、「総合県民局等」を「保健所等」に、「えさ」を「餌」に改める。

第二十五条第一項中「えさ」を「餌」に改める。

第二十六条第一項中「総合県民局等」を「保健所等」に改め、同条第二項中「総合県民局等」を「保健所等」に、「徳島県総合県民局」を「徳島県阿南保健所、徳島県美波保健所、徳島県美馬保健所及び徳島県三好保健所」に改め、同条第三項中「総合県民局等」を「保健所等」に改める。

様式第十五号中 「~~徳島県~~」を「~~総合県民局長~~ 徳島県 保健所長
動物愛護管理センター所長」に改める。

「~~センター所長~~」に改める。

様式第十六号中 「~~えさ~~」を「~~餌~~」に、「~~徳島県~~」を「~~総合県民局長~~ 動物愛護管理センター所長」に改める。

「~~徳島県~~ 保健所長」を「~~動物愛護管理センター所長~~」に改める。

(知事の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正)

第四十七条 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成十四年徳島県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

ただし書及び各号を削る。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第四十八条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年徳島県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「徳島県東部農林水産局又は徳島県総合県民局(以下「東部農林水産局等」という。)」を「徳島県農林事務所」に改め、同条第二項中「東部農林水産局等」を「徳島県農林事務所」に改め、同条第三項中「一の東部農林水産局等」を「一の徳島県農林事務所」に、「東部農林水産局等の長(第二号に掲げる書類にあつては、徳島県東部農林水産局長)」を「徳島県農林事務所の長」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第四十九条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年徳島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「徳島県総合県民局及び徳島県東部保健福祉局(以下「総合県民局等」という。)の長」を「徳島県福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)」に改め、同条第二項中「総合県民局等の長」を「福祉事務所長」に改める。

第三条、第四条第三項、第五条第三項、第七条第二項、第九条及び第十一条中「総合県民局等の長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「総合県民局・東部保健福祉局」を「福祉事務所」に、「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第三号及び様式第四号の(表)中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第五号中「総合県民局・東部保健福祉局」を「福祉事務所」に、「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第六号及び様式第八号中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第十号の(表)中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に、
部
の
総

連絡事項
保健福祉局へ を 「の連絡事項
福祉事務所へ」 に改め、同様式の(裏)中「総合県民局長・東部保健福祉局
合県民局・東」

社局長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第十一号の(表)中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に、「総合県民局・東部保健福祉局嘱託医」を「福祉事務所嘱託医」に改め、(裏)中「総合県民局・東部保健福祉局」を「福祉事務所」に、「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第十三号から様式第十五号の(表)の規定中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第十六号中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に、「総合県民局・東部保健福祉局」を「福祉事務所」に改める。

様式第十七号中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に、「総合県民局・東部保健福祉局あて」を「福祉事務所宛て」に、「総合県民局・東部保健福祉局嘱託医」を「福祉事務所嘱託医」に改める。

様式第十八号から様式第二十号まで及び様式第二十二号中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に改める。

(遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第五十条 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(平成二十二年徳島県規則第二十号)

の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号に掲げる登録簿の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所」を「徳島県農林水産部漁業管理調整課」に改め、同条各号を削る。

第三条第三項中「(前条第二号に掲げる登録簿に係るものにあつては、徳島県南部総合県民局長。以下同じ。)」を削る。

様式第一号中 「~~〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇~~」に改める。

様式第二号中 「~~〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇~~」に改め、同様式

の注を削る。

(職員の給与に関する条例別表第五の備考第四項第二号の機関を定める規則の一部改正)

第五十一条 職員の給与に関する条例別表第五の備考第四項第二号の機関を定める規則(平成三十年徳島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

「第三十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

(徳島県流域下水道事業財務規則の一部改正)

第五十二条 徳島県流域下水道事業財務規則(令和二年徳島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「県土整備部長」を「県土整備部県土強靱化担当部長」に改める。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第五十三条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(令和四年徳島県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局」を「徳島県県土整備事務所(当該所在地が徳島県美波県土整備事務所の所管区域内である場合にあつては、徳島県阿南県土整備事務所)」に改める。

(個人情報保護の保護に関する法律施行細則の一部改正)

第五十四条 個人情報保護の保護に関する法律施行細則(令和五年徳島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「~~〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇~~」に改める。

(知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部改正)

第五十五条 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(令和五年徳島県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

「村上耕司」を「上田紘嗣」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の様式に相当するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

第五条 徳島県浄化槽工事業者登録簿閲覧規程（昭和六十年徳島県告示第七百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- 一 次号から第八号までに掲げる登録簿以外の登録簿 徳島県県土整備部建設管理課
 - 二 徳島県徳島県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する浄化槽工事業者の登録簿 徳島県徳島県土整備事務所（鳴門支所を除く。）
 - 三 徳島県吉野川県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する浄化槽工事業者の登録簿 徳島県吉野川県土整備事務所
 - 四 徳島県阿南県土整備事務所の所管区域内（那賀支所の分担区域を除く。）に主たる営業所を有する浄化槽工事業者の登録簿 徳島県阿南県土整備事務所（那賀支所を除く。）
 - 五 徳島県阿南県土整備事務所那賀支所の分担区域内に主たる営業所を有する浄化槽工事業者の登録簿 徳島県阿南県土整備事務所那賀支所
 - 六 徳島県美波県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する浄化槽工事業者の登録簿 徳島県美波県土整備事務所
 - 七 徳島県美馬県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する浄化槽工事業者の登録簿 徳島県美馬県土整備事務所
 - 八 徳島県三好県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する浄化槽工事業者の登録簿 徳島県三好県土整備事務所
- （平成元年徳島県告示第百九十一号の一部改正）

第六条 平成元年徳島県告示第百九十一号（海岸保全区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

「徳島県県土整備部河川整備課及び徳島県東部県土整備局」を「徳島県県土整備部河川政策課及び徳島県徳島県土整備事務所鳴門支所」に改める。

（徳島県解体工事業者登録簿閲覧規程の一部改正）

第七条 徳島県解体工事業者登録簿閲覧規程（平成十三年徳島県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- 一 次号から第八号までに掲げる登録簿以外の登録簿 徳島県県土整備部建設管理課
- 二 徳島県徳島県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する解体工事業者の登録簿 徳島県徳島県土整備事務所（鳴門支所を除く。）
- 三 徳島県吉野川県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する解体工事業者の登録簿 徳島県吉野川県土整備事務所
- 四 徳島県阿南県土整備事務所の所管区域内（那賀支所の分担区域を除く。）に主たる営業所を有する解体工事業者の登録簿 徳島県阿南県土整備事務所（那賀支所を除く。）
- 五 徳島県阿南県土整備事務所那賀支所の分担区域内に主たる営業所を有する解体工事業者の登録簿 徳島県阿南県土整備事務所那賀支所
- 六 徳島県美波県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する解体工事業者の登録簿 徳島県美波県土整備事務所

七 徳島県美馬県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する解体工事業者の登録簿 徳島県美馬県土整備事務所

八 徳島県三好県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する解体工事業者の登録簿 徳島県三好県土整備事務所

(平成十八年徳島県告示第三百六十一号の一部改正)

第八条 平成十八年徳島県告示第三百六十一号(建設業法第十三条に規定する閲覧所の場所を定める件)の一部を次のように改正する。

一から三までを次のように改める。

一 徳島県徳島県土整備事務所の所管区域内(鳴門支所の分担区域内を除く。)に主たる営業所を有する建設業者の建設業法第十三条に規定する書類及び同法第二十九条の五第二項に規定する建設業者監督処分簿(以下「提出書類等」という。) 徳島県徳島県土整備事務所(鳴門支所を除く。)

二 徳島県徳島県土整備事務所鳴門支所の分担区域内に主たる営業所を有する建設業者の提出書類等 徳島県徳島県土整備事務所鳴門支所

三 徳島県吉野川県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する建設業者の提出書類等 徳島県吉野川県土整備事務所

三の次に次のように加える。

四 徳島県阿南県土整備事務所の所管区域内(那賀支所の分担区域内を除く。)に主たる営業所を有する建設業者の提出書類等 徳島県阿南県土整備事務所(那賀支所を除く。)

五 徳島県阿南県土整備事務所那賀支所の分担区域内に主たる営業所を有する建設業者の提出書類等 徳島県阿南県土整備事務所那賀支所

六 徳島県美波県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する建設業者の提出書類等 徳島県美波県土整備事務所

七 徳島県美馬県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する建設業者の提出書類等 徳島県美馬県土整備事務所

八 徳島県三好県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する建設業者の提出書類等 徳島県三好県土整備事務所

(平成二十三年徳島県告示第十三号の一部改正)

第九条 平成二十三年徳島県告示第十三号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)の一部を次のように改正する。

「鳴門総合サービスセンター」を「徳島県徳島県土整備事務所鳴門支所」に改める。

(平成二十四年徳島県告示第二百二号等の一部改正)

第十条 次に掲げる告示の規定中「徳島県東部県土整備局徳島庁舎」を「徳島県徳島県土整備事務所」に改める。

一 平成二十四年徳島県告示第二百二号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

二 平成三十年徳島県告示第四百十五号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

三 平成三十年徳島県告示第四百十六号(放置等を禁止する区域及び同区域内において

放置等を禁止する物件を指定する件)

四 平成三十一年徳島県告示第百二十号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

五 平成三十一年徳島県告示第百二十一号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

六 平成三十一年徳島県告示第百二十二号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

七 平成三十一年徳島県告示第百二十三号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

八 平成三十一年徳島県告示第百二十四号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

九 令和二年徳島県告示第百六十八号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

十 令和二年徳島県告示第百六十九号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

十一 令和二年徳島県告示第百七十号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

十二 令和二年徳島県告示第百七十一号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

十三 令和二年徳島県告示第百七十二号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

十四 令和三年徳島県告示第百二十七号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

(平成二十六年徳島県告示第百六十三号の一部改正)

第十一條 平成二十六年徳島県告示第百六十三号(母子・父子自立支援員の駐在場所及び担当区域を定める件)の一部を次のように改正する。

表徳島県東部保健福祉局の項の項名を「徳島県東部福祉事務所」に改め、同表徳島県南部総合県民局の項の項名を「徳島県南部福祉事務所」に改め、同表徳島県西部総合県民局の項の項名を「徳島県西部福祉事務所」に改める。

(平成三十年徳島県告示第百四十四号及び平成三十一年徳島県告示第百十九号の一部改正)

第十二條 次に掲げる告示の規定中「徳島県東部県土整備局徳島庁舎」を「徳島県徳島県土整備事務所鳴門支所」に改める。

一 平成三十年徳島県告示第百四十四号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

二 平成三十一年徳島県告示第百十九号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

(平成三十年徳島県告示第百四十七号等の一部改正)

第十三條 次に掲げる告示の規定中「徳島県南部総合県民局阿南庁舎」を「徳島県阿南県土整備事務所」に改める。

- 一 平成三十年徳島県告示第四百七十七号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 二 平成三十一年徳島県告示第九十八号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 三 平成三十一年徳島県告示第九十九号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 四 平成三十一年徳島県告示第二百号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 五 令和二年徳島県告示第二百七十三号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 六 令和二年徳島県告示第二百七十四号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）

（平成三十一年徳島県告示第二百五号等の一部改正）

第十四条 次に掲げる告示の規定中「徳島県南部総合県民局美波庁舎」を「徳島県美波県土整備事務所」に改める。

- 一 平成三十一年徳島県告示第二百二十五号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 二 平成三十一年徳島県告示第二百二十六号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 三 令和四年徳島県告示第二百十一号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 四 令和五年徳島県告示第二十一号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）

（令和五年徳島県告示第二百七十三号の一部改正）

第十五条 令和五年徳島県告示第二百七十三号（口頭により開示を求めることができる保有個人情報をも定める件）の一部を次のように改正する。

表狩猟免許試験の項中「受験した試験の場所を所管する徳島県東部農林水産局及び徳島県総合県民局保健福祉環境部」を「徳島県徳島農林事務所（徳島県徳島農林事務所及び徳島県吉野川農林事務所の所管区域内で受験した試験に限る。）」、徳島県阿南農林事務所（徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所の所管区域内で受験した試験に限る。）又は徳島県美馬農林事務所（徳島県美馬農林事務所及び徳島県三好農林事務所の所管区域内で受験した試験に限る。）に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県訓令第6号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳 島 県 議 会 事 務 局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「センター等」を「出先機関」に改める。

第二条第一号中「センター等」を「出先機関」に改め、同条第四号中「部等」を「出先機関」に、「第四条第一号」を「第四条第二号」に改め、同条中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、同条第九号中「第十一条の二第一項を除き、」を削り、「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十号中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、「商流・交流担当部長及びプロジェクト担当部長」を「医療健康担当部長、商流・交流担当部長、次世代農業担当部長及び県土強靱化担当部長」に改め、同号を同条第七号とし、同条第十一号中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十二号を第九号とし、第十三号を削り、同条第十四号中「第三十五条第四項」を「第二十二条第四項」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 出張所長 徳島県行政組織規則第二十二条第四項に規定する出張所の長をいう。

第二条第十五号中「第三十五条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とする。

第三条第三項を削り、同条第四項中「知事の職務を代理する上席の職員を定める規則第二条に掲げる」及び「当該」を削り、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 経済産業部の所掌に属する事案（徳島バッテリーバレイ構想に関するものに限る。）

第三条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。
第八条の二中「又は総合県民局」を削る。

第八条の五から第九条の三までを削る。

第十条の見出し中「センター等」を「出先機関」に改め、同条中「センター等」を「出先機関」に、「別表第六の二」を「別表第六」に改め、同条を第九条とする。

第十条の二の見出し中「センター等」を「出先機関」に改め、同条中「センター等」を「出先機関」に、「別表第六の三」を「別表第七」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（出先機関の長への委任事務に関する支所長等の専決事項等）

第十条の二 出先機関の長は、徳島県事務委任規則第六条から第八条までの規定並びに他の条例又は規則で定めるところにより委任された事務のうち当該出先機関の長があらかじめ指定した事項を、それぞれ当該出先機関の支所長若しくは出張所長又は当該出先機関の長が指定する職員（以下「出先機関の支所長等」という。）に専決させることができる。

2 出先機関の長は、事務執行上やむを得ないと認める場合には、前条の規定により出先機関の長が専決する事務及び別に定めるところにより出先機関の長が処理することとされた事務のうち当該出先機関の長があらかじめ指定した事項を、当該出先機関の支所長等に専決させることができる。

第十条の三を次のように改める。

（税務出納員への委任事務に関する税務副出納員の専決）

第十条の三 税務出納員は、事務執行上やむを得ないと認める場合には、徳島県事務委任規則第十八条の規定により委任された事務のうち当該税務出納員があらかじめ指定した事項を、税務副出納員に専決させることができる。

第十一条及び第十一条の二を削り、第十一条の三を第十一条とする。

第十三条（見出しを含む。）中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第十五条第三号を次のように改める。

三 他の本庁（徳島県行政組織規則第四条第一号に規定するものをいう。）又は出先機関に関連し、かつ、意見を異にするものであるとき。

第十九条の表知事の事務部局の項を次のように改める。

知事	知事
知事	
副知事が担任する事務に係る事案にあつては当該事務を担任する副知事、第三号第三項各号に掲げる事案（副知事が担任する事務に係るものを除く。）にあつては政策監（担任する副知事が二人である事務に係る事案にあ	主務部長、主務担当部長、知事戦略局長又は会計管理者（第三号第三項各号に掲げる事案（副知事が担任する事務に係るものに限る。）にあつては、政策監及び主務部長又は主務担当部長とし、政策監、主務部長又は主務

	会計管理者	部長	担当部長	知事戦略局長	出納局長	秘書室長	課長（出納局会計課長を除く。）及び課内室長	出納局会計課長
<p>つては、副知事とし、知事の職務を代理する順序により代決するものとする。）</p>	出納局長	副部長（部に二人以上の副部長が置かれているときは、部長が指定する副部長）	副部長（部に二人以上の副部長が置かれているときは、部長が指定する副部長）	プロジェクト統括監	出納局副局長	副室長	副課長（危機管理部危機管理政策課長及び観光スポーツ文化政策課長（以下「危機管理政策課長等」という。）にあつては、副課長又は危機管理政策課長等が指定する職員）	副課長又は出納局会計課長が指定する職員
<p>担当部長の順序により代決するものとする。）</p>	出納局副局長	主務課長	主務課長	秘書室長				出納局会計課長が指定する職員（第一順位者として指定された者を除く。）（第一順位者が出納局会計課長が指定する職員

教育局委員事務局				
長 教育機関の	課長	副教育長	企画総務部長	知事
職 教育機関の長の補佐 (当該教育機関に)	副課長	教育改革統括監	企画総務部管財課長	教育委員会との連絡調整を担当する副知事
		教育次長		企画総務部長

第十九条の表教育委員会事務局の項を次のように改める。

センター内課長	出先機関の支所長等	出先機関の長の補佐職が置かれていない	出先機関の長の補佐職が置かれていない	出先機関の長の補佐職が置かれていない	出先機関の長の補佐職が置かれていない
センター内課長の補佐職が置かれている	センター内課長が指定する職員	センター内課長の補佐職	出先機関の支所長等が指定する職員	出先機関の長の補佐職が指定する職員	出先機関の長の補佐職(出先機関に二人以上の補佐職が置かれているときは、出先機関の長が指定する補佐職)
					員である場合に限る。

	二人以上の補佐職が置かれているときは、当該教育機関の長が指定する補佐職)	

第十九条の表警察本部の項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

別表第一各部の共通事項の項第十二号中「褒賞」を「褒賞」に改め、同項中第三十五号を第三十六号とし、第十九号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）に関する次のこと。

- 1 第六条の規定による公益信託認可
- 2 第三十条第一項及び第二項の規定による公益信託認可の取消し
- 3 附則第四条第一項の規定による移行認可

別表第二第三号の1中「収入」を「収入の確認（不納欠損処分、公金の徴収又は収納の事務の委託、指定納付受託者との契約及び会計管理者が必要と認めるもの（重要又は異例に属するものに限る。）に限る。）」に、「不納欠損処分、歳入の徴収又は収納の委託及び指定納付受託者の指定」を「会計管理者が必要と認めるもの（重要又は異例に属するものに限る。）」、公金の支出の事務の委託」に改め、同号中2を5とし、1の次に次のように加える。

- 2 第十八条第一項ただし書の規定による特別の理由がある場合の決定
 - 3 第十八条の四の規定による指定納付受託者の指定に関する合議に係る確認
 - 4 第二十条の五の規定による指定公金事務取扱者の指定に関する合議に係る確認
- 別表第三一般的事項の表部長の欄第十号中「褒賞」を「褒賞」に改め、同欄中第二十六号を第二十七号とし、第二十一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

- 二十一 公益信託に関する法律に関する次のこと。
 - 1 第十二条第一項の規定による公益信託の変更等の認可
 - 2 第二十二条第一項の規定による公益信託の併合等の認可
 - 3 第二十九条第一項の規定による必要な措置をとるべき旨の勧告及び同条第三項の規定による措置命令

別表第三一般的事項の表課長の欄第八号中「褒賞」を「褒賞」に改め、同欄第三十五号中「徳島県東部県土整備局長及び総合県民局」を「徳島県東部県土整備事務所」に改め、同表財務関係事項その一の表部長の欄第四号中6を8とし、2から5までを2ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

- 2 第二百三十一条の二の六第二項の規定による指定納付受託者からの報告の徴収及び同条第三項の規定による職員による立入検査又は質問
- 3 第二百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消し及び同条第二項の規定による告示

別表第三財務関係事項その一の表部長の欄第七号を次のように改める。

七 徳島県会計規則第十九条第一項の規定による指定納付受託者との契約の締結
別表第三財務関係事項その一の表課長の欄第六号の5中「東部各局、センター等及び総合県民局」を「出先機関」に改める。

別表第四危機管理政策課の項部長の欄に次の一号を加える。
二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第一項の規定による部隊等の派遣の要請

別表第四危機管理政策課の項課長の欄中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同欄に第一号として次の一号を加える。

一 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）に関する次のこと。

1 第百十四条及び第百十八条の規定による自衛官又は自衛官候補生の募集期間の告示

2 第百十七条及び第百十八条の規定による自衛官又は自衛官候補生の採用試験の試験期日等の告示及び管理者との協議

別表第四防災対策推進課の項部長の欄中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同表防災対策推進課の被災者支援推進室の項部長の欄中第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同表防災対策推進課の項課長の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 徳島県立南部防災館の設置及び管理に関する条例（平成二十一年徳島県条例第六十三号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第八条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

別表第四防災対策推進課の項課長の欄第六号を次のように改める。

六 徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例（平成二十九年徳島県条例第二十五号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第十条第二項の規定による使用料の減免

3 第十一条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

別表第四防災対策推進課の項課長の欄に次の一号を加える。

七 徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例（令和四年徳島県条例第三十九号）第十四条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

別表第四政策企画課の項課長の欄第五号の1及び2中「政策企画課」を「政策企画課及び徳島県地域連携事務所」に改め、同表人事課の項を次のように改める。

人事課	一 副課長、課長補佐その他これらに相当する職（以下この項において「課長補佐級の職」という。）の職員並びに係長及びこれに相当する職（以下この項において「係長級の職」という。）の職員の任用に関する規則に関する次のこと。 1 第四十二条第二項（第六十一
-----	--

免

二 臨時的又は特別の事務を処理するために設置する特別職以外の委員会の委員等の任命又は指定

三 職員の任用に関する規則第七十一条第一項又は第四項の規定による条件付採用期間の延長（課長補佐級の職及び係長級の職の職員に係るものに限る。）

四 地方公務員法に関する次のこと。

1 第二十八条第二項の規定による休職又はその復職の決定

2 第五十五条の二第一項ただし書の規定による登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する場合の許可及び同条第四項の規定による許可の取消し

五 職員の分限に関する条例（昭和四十年徳島県条例第十八号）第二条の規定による休職又はその復職の決定

六 徳島県職員服務規程第五条第一項ただし書の規定による職員の勤務時間等の決定並びに同条第二項及び第四項の規定による職員の週休日及び勤務時間等の決定

七 地方自治法に関する次のこと。

1 第八十条の三の規定による職員を委員会若しくは委員の事務を補助する職員等に兼務させ、若しくは充て、又は委員会若しくは委員の事務に従事させる場合の協議

2 第八十条の四第一項の規定による委員会又は委員に対するその事務局等の組織又は定数等についての措置勧告

3 第二百五十二条の十七第一項の規定による他の普通地方公共

条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

2 第四十七条（第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求

3 第五十条第二項（第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による送付

4 第五十四条（第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

5 第五十五条第二項の規定による承認の申請

6 第五十八条第一項又は第六十条第一項の規定による選考の申請

7 第六十八条第一項の規定による承認の申請

8 第七十一条第一項又は第四項の規定による条件付採用期間の延長（その他の職の職員に係るものに限る。）

9 第七十二条前段の規定による承認の申請

10 第七十四条前段の規定による承認の申請

三 地方公務員法に関する次のこと。

1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（人事課及び徳島県自治研修センターに係るものに限る、重要な職に係るものを除く。）

2 パートタイム会計年度任用職員の任免（人事課及び徳島県自治研修センターに係るものに限る。）

3 会計年度任用職員のうち第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員の任免

団体の長又は委員会若しくは委員に対する職員の派遣の要請及び同条第三項の規定による委員会又は委員とのその職員を他の普通地方公共団体に派遣することとの協議

八 災害対策基本法に関する次のこと。

- 1 第二十九条第一項の規定による指定行政機関の長等に対する当該機関の職員の派遣の要請
- 2 第三十条第一項の規定による内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣についてのあつせんの要請及び同条第二項の規定による内閣総理大臣に対する地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣についてのあつせんの要請
- 九 災害救助法第十四条の規定による他の都道府県知事の行う救助活動を応援するための職員の派遣
- 十 不利益処分についての審査請求に関する規則に関する次のこと。
 - 1 第十七条第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による代理人の選任又は解任及び第十七条第二項の規定による代理人の氏名等の届出
 - 2 第二十九条第一項（第三十条第六項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による立証
 - 3 第三十九条第一項（第三十条第六項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による証拠調べの申立て
 - 4 第五十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による意見を述べる

4 第二十二條の三第一項の規定による臨時的任用に係る職の職員の任免

- 5 第二十六條の五第一項の規定による自己啓発等休業の承認等及び同条第五項の規定による自己啓発等休業の承認の取消し
- 6 第二十六條の六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による配偶者同行休業の承認等及び同条第六項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し
- 7 第四十九條第一項又は第三項の規定による不利益処分に関する説明書の交付
- 四 職員の分限に関する条例に関する次のこと。
 - 1 第三条第一項の規定による医師の指定
 - 2 第四条第一項ただし書の規定による休職の期間の更新
 - 3 第五条の規定による職員をその意に反して降任し、免職し、又は休職にしたときの通知
 - 五 職員の懲戒に関する条例（昭和四十年徳島県条例第十九号）第六条の規定による戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分をしたときの通知
 - 六 徳島県職員服務規程に関する次のこと。
 - 1 第三条第二項の規定による職員記章の貸与
 - 2 第四条の規定による職員証の交付
 - 3 第十九条第一項ただし書の規定による宿日直を置く必要のない出先機関の認定
 - 4 第二十一条第二項ただし書の

機会の供与の申立て

十一 地方公営企業法第十五条第一項ただし書の規定による課長補佐級の職以下の職の職員の任免についての同意

十二 徳島県職員研修規程に関する次のこと。

1 第十六条の規定による派遣研修の実施

2 第二十二條の規定による依頼による研修の実施

十三 職員の給与に関する条例第十四条第二項及び第三項の規定による課長補佐級の職及び係長級の職の職員の初任給の決定、同条第二項及び第四項の規定による課長級の職以上の職の職員の昇格の決定並びに同条第五項の規定による課長級の職以上の職の職員の昇給の決定

十四 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（徳島県人事委員会規則六一―四）第六条、第十条、第十一条、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第二十六條、第二十九條又は第四十五條から第四十八條までの規定による人事委員会への承認の申請

十五 給料等の支給に関する規則（徳島県人事委員会規則六一―五）第二十八條の規定による勤勉手当の成績率の決定

十六 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）第十五條の五（第二十二條の二において準用する場合を含む。）の規定による勤勉手当の勤務成績による割合の決定

十七 職員の勤務時間、休日及び休

規定による宿日直員の数の増員の承認

5 第二十五條第二項の規定による宿日直員の勤務時間の特例の決定

七 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年徳島県条例第十一号）第二条の規定による職務に専念する義務の免除の承認（部長の共通専決事項に係るものを除く。）

八 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第九条第二項の規定による報告

九 営利企業等の従事制限に関する規則（徳島県人事委員会規則八一―三）に関する次のこと。

1 第二条の規定による営利企業等の従事の許可

2 第三条の規定による営利企業等の従事の許可の取消し

十 職員の人事評価及び自己申告制度実施規程（昭和四十五年徳島県訓令第七百二十二号）の規定に基づく事務の処理

十一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十条第三項において準用する同法第十九條第二項の規定による解雇の予告の除外の認定の申請

十二 職員の給与に関する条例に関する次のこと。

1 第五条の規定による給料の調整額の決定

2 第五条の三の規定による初任給調整手当の決定

3 第十二條の規定による休職者に対する給与の額の決定

4 第十四條第二項及び第三項の

暇に関する条例第二条第四項の規定による同条第一項から第三項までに規定する勤務時間を超える勤務時間の決定

十八 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第四条の二第四項の規定による上限時間等を超えて職員に超過勤務を命ずる必要があることの認定

十九 徳島県職員定数条例（昭和二十四年徳島県条例第十四号）第三条の規定による配分定数の決定

二十 徳島県職員の勤務発明等に関する規則第十一条又は第十二条の規定による補償金の決定

二十一 地方公営企業等の労働関係に関する法律第六条第一項ただし書の規定による組合の役員として専ら従事する場合の許可及び同条第四項の規定による許可の取消し

二十二 徳島県行政考査規程に関する次のこと。

1 第三条の規定による考査の実施の決定（職員の職務執行の適正の確保のために行う行政考査に係るものを除く。）

2 第四条第三項の規定による行政考査員及び特別考査員の指名（職員の職務執行の適正の確保のために行う行政考査に係るものを除く。）

3 第八条第一項の規定による措置すべき事項の指示

規定によるその他の職の職員の初任給の決定、同条第二項及び第四項の規定による課長補佐級の職以下の職の職員の昇格の決定並びに同条第五項の規定による課長補佐級の職以下の職の職員の昇給の決定

十三 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第四十五条の規定による給料の訂正

十四 職員の当直勤務手当、夜勤手当支給規程（昭和二十七年徳島県訓令第百八十九号）第五条第一項の規定による職員の指定

十五 技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年徳島県規則第八十一号）第三条から第六条まで、第八条及び第九条の規定による給与の決定

十六 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）第三条から第五条まで、第十条、第十二条及び第十八条の規定による会計年度任用職員の給与の決定

十七 会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（令和二年徳島県規則第五号）第三条から第五条まで及び第七条の規定による会計年度任用技能労務職員の給与の決定

十八 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）に関する次のこと。

1 第三条の規定による報酬の額の決定

2 第六条第一項の規定による報酬の支給方法の決定

十九 地方公務員の育児休業等に関する

<p>行政 改革 室</p>	
<p>二十三 地方自治法第百八十条の二の規定による事務を委員会等へ委任し、又は執行機関の事務を補助する職員等をして補助執行させる</p>	
	<p>する法律に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第二条第三項（第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による育児休業の承認等 2 第五条第二項の規定による育児休業の承認の取消し 3 第十条第三項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による育児短時間勤務の承認等 4 第十二条において準用する第五条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し <p>二十 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第四条の二第三項の規定による上限時間を超えて勤務することを命ずることができる場合の決定 2 第四条の二第五項の規定による超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証の実施 二十一 管理職員等の範囲を定める規則（徳島県人事委員会規則一一―二）第三条の規定による職の改廃又は新設に係る通知 二十二 徳島県職員定数条例第二条第二項の規定による休職者等の定数外取扱いの決定 二十三 徳島県職員の勤務発明等に関する規則第十三条の規定による通知 二十四 人事記録の整備

場合の協議

別表第四管財課の項課長の欄第六号中「万代庁舎」を「本庁舎」に改め、同表税務課の項課長の欄第二号中「徳島県東部県税局」を「徳島県県税局」に改め、同表市町村課の項を次のように改める。

<p>市町村課</p> <p>一 地方自治法に関する次のこと。</p> <p>1 第二百五十二条の二第五項の規定による連携協約の締結の勧告</p> <p>2 第二百五十二条の二の二第四項（第二百五十二条の七第三項、第二百五十二条の十四第三項及び第二百五十二条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議会の設置等の勧告</p> <p>3 第二百八十六条第一項の規定による一部事務組合の組織等の変更の許可</p> <p>4 第二百八十六条の二第四項後段及び第二百八十八条の規定による一部事務組合の解散の届出の受理</p> <p>5 第二百九十一条の三第一項の規定による広域連合の組織等の変更の許可</p> <p>6 第二百九十五条の規定による財産区の議会又は総会の設置に係る市町村の条例の設定</p> <p>二 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に関する次のこと。</p> <p>1 第四百四十四条の二十七第一項の規定による業務の執行の監督及び同条第四項の規定による業務又は財産の状況の監査</p> <p>2 第四百四十四条の二十八第一項の規定による医師等からの報告若しくは書類等の提示の要求若</p>	<p>一 地方自治法に関する次のこと。</p> <p>1 第三条第六項の規定による市町村等の名称変更の報告の通知</p> <p>2 第九条第五項の規定による市町村の境界確定の届出</p> <p>3 第九条の二第五項の規定による市町村の境界の決定の届出</p> <p>4 第二百九十六条の六第一項の規定による財産区の事務の処理についての報告の徴収若しくは資料の提出の要求又は監査</p> <p>二 地方自治法施行令に関する次のこと。</p> <p>1 第七十四条の六第二項の規定による事件を調停に付すことが適当でない旨の通知、同条第三項の規定による調停に付した旨及び自治紛争処理委員の氏名の告示及び通知並びに同条第四項の規定による調停の申請の取下げに同意した旨の通知</p> <p>2 第七十四条の八第二項の規定による自治紛争処理委員に処理方を定めさせることとした旨及び自治紛争処理委員の氏名の告示及び通知並びに同条第三項の規定による処理方針の提示の申請の取下げに同意した旨の通知</p> <p>3 第八十条第一項及び第三項の規定による選挙管理委員会への通知</p> <p>4 第二百二十条第二項の規定による関係人の出頭又は当事者若</p>
---	---

しくは当該職員による質問又は保険医療機関等からの報告若しくは資料の提出の要求、保険医療機関の開設者等に対する出頭の要求若しくは当該職員による関係者に対する質問若しくは保険医療機関等の設備等検査

三 地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十二号）第二十条第三項の規定による勘定科目の設置の承認

四 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第十九号）第十条第二項の規定による報告及び同条第三項の規定による報告の徴収等

五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に関する次のこと。

1 第三十条の三十八第四項の規定による報告並びに同条第五項の規定による意見の聴取及び命令

2 第三十条の三十九第一項の規定による報告の徴収等

3 第三十三条第二項の規定による決定

六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第七条第一項（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による財政健全化団体の長等に対する報告並びに同法第七条第三項（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告内容の公表及び総務大臣への報告

七 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第二十四条第一項の規定による市町村である財

しくは関係人に対する必要な記録の提出の要求

三 住民基本台帳法に関する次のこと。

1 第三十条の三十二第二項の規定による本人確認情報の開示の決定

2 第三十条の三十三第二項の規定による本人確認情報の開示の期限等の通知

3 第三十条の三十五の規定による調査の結果の通知

4 第三十一条第二項の規定による報告の徴収等

四 地方財政法第五条の三第一項の規定による市町村等の起債又は起債の方法等の変更の同意

五 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する次のこと。

1 第三条第三項（第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の健全化判断比率等の報告及び第三条第四項（第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表

2 第五条第二項（同条第三項（第二十四条において準用する場合を含む。）及び第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による市町村が財政健全化計画等を策定した旨の報告及び第五条第四項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による公表

3 第六条第一項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による市町村の財政健全化計画等の実施状況の報告及び第六条第二項（第二十四条にお

政再生団体の総務大臣への報告又は協議に係る副申

八 地方公営企業法第四十一条の規定による市町村相互間で協議がととのわない場合におけるあつせん、調停又は勧告

九 地方税法に関する次のこと。

1 第八条第二項（第八条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の協議がととのわない場合の決定

2 第三百二十一条の十五第二項の規定による法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数の決定

3 第三百八十八条第一項後段の規定による固定資産評価基準の細目の決定

4 第三百八十九条第一項及び第三百九十三条第一項の規定による固定資産の評価及びその配分並びに決定の通知

5 第三百九十九条（第四百七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による知事がする固定資産の価格等の決定又は配分に関する審査請求に対する裁決及び通知

6 第四百七条第二項の規定による固定資産の価格等の決定、修正、配分又は通知

7 第四百十九条第一項の規定による固定資産の価格等の修正に関する勧告

十 地方交付税法施行令（昭和三十三年政令第十七号）第二条第一号の規定による市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額並びに市町村に対して交付すべき交付税

いて準用する場合を含む。）の規定による公表

4 第二十七条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の財政の早期健全化等が完了した旨の報告及び同条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公表

六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令に関する次のこと。

1 第二十二条第一項の規定により知事が行うこととされる地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十条第六項の規定による市町村の財政再生計画の変更に係る同意及び第二十二条第二項の規定による協議結果の報告

2 第二十四条第二項の規定による市町村の総務大臣への報告等に係る進達

七 地方税法第四百二十二条の二第三項の規定による固定資産の価格の修正に関する総務大臣の指示に基づく措置についての報告

八 地方揮発油譲与税法に関する次のこと。

1 次に掲げるものの数値の算定及び総務大臣に対する報告

(一) 第三条第一項の道路の延長及び面積

(二) 第四条第一項の譲与時期ごとに譲与すべき地方揮発油譲与税の額

(三) 第七条の規定により譲与すべき額に加算し、又はこれから減額すべき額

2 総務大臣が決定した各市町村ごとの地方揮発油譲与税の額の

の額の算定報告及び通知並びに同
条第二号の規定による交付税の額
の通知

十一 地方特例交付金等の地方財政
の特別措置に関する法律施行令（
平成十一年政令第九十五号）第一
条第一号の規定による通知

十二 公有地の拡大の推進に関する
法律に関する次のこと。

1 第十条第二項の規定による土
地開発公社の設立の認可

2 第十九条第二項の規定による
業務及び資産の状況に関する報
告の徴収及び立入検査並びに同
条第五項の規定による設立団体
又はその長に対する業務命令等
の要求

十三 地方独立行政法人法に関する
次のこと。

1 第七条の規定による設立の認
可

2 第八条第二項の規定による定
款の変更の認可

3 第八十八条第一項第一号の規
定による解散の認可

4 第二百二十一条第一項の規定に
よる報告の徴収又は立入検査

5 第二百二十二条第三項及び第四
項の規定による違反行為等の是
正の要求等

当該市町村に対する通知
九 自動車重量譲与税法（昭和四十
六年法律第九十号）に関する次の
こと。

1 次に掲げるものの数値の算定
及び総務大臣に対する報告

(一) 第二条第一項の道路の延長
及び面積

(二) 第三条第一項の譲与時期ご
とに譲与すべき自動車重量譲
与税の額

(三) 第六条の規定により譲与す
べき額に加算し、又はこれか
ら減額すべき額

2 総務大臣が決定した各市町村
ごとの自動車重量譲与税の額の
当該市町村に対する通知

十 国有提供施設等所在市町村助成
交付金に関する法律施行令（昭和
三十二年政令第三百二十一号）に
関する次のこと。

1 第六条第一項の規定による土
地、建物又は工作物の価格の報
告

2 第七条及び第八条の規定によ
る市町村助成交付金の額等に関
する通知

十一 地方交付税法に関する次のこ
と。

1 第五条第三項の規定による市
町村の基準財政需要額及び基準
財政収入額に関する資料、特別
交付税の額の算定に用いる資料
その他必要な資料の審査及び送
付

2 第十七条の三第二項の規定に
よる交付税の額の算定に用いた
資料の検査及び報告

十二 地方交付税法施行令第二条第
三号の規定による交付税の額の報

<p>地域 創生 室</p>	<p>十四 地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項（同法第二百九十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長との協議</p> <p>十五 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）に関する次のこと。</p> <p>1 第三条第一項の規定による特</p>	<p>十七 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に関する次のこと。</p> <p>1 第三条第五項（第五条第三項及び第六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取</p> <p>2 第五条第五項の規定による変更の届出の受理及び同条第六項の規定による公示</p>
	<p>十四 地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項（同法第二百九十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長との協議</p>	<p>告及び通知、同条第四号の規定による交付税の還付命令、同条第五号の規定による錯誤の額の算定、報告及び通知並びに同条第六号の規定による交付税の額の報告</p> <p>十三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第七条第二項の規定による審査及び送付</p> <p>十四 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第一条第二号の規定による報告及び通知並びに同条第三号の規定による還付命令</p> <p>十五 公有地の拡大の推進に関する法律に関する次のこと。</p> <p>1 第十四条第二項の規定による定款の変更の認可</p> <p>2 第二十二條第一項の規定による土地開発公社の解散の認可</p> <p>十六 地方公務員法に関する次のこと。</p> <p>1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（市町村課に係るものに限る、重要な職に係るものを除く。）</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の任免（市町村課に係るものに限る。）</p>

	<p>定地域づくり事業協同組合の認定並びに同条第六項（第六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知及び公示</p> <p>2 第五条第一項の規定による変更の認定及び同条第四項の規定による公示</p> <p>3 第六条第二項の規定による認定の有効期間の更新</p> <p>4 第九条第二項の規定による認定の取消し並びに同条第三項の規定による厚生労働大臣への通知及び公示</p> <p>5 第十三条第一項の規定による適合命令及び同条第二項の規定による改善命令</p> <p>6 第十四条第一項の規定による事業停止命令及び同条第二項の規定による公示</p> <p>十六 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第七条第四項前段の規定による主務大臣との協議</p> <p>十七 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に関する次のこと。</p> <p>1 第七条第一項の規定による振興山村の指定の申請</p> <p>2 第七条の二第一項の規定による山村振興基本方針の作成</p> <p>十八 離島振興法（昭和二十八年法律七十二号）第十条第二項の規定による協力要請</p>	<p>3 第八条の規定による廃止の届出の受理</p> <p>4 第十二条第一項の規定による報告の徴収並びに当該職員による立入検査及び質問</p> <p>十八 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に関する次のこと。</p> <p>1 第七条第五項の規定による持続的発展方針の公表</p> <p>2 第八条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による市町村との協議</p> <p>3 第九条第四項の規定による県計画の公表及び主務大臣への提出</p> <p>十九 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第七条の規定による助言又は調査</p> <p>二十 山村振興法第八条第一項又は第八条の三第一項の規定による市町村との協議及び同意</p>
--	--	--

別表第四地域連携課の項を削り、同表にぎわい政策課の項からスポーツ振興課の項までを次のように改める。

<p>観光ス ポーツ 文化政</p>		<p>一 徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十四号）</p>
----------------------------	--	---

に関する次のこと。

- 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
 - 2 第五条の規定による臨時に休館することの承認
 - 3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認
 - 4 第八条第二項及び第四項の規定による利用料金の額の承認
 - 5 第八条第七項の規定による利用料金等の全部又は一部の免除の承認
 - 6 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除
- 二 徳島県立大鳴門橋架橋記念館管理規則（昭和六十年徳島県規則第三十号）第二条の規定による利用者心得等の制定
- 三 徳島県立渦の道の設置及び管理に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十二号）に関する次のこと。
- 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
 - 2 第五条第二項の規定による利用することができる日の変更の承認
 - 3 第六条第二項の規定による利用することができる時間の変更の承認
 - 4 第八条第二項の規定による利用料金の額の承認
 - 5 第八条第五項の規定による利用料金の全部又は一部の免除の承認
 - 6 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除
- 四 徳島県立渦の道管理規則（平成十二年徳島県規則第百二号）第二

<p>交流拠点戦略課</p>	
	<p>条の規定による利用者心得等の制定</p> <p>五 地方公務員法に関する次のこと。</p> <p>1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（観光スポーツ文化部に係るものに限る。重要な職に係るものを除く。）</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の任免（観光スポーツ文化部に係るものに限る。）</p> <p>六 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（観光スポーツ文化部に所属する職員に限る。）の指定</p> <p>一 徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）に関する次のこと（徳島県蔵本公園及び徳島県鳴門総合運動公園に係るものに限る。）。</p> <p>1 第七条第三項ただし書の規定による有料公園施設等の供用日及び供用時間の変更の承認</p> <p>2 第十三条第二項及び第三項の規定による有料公園施設及び有料用具の使用料の徴収</p> <p>3 第十四条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付（有料公園施設及び有料用具に係るものに限る。）</p> <p>4 第十五条の規定による使用料の全部又は一部の免除（有料公園施設及び有料用具に係るものに限る。）</p> <p>二 徳島県都市公園条例施行規則（昭和三十二年徳島県規則第五十八号）第十二条の規定による原状回</p>

<p>施設 活用 推進 室</p>	
<p>一 徳島県立あすたむらんどを設置及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第十号）別表第二その一の表の規定による子ども科学館の企画展の使用料の額の決定</p>	
<p>四 徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成五年徳島県条例第四号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第四条第二号の規定による補修等の指定 2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認 3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認 4 第十条第三項の規定による使用料の全部又は一部の免除 5 第十一条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除 <p>五 徳島県立産業観光交流センター管理規則（平成五年徳島県規則第</p>	<p>復又は損害賠償に関する事務の処理（徳島県蔵本公園（駐車場を除く。）及び徳島県鳴門総合運動公園に係るものに限る。）</p> <p>三 徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第二十六号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認 2 第六条第二項の規定による供用時間を変更することの承認 3 第十条ただし書の規定による損害の賠償責任の免除 4 第十一条第二項ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定、同条第三項の規定による使用料の全部又は一部の免除並びに同条第四項ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付

-
-
-
- 五十号)に関する次のこと。
- 1 第五条の規定による利用者心得等の制定
 - 2 第六条第三項ただし書及び第四項ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定並びに同条第五項ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付
 - 3 別表第一の規定による用具及び使用料の額の決定
 - 六 徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例(平成十二年徳島県条例第三十九号)に関する次のこと。
 - 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
 - 2 第五条の規定による利用することができない日の承認
 - 3 第六条ただし書の規定による利用できる時間の変更の承認
 - 4 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除
 - 七 徳島県立出島野鳥公園管理規則(平成十二年徳島県規則第百七号)に関する次のこと。
 - 1 第四条の規定による利用者心得等の制定
 - 2 第五条ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定
 - 3 第六条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付
 - 八 徳島県立あすたむらんどを設置及び管理に関する条例に関する次のこと。
 - 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
 - 2 第五条ただし書の規定による休業日の変更の承認

<p>策課 観光政</p>	
<p>一 旅行業法（昭和二十七年法律第 二百三十九号）に関する次のこと</p>	
<p>一 旅行業法に関する次のこと。 1 第六条の三第一項の規定によ</p>	<p>3 第六条第二項の規定による供 用時間の変更の承認</p> <p>4 第十条第三項の規定による使 用料の全部又は一部の免除</p> <p>5 第十一条ただし書の規定によ る賠償責任の全部又は一部の免 除</p> <p>九 徳島県立あすたむらんど管理規 則（平成十三年徳島県規則第四十 八号）に関する次のこと。</p> <p>1 第四条の規定による利用者心 得等の制定</p> <p>2 第五条第三項の規定による使 用料の徴収の時期及び方法の特 例の決定</p> <p>3 第六条ただし書の規定による 使用料の全部又は一部の還付</p> <p>十 徳島県立美馬野外交流の郷の設 置及び管理に関する条例（平成十 年徳島県条例第二号）に関する次 のこと。</p> <p>1 第四条第二号の規定による補 修等の指定</p> <p>2 第五条ただし書の規定による 利用することができる日及び時 間の変更の承認</p> <p>3 第八条第二項の規定による利 用料金の額の承認</p> <p>4 第八条第五項の規定による利 用料金の全部又は一部の免除の 承認</p> <p>5 第十条ただし書の規定による 賠償責任の全部又は一部の免除</p> <p>十一 徳島県立美馬野外交流の郷管 理規則（平成十年徳島県規則第五 十八号）第四条の規定による利用 者心得等の制定</p>

- 1 第三条の規定による登録
- 2 第五条第二項の規定による通知
- 3 第六条第一項（第六条の第三項及び第六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否及び第六条第二項（第六条の第三第二項、第六条の四第二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- 4 第七条第五項（第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消し
- 5 第十二条の二第一項の規定による認可
- 6 第十九条第一項の規定による業務停止命令及び登録の取消し並びに同条第二項の規定による登録の取消し
- 7 第二十三条の規定による登録
- 8 第二十五条第二項の規定による通知
- 9 第二十六条第一項の規定による登録の拒否及び同条第二項（第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- 10 第三十七条第一項の規定による業務停止命令及び登録の取消し並びに同条第二項の規定による登録の取消し

- る有効期間の更新の登録及び同条第二項において準用する第五条第二項の規定による通知
- 2 第六条の四第一項の規定による変更登録、同条第二項において準用する第五条第二項の規定による通知及び第六条の四第四項の規定による登録
 - 3 第七条第四項（第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による催告
 - 4 第二十条第一項及び第二項の規定による登録の抹消
 - 5 第二十一条の規定による旅行者登録簿等の公衆への供覧
 - 6 第二十七条第二項の規定による登録
 - 7 第三十八条第一項及び第二項の規定による登録の抹消
 - 8 第三十九条の規定による旅行者サービス手配業者登録簿の公衆への供覧
 - 9 第六十二条第一項の規定による通知
 - 10 第七十条第一項の規定による報告の徴収及び同条第三項の規定による職員による立入検査又は質問
- 二 旅行者営業保証金規則（平成八年 法務省 令第一号）に関する次
- 1 第一条第二項の規定による営業保証金についての権利の承継の届出書等の送付
 - 2 第八条第一項の規定による証明書
 - 3 広域滞在型観光整備推進費補助金交付事業に関する事務の処理

受入 環境 整備 室	<p>二 徳島県観光施設等整備資金貸付制度による貸付けの承認</p> <p>三 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に関する次のこと（2から4までにあつては宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明並びに周辺地域の生活環境への悪影響の防止に關し必要な事項の外国語による説明（以下「宿泊者の安全の確保等」という。）並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るもの限り、5から7までにあつては宿泊者の安全の確保等に係るものに限る。）。</p> <p>1 第八条第一項（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による宿泊者名簿の提出の要求</p> <p>2 第十五条の規定による業務改善命令</p> <p>3 第十六条第一項の規定による住宅宿泊事業の停止命令、同条第二項の規定による住宅宿泊事業の廃止命令及び同条第三項の規定による理由の通知</p> <p>4 第十七条第一項の規定による住宅宿泊事業者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問</p> <p>5 第四十一条第二項の規定による業務改善命令</p> <p>6 第四十二条第二項の規定による国土交通大臣への処分の要請</p> <p>7 第四十五条第二項の規定による住宅宿泊管理者からの必要</p>	<p>四 徳島県立航空旅客取扱施設の設置及び管理に関する条例（平成二十九年徳島県条例第三十七号）に関する次のこと。</p> <p>1 第四条第二号の規定による補修等の指定</p> <p>2 第五条第二項の規定による供用時間の変更の承認</p> <p>3 第九条第二項の規定による利用料金の額の承認、同条第五項の規定による利用料金の免除の基準の承認及び同条第六項の規定による利用料金の還付の基準の承認</p> <p>4 第十一条ただし書の規定による賠償責任の免除</p> <p>五 徳島県立航空旅客取扱施設管理規則（平成二十九年徳島県規則第四十五号）第四条の規定による利用者心得等の承認</p>
---------------------	--	--

	<p>な報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問</p>	
<p>文化振興課</p>	<p>一 徳島県文化賞規程（昭和五十年徳島県告示第百八十八号）の施行に関する事務の処理</p> <p>二 徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例（平成十四年徳島県条例第十四号）別表第二の規定による特別展の観覧料の額の決定</p>	<p>一 徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第二十二号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第四条第二号の規定による補修等の指定 2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認 3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認 4 第十二条第二項の規定による利用料金の額の承認及び同条第六項の規定による利用料金の全部又は一部の免除の承認 5 第十四条第一項ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除 <p>二 徳島県郷土文化会館管理規則（昭和四十六年徳島県規則第七十四号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第二条第二項ただし書の規定による使用許可申請書の提出時期の特例の承認 2 第四条の規定による使用者心得等の制定 <p>三 徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第四条第二号の規定による補修等の指定 2 第五条ただし書の規定による休館日を変更することの承認 3 第六条第二項の規定による供用時間を変更することの承認 4 第十条第三項の規定による観

-
-
- 5 観料又は使用料の全部又は一部の免除
 - 5 第十一条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除
 - 四 徳島県立文学書道館管理規則（平成十四年徳島県規則第七十二号）に関する次のこと。
 - 1 第二条第二項ただし書の規定による利用許可申請書の提出時期の特例の承認
 - 2 第四条の規定による利用者心得等の制定
 - 3 第五条の規定による文学書道資料の撮影等の承認
 - 4 第七条第一項ただし書の規定による観料等の徴収の時期及び方法の特例の決定
 - 5 第八条ただし書の規定による観料等の全部又は一部の還付
 - 6 別表の規定による用具及び使用料の額の決定
 - 五 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第二号）に関する次のこと。
 - 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
 - 2 第五条第二項の規定による臨時に休館日を変更することの承認
 - 3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認
 - 4 第八条第二項の規定による利用料金の額の承認及び同条第五項の規定による利用料金の全部又は一部の免除の承認
 - 5 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

<p>文化 資源 活用 室</p>	<p>三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に関する次のこと。</p> <p>1 第三十五条第三項（第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による管理の指揮監督</p> <p>2 第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する第三十五条第三項の規定による管理及び修理の指揮監督</p> <p>3 第四十三条第一項の規定による現状変更等の許可並びに同条第四項の規定による現状変更等の停止命令及び許可の取消し（いずれも文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第五条第三項第一号に規定するものに限る。）</p> <p>4 第四十三条第四項（第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更等の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）</p> <p>5 第二百五条第三項の規定による報奨金の額の決定</p> <p>6 第一百七十七条第一項の規定による</p>	
<p>10 第二百二条第一項の規定による</p> <p>9 第百条第二項において準用する同条第一項の規定による文化財の返還及び警察署長への通知</p> <p>8 第九十九条第一項の規定による発掘の施行</p> <p>7 第九十六条第二項及び第七項の規定による現状変更等の停止又は禁止の命令</p> <p>6 第九十五条第一項の規定による周知のための必要な措置</p> <p>5 第九十三条第二項の規定による指示</p> <p>4 第九十二条第二項の規定による報告書の提出の指示又は発掘の禁止、停止若しくは中止の命令</p>	<p>七 文化財保護法に関する次のこと。</p> <p>1 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条において準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令</p> <p>2 第五十三条第一項の規定による公開の許可並びに同条第四項の規定による公開の停止命令及び公開の許可の取消し（文化財保護法施行令第五条第三項第二号に規定する場合に限る。）</p> <p>3 第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）</p> <p>4 第九十二条第二項の規定による報告書の提出の指示又は発掘の禁止、停止若しくは中止の命令</p>	<p>六 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷管理規則（平成十八年徳島県規則第十八号）第二条の規定による利用者心得等の制定</p>

文化財の譲与

- 7 第一百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定
- 8 第一百十二条第一項の規定による仮指定の解除
- 9 第二百一十一条第一項の規定による管理に関する措置命令又は勧告
- 10 第二百二十二条第一項の規定による命令又は勧告及び同条第二項の規定による勧告
- 11 現状変更等に係る第二百二十五条第一項の規定による許可、同条第三項において準用する第四十三条第四項の規定による現状変更の停止命令及び第二百二十五条第七項の規定による原状回復の命令（いずれも文化財保護法施行令第五条第四項第一号に規定するものに限る。）

四

文化財の保護に関する条例に関する次のこと。

- 1 第八条第二項（第三十条第二項及び第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得、第八条第三項（第三十条第二項及び第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県文化財保護審議会への諮問及び第八条第六項（第三十条第二項及び第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定書の交付

- 2 第九条第二項（第三十一条第二項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第八条第三項の規定による徳島県文化財保護審議会への諮問、第九条第四項（

- 物件の鑑査及び同条第二項の規定による物件の差戻し
- 11 第一百三十三条の規定による文化財の引渡し
 - 12 第二百五条第一項後段の規定による報奨金の支給
 - 13 第八十七条第一項の規定による管理等の受託又は技術的指導

八

- 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に関する次のこと。

- 1 第十四条第一項の規定による登録
- 2 第十五条第一項の規定による登録証の交付及び同条第二項の規定による登録証の再交付
- 3 第十八条の二第一項の規定による刀剣類の製作の承認

九

- 徳島県立埋蔵文化財総合センターの設置及び管理に関する条例（平成七年徳島県条例第三十四号）に関する次のこと。

- 1 第三条の規定による利用者心得の承認
- 2 第五条第二項の規定による休所すること等の承認
- 3 第六条第二項の規定による供用時間の変更等の承認
- 4 第八条ただし書の規定による損害の賠償責任の全部又は一部の免除

第三十一条第六項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による解除の告示及び通知並びに第九条第五項(第三十一条第二項及び第六項並びに第三十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による受理

3 第十八条第一項の規定による許可並びに同条第四項(第三十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更等の停止の命令及び許可の取消し

4 第二十四条第二項の規定による保持者及び保持団体の認定、同条第三項(第二十五条第三項(第三十一条第三項及び第四十条の三第三項において準用する場合を含む。)、第三十四条第二項及び第四十条の二第四項において準用する場合を含む。))の規定による徳島県文化財保護審議会への諮問並びに第二十四条第四項(第四十条の二第四項及び第四十条の三第三項において準用する場合を含む。))の規定による告示及び通知

5 第二十五条第二項の規定による認定の解除、同条第六項の規定による告示及び通知並びに同条第七項後段の規定による告示

6 第三十一条第四項の規定による告示

別表第四文化振興課の項及び文化資源活用課の項を削り、同表生活環境政策課の項部長の欄第一号中「(1から8までにあつては、一の総合県民局の所管区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)」を削り、同項課長の欄第一号の1、第二号の1、第三号及び第五号中「(一の総合県民局の所管区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)」を削り、同表安全衛生課の項部長の欄第五

号中「措置命令」を「措置命令及び同条第二項の規定による資料の提出の要求」に改め、同項課長の欄第二号中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 第十条の二第二項の規定による食品の自主回収に係る届出の受理

別表第四安全衛生課の項課長の欄第七号を次のように改める。

七 不当品類及び不当表示防止法第二十五条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出命令又は職員による立入検査若しくは質問

別表第四サステナブル社会推進課の項課長の欄第四号中「(4から7まで及び9から16までにあつては、総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)」を削り、同表環境指導課の項の項名を「資源循環課」に改め、同項課長の欄第一号の17中「収去」を「収去及び同条第三項(第十七条の二第三項において準用する場合を含む。)」に規定する証明書の発行」に改め、同表子育て応援課の項部長の欄第二号中12を13とし、5から11までを1ずつ繰り下げ、4の次に次のように加える。

5 第十八条の二十の二第三項の規定による情報の提供要請

別表第四子育て応援課の項課長の欄第三号中「10に」を「11に」に改め、同号中14を15とし、9から13までを1ずつ繰り下げ、8の次に次のように加える。

9 第十八条の二十の二第一項の規定による保育士登録

別表第四子育て応援課の項課長の欄第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表医療政策課の項部長の欄第三号の7中「第三十条の十一」を「第三十条の十一第一項」に、「勧告」を「勧告及び同条第二項の規定による厚生労働大臣への通知」に改め、同号の9を次のように改める。

9 第三十条の十三第三項(第三十条の十八の二第三項、第三十条の十八の三第二項及び第三十条の十八の四第七項において準用する場合を含む。)(規定による市町村その他の官公署に対する情報の提供の要請、同条第四項(第三十条の十八の二第三項、第三十条の十八の三第二項及び第三十条の十八の四第七項において準用する場合を含む。)(規定による報告された事項の公表、同条第五項の規定による報告又は報告内容の是正の命令及び同条第六項(第三十条の十八の二第三項及び第三十条の十八の四第七項において準用する場合を含む。)(規定による命令に従わなかつた旨の公表及び同条第七項の規定による報告内容の変更の要求

別表第四医療政策課の項部長の欄第三号中36を40とし、14から35までを4ずつ繰り下げ、13の次に次のように加える。

14 第三十条の十八の二第二項の規定による報告又は報告内容の是正の命令

15 第三十条の十八の四第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)(規定による確認結果の公表及び同条第六項の規定による報告又は報告内容の是正の命令

16 第三十条の十八の五第一項の規定による協議結果の公表、同条第二項の規定による協議への参加要求及び同条第三項の規定による協議への参加要求

17 第三十条の十八の六第一項の規定による区域の指定、同条第二項の規定による公示、同条第三項の規定による届出の受理、同条第四項の規定による協議への参加等の要求、同条第六項の規定による要請、同条第七項の規定による徳島県医療審議会への出席等の要求、同条第九項の規定による勧告、同条第十項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表及び同条第十一項の規定による厚生労働大臣への通知

別表第四薬務課の項部長の欄第一号の3中「徳島県東部保健福祉局又は総合県民局」を「徳島県保健所」に、「東部保健福祉局等の長」を「保健所長」に改め、同号の4及び5中「東部保健福祉局等の長」を「保健所長」に改め、同号の6を削り、同号の7中「東部保健福祉局等の長」を「保健所長」に改め、同7を同号の6とし、同号中8を7とし、同号の9中「薬局の管理者」を「医薬品等総括製造販売責任者」に、「東部保健福祉局等の長」を「保健所長」に改め、同9を同号の8とし、同号中10を9とし、11を10とし、同10の次に次のように加える。

11 第七十五条第一項の規定による許可の取消し又は業務の停止命令（保健所長の専決に係るものを除く。）及び同条第二項の規定による厚生労働大臣への通知

別表第四薬務課の項部長の欄第一号中12を削り、13を12とし、14から16までを1ずつ繰り上げ、同欄第三号の1及び2中「東部保健福祉局等の長」を「保健所長」に改め、同欄第六号を次のように改める。

六 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第十二条の六第一項の規定による第一種大麻草採取栽培者の免許の取消し又は大麻草の栽培の中止の命令及び同条第二項の規定による第一種大麻草採取栽培者名簿の登録の抹消

別表第四薬務課の項部長の欄第一号の1から3までを削り、同号の4中「を含む」を「に限る」に改め、「（総合県民局の長の権限に属するものを除く。）」を削り、同4を同号の1とし、同号中5を2とし、6を3とし、7を4とし、同号の8中「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同8を同号の5とし、同号中9から21までを3ずつ繰り上げ、同欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第九号中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 第十一条ただし書の規定による栽培地外への大麻の持出しの許可

別表第四薬務課の項部長の欄中第九号を第八号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表経済産業政策課の項部長の欄中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同項課長の欄中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項の次に次のように加える。

商務戦 略課		一 寄附の受納（ふるさと徳島魅力 創造発信事業の寄附金に係るもの に限る。）
-----------	--	--

別表第四企業支援課の項の項名を「産業成長推進課」に改め、同表企業支援課の新産業立地室の項の項名を「産業立地戦略室」に改め、同項部長の欄中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同表企業支援課の項部長の欄に次の二号を加える。

十三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条第一項の規定による認定

十四 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）第九条第一項、第二項（同条第四項、第六項及び第八項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第五項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）、第十四項（同条第十六項において準用する場合を含む。）及び第

十五項（同条第十七項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し
別表第四企業支援課の新産業立地室の項課長の欄中第十号を第十一号とし、同表企業支援課の項課長の欄に次の一号を加える。

十 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に関する次のこと。

1 第十三条第一項（同条第三項から第五項までにおいて準用する場合を含む。）、第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による確認並びに同条第十三項の規定による確認の取消し

2 第十七条第一項の規定による確認

3 第十八条第一項から第四項まで、第七項及び第八項の規定による確認

4 第十九条第一項及び第二項の規定による確認の取消し

5 第二十条第一項（同条第八項、第十項及び第十二項において準用する場合を含む。）、及び第二項（同条第九項、第十一項及び第十三項において準用する場合を含む。）の規定による確認

別表第四産業創生・大学連携課の項の項名を「イノベーション創出課」に改め、同項課長の欄第四号を削り、同表農林水産政策課の項部長の欄第二号中「徳島県東部農林水産局又は総合県民局」を「徳島県農林事務所」に改め、同項課長の欄第四号及び第五号を削り、同欄第六号中「徳島県東部農林水産局又は総合県民局」を「徳島県農林事務所」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第七号中「徳島県東部農林水産局又は総合県民局」を「徳島県農林事務所」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第八号中「徳島県東部農林水産局又は総合県民局」を「徳島県農林事務所」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第九号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、同表農林水産政策課の農地政策室の項課長の欄第二十一号中「総合県民局」を「徳島県徳島農林事務所及び徳島県吉野川農林事務所」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同欄第十九号とし、同欄第二十二号中「総合県民局」を「徳島県徳島農林事務所及び徳島県吉野川農林事務所」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同欄第二十三号中「総合県民局」を「徳島県徳島農林事務所及び徳島県吉野川農林事務所」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同欄第二十一号とし、同欄第二十四号を第二十二号とし、第二十五号を第二十三号とし、同欄第二十六号中「総合県民局」を「徳島県徳島農林事務所及び徳島県吉野川農林事務所」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同欄第二十四号とし、同欄第二十七号を第二十五号とし、同表みどり戦略推進課の項の項名を「生産流通課」に改め、同表鳥獣対策・里山振興課の項の項名を「鳥獣対策課」に改め、同項部長の欄第三号を次のように改める。

三 鳥獣被害対策関係事業に係る鳥獣被害防止総合対策交付金の交付に関する事務の処理

別表第四鳥獣対策・里山振興課の項課長の欄第一号の1中「徳島県東部農林水産局又は総合県民局（以下この号において「東部農林水産局等」という。）」を「徳島県農林事務所」に改め、同号の2及び12中「東部農林水産局等」を「徳島県農林事務所」に改め、同欄第四号を削り、同表林業振興課の項を次のように改める。

- 一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に関する次のこと。
 - 1 第五条第一項の規定による地域森林計画の樹立及び同条第五項の規定によるその変更
 - 2 第十条の十三第一項の規定による森林整備協定の締結に関する協議の申入れ
 - 3 第十条の十四第一項の規定による森林整備協定の締結についてのあつせんの請求
 - 4 第五十一条（第六十五条及び第六十六条後段において準用する場合を含む。）の規定による土地又は水の使用権の設定に関する裁定
 - 5 第五十九条第二項（第六十五条及び第六十六条後段において準用する場合を含む。）の規定による土地又は水の使用の廃止に伴う損失補償に係る裁定
- 二 分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）に関する次のこと。
 - 1 第六条第一項の規定による届出に係る事項を変更すべき旨の勧告及び同条第二項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に従つていない旨の公表
 - 2 第八条第二項の規定による届出に係る事項に従つて造林又は育林を行うべき旨の勧告
 - 3 第九条の規定による報告の徴収
 - 4 第十条第二号に規定する森林整備法人である旨の認定
 - 三 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）に関すること。
 - 1 第十条の十四第二項の規定による森林整備協定の締結についてのあつせん（当該関係市町村が一の徳島県農林事務所の所管区域を越えるものに限る。）
 - 2 第十九条第一項第一号の規定による数市町村にわたる事項の処理（当該関係市町村が一の徳島県農林事務所の所管区域を越えるものに限る。）
 - 3 第五十二条第一項（第五十五条第二項、第五十九条第二項後段、第六十五条及び第六十六条後段において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請があつた旨の公示及び通知
 - 4 第五十三条第三項（第五十五条第四項、第五十九条第二項後段、第六十五条及び第六十六条後段において準用する場合を含む。）の規定による裁定をした旨の通知及び公示
 - 5 第八十七条第一項の規定による林業普及指導員の指定
 - 6 第八十八条第二項の規定による当該職員又はその委任した者による森林への立入り、測量又は実地調査及び同条第三項の規定による当該職員による森林への立入り、標識の建設、測量、実地調査又は立木竹の伐採
 - 二 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）に関する次のこと。
 - 1 第二十六条の規定による測量標の使用の承認申請
 - 2 第三十七条第二項の規定による市町村長に対する報告の要求及び同条第三項の規定による永

る次のこと。

1 第六条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による入会林野整備計画の認可申請又は認可事項の変更申請の適否の決定及び通知並びに第六条第四項の規定による認可申請を適当と認めた旨の公告

2 第八条第二項の規定による調停及び同条第四項の規定による調停案の受諾の勧告

3 第九条第五項の規定による入会林野整備計画の変更申請を適当と認めた旨の公告

4 第十条第一項の規定による入会林野整備計画の認可の申請の却下及び同条第二項の規定による却下した旨の通知

5 第十一条第一項の規定による入会林野整備計画の認可並びに同条第三項の規定による認可した旨の公告及び計画書の送付

6 第二十二条第一項の規定による旧慣使用林野整備計画の認可並びに同条第四項の規定による認可した旨の公告及び計画書の送付

四 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）に関する次のこと。

1 第十八条第一項の規定による通知

2 第十九条第一項の規定による裁定

3 第二十七条第一項の規定による裁定

4 第六十八条第一項の規定による市町村への協議及び同条第三項の規定による公告

久標識の設置に関する通知

3 第三十九条において準用する第十五条第一項の規定による他人の土地への立入り

4 第三十九条において準用する第十六条の規定による障害物の伐除

5 第三十九条において準用する第十八条の規定による他人の土地等の一時使用

6 第三十九条において準用する第二十一条第一項の規定による一時標識の設置及び通知並びに第三十九条において準用する第二十一条第二項の規定による標識を設置した旨の通知

7 第三十九条において準用する第二十三条第一項の規定による標識の移転、撤去又は廃棄及び通知

8 第三十九条において準用する第二十五条の規定による仮設標識の移転

9 第四十条第一項の規定による測量成果の送付

10 第四十三条の規定による測量成果の複製の承認

11 第四十四条第一項の規定による測量成果の使用の承認

三 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に関する次のこと。

1 第六条第三項の規定による市町村長等の意見の聴取

2 第七条第二項の規定による異議申出人との協議をすべき旨の命令

3 第十一条第二項の規定による金銭の信託をすべき旨の指示

4 第二十二条第三項の規定による

五 徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）に関する次のこと。

1 第十四条第一項の規定による森林管理重点地域の指定及び同条第三項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定案の縦覧（第一種森林管理重点地域に係るものを除く。）

2 第十七条第一項の規定による森林管理重点地域の指定の解除（第一種森林管理重点地域に係るものを除く。）

3 第三十一条第一項及び第二項の規定による公表（第一種森林管理重点地域に係るものを除く。）

六 徳島県営林規則に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による経営計画の策定及び同条第三項の規定による経営計画の変更

2 第四条の規定による契約の締結（予定価格（予定価格を設定しない場合にあつては、評価額）が一件百万円以上千万円未満のものに限る。）

3 第十条ただし書の規定による収益の分収割合の変更

4 第十一条の規定による土地等の処分の承諾

5 第十二条の規定による契約の解除及び変更

6 第十三条の規定による県営林に係る樹木の処分（予定価格（予定価格を設定しない場合にあつては、評価額）が一件百万円以上千万円未満のものに限る。）

る金銭の供託その他の措置をすべきことの指示

四 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による林業経営改善計画の認定

2 第四条第一項及び第二項の規定による合理化計画の認定

五 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）に関する次のこと。

1 第一条第一項の規定による林業経営改善計画の変更の認定及び同条第三項の規定による林業経営改善計画の認定の取消し

2 第四条第一項の規定による合理化計画の変更の認定及び同条第三項の規定による合理化計画の認定の取消し

六 特用林産振興対策事業に係る基本計画（変更計画を含む。）の樹立

七 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第一条の四の規定による災害復旧事業計画概要書等の提出

八 農林水産業施設災害復旧事業の採択及び増高補助率又は連年災害補助率の適用の決定

九 森林経営管理法に関する次のこと。

1 第二十条第一項の規定による通知

2 第二十八条第一項の規定による通知及び公告

3 第三十六条第一項の規定による民間事業者の公募及び同条第

- 二項の規定による公表
- 十 徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第四十七号）に関する次のこと。
- 1 第三条第一項の規定による貯木場の使用の許可又は許可事項の変更若しくは使用期間の延伸の許可
 - 2 第四条の規定による使用の許可の取消し
 - 3 第八条ただし書の規定による使用料の還付の決定
 - 十一 徳島県立高丸山千年の森の設置及び管理に関する条例（平成十五年徳島県条例第二十二号）に関する次のこと。
 - 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
 - 2 第五条ただし書の規定による利用日の特例の承認
 - 3 第六条ただし書の規定による利用時間の特例の承認
 - 4 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除
 - 十二 徳島県立高丸山千年の森管理規則（平成十五年徳島県規則第五十一号）第五条の規定による利用者心得等の制定
 - 十三 徳島県立神山森林公園の設置及び管理に関する条例（平成元年徳島県条例第二十三号）に関する次のこと。
 - 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
 - 2 第五条ただし書の規定による利用日の特例の承認
 - 3 第六条ただし書の規定による利用時間の特例の承認
 - 4 第十条ただし書の規定による

<p>木材 需要 ・生 産 大室</p>	
<p>八 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）に関する次のこと。 1 第十五条第一項の規定による登録の取消し 2 第二十三条の規定による採取</p>	
<p>十八 林業種苗法に関する次のこと。 1 第三条第一項の規定による指定 2 第四条第一項の規定による特</p>	<p>賠償責任の全部又は一部の免除 十四 徳島県立神山森林公園管理規則（平成元年徳島県規則第五十八号）第五条の規定による利用者心得等の制定 十五 徳島県営林規則に関する次のこと。 1 第四条の規定による契約の締結（予定価格（予定価格を設定しない場合にあつては、評価額）が一件百万円未満のものに限る。） 2 第十三条の規定による県営林に係る樹木の処分（予定価格（予定価格を設定しない場合にあつては、評価額）が一件百万円未満のものに限る。） 3 第十四条の規定による産物の採取の承認 4 第十五条の規定による境界標等の設置 十六 県営林及び公団造林事業（植栽、保育、素材生産及び施設に関するものを除く。）の施行 十七 徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）に関する次のこと（同条例別表第九十の項から第九十三の項までの事務に係るものに限る。） 1 第二条の規定による手数料の徴収 2 第五条ただし書の規定による手数料の全部又は一部の還付</p>

すべき時期の指定又は採取の禁止

3 第二十九条第一項の規定による命令、制限又は禁止

九 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）に関する次のこと。

1 第五条第一項から第三項までの規定による駆除命令

2 第五条第四項において準用する第三条第五項の規定による公表、同条第七項の規定による通知、意見の聴取及び決定、同条第八項の規定による期間の決定、同条第九項の規定による命令書の交付並びに同条第十項の規定による公告

3 第五条第四項において準用する第四条第一項の規定による措置の実施及び同条第二項の規定による費用の徴収

4 第五条第四項において準用する第四条の二の規定による協力要請

5 第七条の三第一項の規定による都道府県防除実施基準の策定及び変更並びに同条第三項の規定による徳島県森林審議会の意見の聴取

6 第七条の五第一項の規定による区域の指定及び変更並びに同条第二項の規定による徳島県森林審議会の意見の聴取

7 第七条の六第一項の規定による樹種転換促進指針の策定及び変更並びに同条第三項（第七条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県森林審議会の意見の聴取

8 第七条の九第一項の規定によ

別母樹等の指定に対する意見の具申

3 第五条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及び通知

4 第九条第一項及び第二項の規定による指定の解除並びに同条第三項の規定による指定の解除に対する意見の具申

5 第十条第一項の規定による生産事業者の登録

6 第十一条第一項の規定による講習会の開催及び同条第二項の規定による修了証明書の交付

7 第十二条第一項の規定による登録証の交付及び同条第三項の規定による通知

8 第十三条第一項の規定による登録証の書替交付及び同条第二項の規定による登録証の再交付

9 第十六条の規定による公告

10 第二十条第三項の規定による職員による事実の確認

11 第二十八条第一項の規定による職員による立入検査、質問又は種苗の収去

十九 林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第九十四号）に関する次のこと。

1 第五条第一項及び第二項の規定による通知

20 第六条の規定による通知

二十 森林病虫害等防除法に関する次のこと。

1 第五条の二第二項の規定による通知

2 第七条の三第三項の規定による関係市町村長の意見の聴取並びに同条第四項（第七条の五第四項において準用する場合を

る地区防除指針の策定及び変更
十 森林組合法に関する次のこと。

1 第七十九条（第六十一条第三項、第八十三条第三項、第八十四条第三項、第八十八条の三第三項、第百条第三項、第百条の八第二項、第百八条の二第三項、第百八条の五第三項及び第百八条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による設立等の認可

2 第百十三条第二項の規定による業務の停止又は役員の変更の命令

3 第百十四条の規定による組合の解散命令

4 第百十四条の二第一項の規定による解散命令の通知に代わる官報への掲載

十一 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第四条第一項の規定による基本計画の策定、同条第四項の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣への報告並びに同条第五項の規定による公表

十二 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第四条第一項の規定による基本方針の策定及び同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議

十三 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）に関する次のこと。

1 第二条第一項の規定による指定地域の指定

2 第三条第一項の規定による指定地域の変更又は解除

む。）の規定による公表、通知及び報告

3 第七条の五第二項の規定による関係市町村長の意見の聴取及び同条第三項の規定による協議

4 第七条の六第三項（第七条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の意見の聴取並びに第七条の六第四項（第七条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び通知

5 第七条の七の規定による助言、指導及び勧告

6 第七条の八の規定による公表

二十一 森林病虫害等防除法施行細則（昭和二十六年徳島県規則第二号）に関する次のこと。

1 第二条の規定による通知

2 第四条第一項の規定による聴取者の指名

二十二 徳島県森林病虫害等防除用機具貸付規則（昭和四十五年徳島県規則第二十七号）の規定に基づく事務の処理

二十三 森林組合法に関する次のこと。

1 第十二条の規定により行政庁の権限に属する信託法第二十二條第一項ただし書、第二十三條、第四十六條、第四十七條及び第五十八條に規定する権限

2 第十九条第一項の規定による共済規程の承認及び同条第三項の規定による共済規程の変更又は廃止の承認

3 第二十五条第一項の規定による受益者の費用の負担に係る認可（森林組合連合会に係るものに限る。）及び同条第三項の規

十四 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）に関する次のこと。

1 第十一条第一項の規定による都道府県方針の策定並びに同条第三項の規定による都道府県方針の公表及び関係市町村長への通知

2 第十五条第一項の規定による建築物木材利用促進協定の締結

定による受益者の意見の聴取（森林組合連合会に係るものに限る。）

4 第二十六条の三第一項の規定による森林経営規程の承認及び同条第三項の規定による森林経営規程の変更又は廃止の承認

5 第五十三条第一項の規定による仮理事の選任又は総会の招集（森林組合連合会に係るものに限る。）

6 第七十八条第二項（第六十一条第三項、第八十三条第三項、第八十四条第三項、第八十八条の三第三項、第百条第三項、第百条の八第二項、第百八条の二第三項、第百八条の五第三項及び第百八条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立等に関する報告書の提出要求

7 第八十条第一項（第六十一条第三項、第八十三条第三項、第八十四条第三項、第八十八条の三第三項、第百条第三項、第百条の八第二項、第百八条の二第三項、第百八条の五第三項及び第百八条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による発起人等に対する通知

8 第八十三条第二項（第百条第四項において準用する場合を含む。）の規定による組合の解散の決議の認可

9 第八十四条第二項（第百条第四項において準用する場合を含む。）の規定による組合の合併の認可

10 第八十九条第二項の規定による清算人の選任

-
-
-
- 11 第一百十条第一項の規定による報告の徴収又は資料の提出命令（森林組合連合会に係るものに限る。）及び同条第二項の規定による報告又は資料の提出要求（森林組合連合会に係るものに限る。）
 - 12 第一百十二条の規定による監督上必要な命令
 - 13 第一百十三条第一項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令（森林組合連合会に係るものに限る。）及び同条第三項の規定による承認の取消し
 - 14 第一百十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による組合の決議又は選挙若しくは当選の取消し
 - 二十四 林業労働力の確保の促進に関する法律に関する次のこと。
 - 1 第五条第三項の規定による計画の認定
 - 2 第六条第一項の規定による計画の変更の認定及び同条第二項の規定による認定計画の認定の取消し
 - 3 第十一条第一項の規定による林業労働力確保支援センターの指定、同条第二項の規定による林業労働力確保支援センターの名称等の公示及び同条第四項の規定による林業労働力確保支援センターの名称等の変更の届出の公示
 - 4 第十九条第一項の規定による業務規程の認可又はその変更の認可
 - 5 第二十条第一項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可又は変更の認可
-

-
-
-
- 6 第二十二條の規定による報告の徴収
 - 7 第二十三條の規定による監督命令
 - 8 第二十四條第一項の規定による林業労働力確保支援センターの指定の取消し及び同条第二項の規定による林業労働力確保支援センターの指定の取消しの公示
 - 二十五 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に関する次のこと。
 - 1 第四条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の意見の聴取並びに同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針の公表、関係市町村長への通知及び農林水産大臣への報告
 - 2 第五条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による市町村との協議
 - 3 第九条第一項の規定による特定増殖事業計画の認定、同条第四項（第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長の意見の聴取（認定特定増殖事業計画に係る区域が一の徳島県農林事務所所管区域を越える場合に限る。）及び第九条第五項（第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長の通知
 - 4 第十条第一項の規定による認定特定増殖事業計画の変更の認定、同条第二項及び第三項の規定による認定特定増殖事業計画

の認定の取消し並びに同項の規定による認定特定増殖事業計画の変更の指示（認定特定増殖事業計画に係る区域が一の徳島県農林事務所の所管区域を越える場合に限る。）

5 第十四条第一項の規定による特定植栽事業計画の認定、同条第四項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長の意見の聴取（特定植栽事業計画に係る区域が一の徳島県農林事務所の所管区域を越える場合に限る。）及び第十四条第五項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長への通知

6 第十五条第一項の規定による認定特定植栽事業計画の変更の認定、同条第二項及び第三項の規定による認定特定植栽事業計画の認定の取消し並びに同項の規定による認定特定植栽事業計画の変更の指示（認定特定植栽事業計画に係る区域が一の徳島県農林事務所の所管区域を越える場合に限る。）

二十六 木材の安定供給の確保に関する特別措置法に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による事業計画の認定

2 第五条第一項の規定による事業計画の変更の認定及び同条第二項の規定による事業計画の認定の取消し

二十七 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第十七

<p>条第四項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び同意並びに第十七条第五項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見の聴取</p> <p>二十八 徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例（令和二年徳島県条例第七十四号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第四条第二号の規定による補修等の指定 2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認 3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認 4 第十一条第三項の規定による使用料の全部又は一部の免除 5 第十二条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除 <p>二十九 徳島県立木のおもちゃ美術館管理規則（令和三年徳島県規則第四十五号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第四条の規定による利用者心得等の制定 2 第五条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定 3 第六条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付 	

別表第四水産振興課の項部長の欄第七号の5中「第百二十五条の六第一項」を「第百八条第四項」に改め、同欄第八号中「第十五条第三項及び第十八条の五第四項」を「第十一条第四項及び第二十一条第三項」に改め、同項課長の欄第二号中「（1から3まで及び7については、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）」を削り、同欄

第三号中「(徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)」を削り、同欄第七号の2中「(徳島県南部総合県民局の所管区域内を地区とする組合に係るものを除く。)」を削り、同欄第八号中「第八十条第四項及び第二百五条の六第二項」を「第八十条第五項」に改め、同欄第十一号中「(徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)」を削り、同欄に次の二号を加える。

十二 山村振興法第十七条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画(漁業に係るものに限る。)の認定

十三 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十一条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画(漁業に係るものに限る。)の認定

別表第四漁業管理調整課の項部長の欄第三号の4中「第三十二条第一項の規定による採捕の許可、同条第五項」を「第三十二条第五項」に改め、同号中6を削り、7を6とし、8を7とし、同欄第四号中「第七条第一項」を「第十条第一項」に、「及び同条第三項」を「同条第三項の規定による特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対する勧告及び同条第四項」に改め、同欄第五号並びに第六号の1及び4中「(徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)」を削り、同項課長の欄第五号中2を4とし、1を3とし、同3の前に次のように加える。

1 第三十二条第一項の規定による採捕の許可

2 第四十一条第一項の規定による岩礁破碎等の許可

別表第四漁業管理調整課の項課長の欄第六号中「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同欄第七号中「(徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)」を削り、同号中3を7とし、2を6とし、1の次に次のように加える。

2 第七条第一項の規定による氏名等の変更の届出の受理

3 第八条の規定による業務規程の変更の届出の受理

4 第九条の規定による遊漁船業者登録簿の閲覧の実施

5 第十条第一項の規定による廃業等の届出の受理

別表第四漁業管理調整課の項課長の欄第八号中「(1から7までにあつては、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)」を削り、同号の17を次のように改める。

17 第五十条第一項から第三項までの規定による職員による立入検査

別表第四漁業管理調整課の項課長の欄第十号中「(徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)」を削り、同表農山漁村振興課の項を次のように改める。

農山漁村振興課	一 請負対象額が一件二億円以上の 工事の施行 二 請負対象額が一件二億円以上の 工事の請負契約の締結 三 国、西日本高速道路株式会社又は 四国旅客鉄道株式会社に対する 県営土地改良事業に係る工事の委託で、その対象額が一件二億円以	一 土地改良法に関する次のこと。 1 第八条第六項(第四十八条第九項、第五十二条の二第四項(第五十三条の四第二項において準用する場合を含む。))、第八十四条及び第九十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による土地改良区等の設
---------	--	--

上の委託契約の締結

四 工事の施行に必要な一件二億円以上の土地等の取得又は使用及び一件二億円以上の損失補償に係る契約の締結

五 徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第十八号）に関する次のこと。

1 第七条の規定による土地改良財産の譲与（一件の評価額が二億円以上のものに限る。）

2 第八条の規定による土地改良財産の交換（一件の評価額が二億円以上のものに限る。）

六 土地改良法に関する次のこと。

1 第二十九条の四第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等の仮理事の選任及び役員選挙のための総会の招集

2 第五十六条第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による第五十六条第二項の協議不能の場合の裁定

3 第五十七条の九第一項（第五十七条の十において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う情報通信環境整備事業の認可等

4 第五十七条の十一第一項（第五十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う連携管理保全事業の認可等

5 第八十六条第一項の規定による県営土地改良事業の適否の決定及びその通知並びに同条第二項の規定による予定管理者との協議

立認可申請を相当とする旨の決定をした旨の公告等

2 第十条第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等が成立した旨の公告

3 第十八条第十九項（第六十八条第四項及び第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等の役員就任等の公告

4 第三十条第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更を認可した旨の公告

5 第四十八条第十一項（第八十四条及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良事業計画の変更等を認可した旨の公告

6 第五十四条第四項（第八十四条、第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による換地処分があつた旨の公告

7 第五十七条の二第四項（第八十四条及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定による管理規程を認可した旨の公告

8 第五十七条の十二第二項（第五十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う連携管理保全事業の認可等をした旨の公告

9 第六十七条第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等が解散した旨の公告

- 6 第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の策定及び同条第八項（第八十七条の四第四項、第八十八条第六項、第十三項、第十八項及び第十九項並びに第八十九条の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による審査請求に対する裁決
- 7 第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の策定、同条第二項の規定による予定管理方法等の策定及び同条第六項の規定による関係市町村長等との協議
- 8 第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業計画の策定、同条第五項の規定による手続の省略の決定及び同条第六項の規定による関係市町村長との協議等
- 9 第八十七条の四第一項の規定による緊急防災等工事計画の策定及び同条第二項の規定による関係市町村長等との協議
- 10 第八十七条の五第一項の規定による応急工事計画の策定
- 11 第八十八条第四項の規定による関係市町村長との協議及び同条第二十項の規定による手続の省略の決定
- 12 第八十八条の二の規定による県営土地改良事業の廃止
- 13 第八十九条の二第一項の規定による換地計画の策定及び同条第九項の規定による権利を有する者への通知
- 14 第九十一条第二項の規定による県営土地改良事業に要する費
- 10 第七十二条第三項の規定による土地改良区の合併の認可に伴う公告
- 11 第七十六条の五第三項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定による組織変更の認可をした旨の公告
- 12 第八十三条の二第四項の規定による土地改良区連合の解散等の公告
- 13 第八十七条第五項（第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項、第八十七条の四第四項、第八十八条第六項、第十三項、第十八項及び第十九項並びに第八十九条の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による県営土地改良事業計画を定めた旨の公告
- 14 第八十七条の二第三項の規定による土地改良事業の計画の概要等の公告
- 15 第八十八条第一項の規定による変更後の土地改良事業の計画の概要等の公告
- 16 第九十五条第四項の規定による農業協同組合等の行う土地改良事業を認可した旨の公告
- 17 第九十八条第十項の規定による交換分合計画を認可した旨の公告
- 18 第九十九条第五項（第八十四条、第百条第二項及び第百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による交換分合計画の認可申請があつた旨の公告及び第九十九条第十二項（第八十四条、第百条第二項及び第百条の二第二項において準用

用のうち同条第一項の分担金に相当する部分の費用を市町村に負担させることの決定及び同条第六項の規定による県営土地改良事業に要する費用の一部を市町村に負担させることの決定

する場合を含む。)の規定による交換分合計画を認可した旨の公告

19 第百十三条の三第二項の規定による土地改良事業の工事の完了に係る届出があつた旨の公告及び同条第三項の規定による県営土地改良事業の工事を完了した旨の公告

16 第九十三条の二第一項の規定による管理規程の策定

20 第百十八条第三項の規定による通知に代わる公告

17 第九十三条の三において準用する第五十七条の三の規定による予定外廃水の排除等のための措置

二 土地改良法施行令に関する次のこと。

18 第二百一十一条第二項の規定による収用委員会への裁決の申請

1 第六十条の規定による受託に係る土地改良財産が滅失し、又は損傷した場合の報告

19 第三百二十四条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による違反行為に対する措置命令、第三百二十四条第二項(第八十四条において準用する場合を含む。)の規定による土地改良区の役員の一部又は全部又は一部の改選命令及び第三百二十四条第三項(第八十四条において準用する場合を含む。)の規定による役員

2 第六十四条の規定による受託に係る土地改良財産の管理状況の報告

20 第三百三十五条第一項第三号(第八十四条において準用する場合を含む。)の規定による土地改良区の役員

3 第六十五条の規定による管理受託者からの管理状況に関する報告の徴収

4 第六十六条の規定による当該職員による委託に係る土地改良財産の管理状況の实地監査

三 県営土地改良事業分担金等徴収条例に関する次のこと。

21 第三百三十六条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による土地改良区等の解散命令

1 第六条第三項(第九条において準用する場合を含む。)の規定による延滞金の徴収の免除の決定

2 第七条の規定による分担金の減免の決定

七 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)に関する次のこと。

3 第八条第一項及び第二項の規定による県営土地改良事業の指定及び年度の指定並びに同条第四項の規定による特別徴収金の免除の決定

1 第五十九条第一項の規定による

四 国土調査法に関する次のこと。

1 第四条第四項の規定による国

- る受託に係る土地改良財産を他の目的に使用し、若しくは収益することの決定又は委託に係る土地改良財産を他の目的に使用し、若しくは収益することの承認
- 2 第六十一条の規定による受託に係る土地改良財産の改築等の決定又は委託に係る土地改良財産の改築等の承認
- 八 県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和二十七年徳島県条例第二十一号）第三条第一項の規定による分担金の総額の決定
- 九 農用地開発事業に係る基本計画の樹立の可否の認定
- 十 国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和四十五年徳島県条例第二十五号）第四条の二第三項の規定による延滞金の免除
- 十一 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）に関する次のこと。
 - 1 第六条の三第一項の規定による都道府県計画の策定及び国土交通大臣に対する報告、同条第二項の規定による関係市町村等との協議及び事業計画の策定、同条第三項の規定による国土交通大臣との協議並びに同条第五項の規定による事業計画の公表及び関係市町村等に対する通知
 - 2 第六条の四第二項の規定による計画及び作業規程の作成並びに国土交通大臣に対する届出
 - 3 第七条の規定による国土調査の実施の公示
 - 4 第十五条の規定による審議会等に対する調査審議の要請
 - 5 第十八条の規定による国土交

- の機関に対する意見の陳述
- 2 第五条第一項の規定による計画及び作業規程の作成並びに国土交通大臣に対する届出、同条第二項の規定による計画の作成及び国土交通大臣に対する届出、同条第三項の規定による作業規程の作成及び国土交通大臣に対する届出並びに同条第四項の規定による国土交通大臣の勧告又は助言に対する同意
 - 3 第六条第三項の規定による国土調査としての指定等、同条第四項の規定による国土交通大臣等の意見の聴取及び同条第五項の規定による国土調査の指定の公表
 - 4 第六条の二第二項の規定による協議に対する回答
 - 5 第八条第四項の規定による国土調査を併せ行うことの勧告
 - 6 第十条の規定による国土調査の実施の委託又は受託
 - 7 第二十二条第二項の規定による国土調査を実施する者からの報告の徴収等
 - 8 第二十二条の二第二項の規定による測量業を営む者からの報告の徴収

<p>通大臣又は事業所管大臣に対する地図等の送付</p> <p>6 第十九条第一項の規定による成果の認証の請求、同条第二項の規定による成果の認証、同条第三項の規定による国土交通大臣等の承認申請及び同条第四項の規定による成果を認証した旨の公告</p> <p>7 第二十条第一項及び第二十一条第一項の規定による成果の写しの送付</p>	
<p>中山間地域振興室</p> <p>十二 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）に関する次のこと。</p> <p>1 第四条第一項の規定による基本方針の策定、同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針の公表及び農林水産大臣への報告並びに同条第五項の規定による基本方針の変更</p> <p>2 第五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村計画の報告の受理</p> <p>3 第三十二条の規定による農林漁業体験民宿業団体の指定</p> <p>4 第三十四条の規定による改善命令</p> <p>5 第三十五条の規定による指定の取消し</p> <p>十三 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第五条第一項の規定による基本方針の策定及び同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定</p>	<p>五 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第三十六条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査</p> <p>六 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律第五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針の公表、関係市町村への通知及び農林水産大臣への報告</p>

	<p>による農林水産大臣に対する協議</p> <p>十四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）に関する次のこと。</p> <p>1 第四条第八項の規定による基盤整備計画に係る同意</p> <p>2 第八条第六項の規定による所有権移転等促進計画の承認</p> <p>十五 中山間地域等直接支払制度に係る県特認基準の決定</p> <p>十六 中山間地域等直接支払関係事業に係る中山間地域等直接支払交付金の交付に関する事務の処理</p>

別表第四生産基盤課の項部長の欄第六号の3中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所」に改め、同欄第十号及び第十五号中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所」に改め、同項課長の欄第一号中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県美波農林事務所」に改め、同欄第十一号、第十四号及び第十七号中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所」に改め、同表森林土木・保全課の項課長の欄第八号の6中「徳島県東部農林水産局長又は総合県民局」を「徳島県農林事務所」に改め、同表都市計画課の項課長の欄第八号中「（駐車場を除く。）」を削り、同表住宅課の項課長の欄第十七号の2中「第四条の五第二項」を「第四条の五」に改め、同表営繕課の項部長の欄第三号を削り、同表港湾政策課の項課長の欄第九号中5を7とし、4を6とし、3の次に次のように加える。

4 第八条の規定による占用料等の徴収

5 第十条の規定による占用料等の減免

別表第四港湾政策課の項課長の欄第九号に次のように加える。

8 第十五条ただし書の規定による占用料等の還付

別表第四の四を次のように改める。

別表第四の四 担当部長の個別専決事項（第七条の三関係）

広域行政担当 部長	一 別表第四市町村課の項部長の欄、市町村課の地域創生室の項部長の欄及び統計課の項部長の欄に掲げる事項
交流拠点整備 担当部長	一 別表第四交流拠点戦略課の施設活用推進室の項部長の欄に掲げる事項
交通・生活安	一 別表第四消費者政策課の項部長の欄及び安全衛生課の項部長の欄

全担当部長	欄に掲げる事項
医療健康担当部長	<ul style="list-style-type: none"> 一 別表第四医療政策課の項部長の欄、医療政策課の救急・災害医療対策室の項部長の欄、健康寿命推進課の項部長の欄、健康寿命推進課の国保運営室の項部長の欄及び感染症対策課の項部長の欄に掲げる事項
次世代農業担当部長	<ul style="list-style-type: none"> 一 別表第四農林水産政策課の農地政策室の項部長の欄、生産流通課の項部長の欄、生産流通課の販売・物流支援室の項部長の欄、鳥獣対策課の項部長の欄及び畜産振興課の項部長の欄に掲げる事項
県土強靱化担当部長	<ul style="list-style-type: none"> 一 別表第四用地対策課の項部長の欄、道路整備課の項部長の欄、住宅課の項部長の欄、河川政策課の項部長の欄、河川整備課の項部長の欄、砂防防災課の項部長の欄及び水環境整備課の項部長の欄に掲げる事項

別表第四の五知事戦略局長の欄第二号の2中「プロジェクト統括監、政策統括監」を「知事戦略局交流拠点整備担当部長、プロジェクト統括監」に、「統括監等」を「担当部長等」に改め、同号の3中「統括監等」を「担当部長等」に改め、同欄第三号から第七号まで及び第九号中「統括監等」を「担当部長等」に改め、同表秘書室長の欄第二号の3中「統括監等」を「担当部長等」に改める。

別表第五知事の権限に属する事項の表会計課の項会計管理者の欄第四号中「第二十五号」を「第二十六号」に改め、同表会計管理者の権限に属する事項の表出納局長の欄第四号の1中「収入及び」を削り、同表会計課長の欄第四号の2中「収入及び支出の審査（「収入の確認（会計管理者が必要と認めるもの（重要又は異例に属するものを除く。）に限る。）及び支出の審査（会計管理者が必要と認めるもの（重要又は異例に属するものを除く。）並びに）」に改める。

別表第五の二第二号中「第十八条第三項及び第五十二条第二項」を「第十五条第三項及び第二十八条第三項」に改める。

別表第六を削る。

別表第六の二中「センター等」を「出先機関」に改め、同表を別表第六とする。

別表第六の四及び別表第七を削る。

別表第六の三中「センター等」を「出先機関」に改め、同表徳島県自治研修センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県税局長

一 地方税法に関する次のこと。

1 第七十一条の二十五の規定による利子割の清算

2 第七十二条の百十四の規定による地方消費税の清算

別表第六の三徳島県立保健製薬環境センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県南部環境保全室長及び徳島県西部環境保全室長

一 自然公園法に関する次のこと。

- 1 第十七条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは質問
- 2 第二十四条第一項の規定による国定公園の利用調整地区の区域内への立入りの認定、同条第四項の規定による立入認定証の交付、同条第五項の規定による立入認定証の再交付及び同条第七項の規定による認定
- 3 第二十七条第二項の規定による事業計画及び収支予算の認可
- 4 第三十条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは質問
- 5 第三十三条第一項の規定による普通地域内における行為の届出の受理、同条第二項の規定による国定公園の普通地域内における行為の禁止若しくは制限又は措置命令並びに同条第四項前段の規定による期間の延長及び同項後段の規定による届出者への通知

- 6 第三十五条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による当該職員による立入検査又は調査
- 7 第六十二条第一項の規定による当該職員による土地への立入り、標識の設置、測量又は障害物の伐採若しくは除去及び同条第二項の規定による土地所有者等への通知

二 大気汚染防止法に関する次のこと（廃棄物焼却炉に係るものを除く。）。

- 1 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査
- 2 第二十七条第三項の規定による行政機関の長に対する措置の要請及び同条第五項の規定による行政機関の長との協議

3 騒音規制法第二十二条の規定による関係行政機関の協力

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと。

- 1 第十二条第三項前段の規定による産業廃棄物の保管を行おうとする旨の届出の受理及び同項後段の規定によるその届け出た事項を変更する旨の届出の受理並びに同条第四項の規定による産業廃棄物の保管を行った旨の届出の受理
- 2 第十二条の二第三項前段の規定による特別管理産業廃棄物の保管を行おうとする旨の届出の受理及び同項後段の規定によるその届け出た事項を変更する旨の届出の受理並びに同条第四項の規定による特別管理産業廃棄物の保管を行った旨の届出の受理

3 第十二条の六第一項の規定による産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告

4 第十五条の十八第一項の規定による指定区域台帳の調製

5 第十五条の十九第一項から第三項までの規定による届出の受理及び同条第四項の規定による計画の変更命令

6 第十七条の二第一項の規定による届出の受理

7 第二十一条の二第一項の規定による届出の受理

- 8 第二十三条の三第一項及び第二項の規定による意見聴取
- 9 第二十三条の五の規定による照会又は協力の要請
- 五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと（焼却施設及び最終処分場に係るものを除く。）。
 - 1 第八条の二第五項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による使用前検査
 - 2 第九条第三項（第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）及び同条第六項（第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
 - 3 第九条の三第八項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出の受理
 - 4 第九条の七第二項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の相続の届出の受理
 - 5 第十五条の二第五項の規定による使用前検査
 - 6 第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出の受理
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと（収集又は運搬の事業に係るものにあつては、県内業者に係るものに限る。）。
 - 1 第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可
 - 2 第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可及び同条第三項において準用する第七条の二第三項及び第四項の規定による届出の受理
 - 3 第十四条の四第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
 - 4 第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可及び同条第三項において準用する第七条の二第三項及び第四項の規定による届出の受理
- 七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に関する次のこと。
 - 1 第十八条の規定による廃棄物再生事業者の登録
 - 2 第十九条の規定による登録証明書の交付
 - 3 第二十条の規定による廃棄物再生事業者の登録事項の変更の届出の受理
 - 4 第二十一条の規定による廃棄物再生事業者の事業場の休廃止等の届出の受理
 - 5 第二十二条の規定による廃棄物再生事業者の登録の取消し
- 八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に関する次のこと。
 - 1 第八条の二の六（第八条の十三の六において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物の保管の廃止の届出の受理
 - 2 第八条の二十九の規定による管理票交付者による報告書の受理
 - 3 第九条第二号の規定による産業廃棄物の再生利用のための収集又は運搬を業として行う者の指定
- 九 水質汚濁防止法に関する次のこと。
 - 1 第二十二条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査並びに同条第二項の規定による報告の徴収

入検査等

十六 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する次のこと。

- 1 第十九条の規定による指導及び助言
- 2 第二十条第一項及び第二項の規定による勧告
- 3 第四十二条の規定による引取業の登録
- 4 第四十六条の規定による引取業の変更の届出の受理
- 5 第四十八条の規定による引取業の廃業の届出の受理
- 6 第五十三条の規定によるフロン類回収業の登録
- 7 第五十七条の規定によるフロン類回収業の変更の届出の受理
- 8 第五十九条の規定によるフロン類回収業の廃業等の届出の受理
- 9 第六十条の規定による解体業の許可
- 10 第六十三条の規定による解体業の変更の届出の受理
- 11 第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による解体業等の廃業等の届出の受理
- 12 第七十一条の規定による破砕業の変更の届出の受理
- 13 第九十条第一項の規定による勧告

- 14 第二百二十五条の規定による許可等に関する意見聴取
- 15 第二百二十七条の規定による関係行政機関への照会等
- 16 第三百十条の規定による報告の徴収
- 17 第三百十一条の規定による立入検査

十七 徳島県立自然公園条例第五十一条第一項の規定による当該職員による土地への立入り、標識の設置、測量又は障害物の伐採若しくは除去及び同条第二項の規定による土地所有者等への通知

十八 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例に関する次のこと。

- 1 第三条第一項の規定による登録及び同条第三項の規定による更新の登録
- 2 第七条第一項の規定による変更の登録
- 3 第八条第一項の規定による変更の届出の受理
- 4 第九条の規定による廃業等の届出の受理
- 5 第十条第一項の規定による登録の抹消
- 6 第十四条第一項の規定による登録の取消し等
- 7 第十五条第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による立入検査及び同条第三項に規定する証明書の発行
- 十九 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと。
 - 1 第四百二十二条の規定による報告の徴収
 - 2 第四百三十三条第一項の規定による職員による立入検査
 - 3 第四百四十条の規定による勧告

別表第六の三中徳島県障がい者相談支援センター所長の項を削り、徳島県精神保健福祉センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県障がい者相談支援センター所長

- 一 徳島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年徳島県条例第十五号）に関する

る次のこと。

- 1 第五条第一項の規定による加入の承認
 - 2 第五条の三第二項の規定による口数追加の承認
 - 3 第六条の二第一項の規定による掛金の額の減額の決定
 - 4 第七条第一項の規定による年金の支給の決定
 - 5 第八条第五項の規定による年金管理者の変更及び同条第六項の規定による年金管理者の指定
 - 6 第九条の規定による年金の支給停止
 - 7 第十条の規定による年金給付の支払の一時差止め
 - 8 第十三条第一項本文の規定による弔慰金の支給の決定
 - 9 第十三条の二の規定による脱退一時金の支給の決定
 - 10 第十四条の規定による年金等の全部又は一部を支給しないことの決定
 - 11 第十五条の規定による年金等の返還命令
 - 12 第十七条第一項から第四項までの規定による届出の受理
- 二 徳島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年徳島県規則第十五号）第十三条の規定による申込書等の様式の決定

徳島県保健所の長

- 一 食品衛生法に関する次のこと。
 - 1 第六十条第一項及び第六十一条（これらの規定を第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止
 - 2 第六十四条（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による食中毒患者の死体の解剖
 - 二 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の三第一項の規定による麻葉取締員その他の職員による立入検査又は大麻、大麻草の種子若しくは麻葉の収去
 - 三 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第八条の規定による旅館業の許可の取消し又は旅館業の停止命令
 - 四 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）に関する次のこと。
 - 1 第三条第一項（第八条において準用する場合を含む。）の規定による化製場等の設置の許可
 - 2 第七条（第八条及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による化製場等の設置の許可の取消し又は使用の制限若しくは禁止の命令
 - 五 狂犬病予防法に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長を除く。）。
 - 1 第十条の規定による係留等の命令
 - 2 第十五条の規定による犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限
 - 3 第十六条の規定による交通遮断又は制限
 - 4 第十七条の規定による集合施設の禁止命令
- 六 毒物及び劇物取締法に関する次のこと。
 - 1 第十五条の三の規定による販売業者に対する廃棄物の回収等の命令

- 2 第十八条第一項（第二十二條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による販売業者からの報告の徴収又は毒物劇物取締監視員による立入検査若しくは毒物等の収去命令
- 3 第十九条第一項の規定による販売業者に対する設備基準の適合に必要な措置命令、同条第二項の規定による販売業の登録の取消し、同条第三項（第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定による販売業の毒物劇物取扱責任者の変更命令及び第十九條第四項の規定による販売業の登録若しくは許可の取消し又は業務の停止命令
- 七 覚醒剤取締法に関する次のこと。
 - 1 第三十一條の規定による覚醒剤製造業者等からの報告の徴収
 - 2 第三十二條第一項及び第二項の規定による当該職員による立入検査、覚醒剤等の収去命令又は質問
- 八 麻薬及び向精神薬取締法第五十條の三十八第一項の規定による麻薬取扱者等からの報告の徴収又は麻薬取締員その他の職員による立入検査、質問若しくは麻薬等の収去命令
- 九 あへん法第四十四條第二項の規定によるけし栽培者等からの報告の徴収又は薬事監視員による立入検査、質問若しくはあへん等の収去命令
- 十 水道法第三十九條第一項の規定による水道事業者等からの報告の徴収又は当該職員による立入検査
- 十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する次のこと。
 - 1 第六十九條第一項から第四項まで及び第六項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査等
 - 2 第七十條第一項の規定による医薬品等の廃棄等の命令及び同条第三項の規定による当該職員による必要な処分
 - 3 第七十二條第四項及び第五項の規定による構造設備の改善命令又は施設の使用の禁止（配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品の販売業に係るものを除く。）
 - 4 第七十二條の二第一項及び第三項の規定による業務体制の整備命令
 - 5 第七十二條の二の二の規定による措置命令（配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品の販売業に係るものを除く。）
 - 6 第七十二條の三の規定による報告又は報告内容の是正の命令
 - 7 第七十二條の四の規定による措置命令（配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品の販売業に係るものを除く。）
 - 8 第七十二條の五第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による措置の要請
 - 9 第七十三條の規定による薬局の管理者等の変更命令（配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品の販売業に係るものを除く。）
 - 10 第七十五條第一項の規定による許可の取消し又は業務の停止命令並びに同条第四項及び第五項の規定による認定の取消し（配置販売業、卸売販売業及び再生医

- 療等製品の販売業に係るものを除く。)
- 11 第七十六条の八第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査、質問若しくは指定薬物等の収去
- 12 水質汚濁防止法第二十二条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査並びに同条第二項の規定による報告の徴収（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）
- 13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）。
 - 1 第十八条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収
 - 2 第十九条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による職員による立入検査及び第十九条第三項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する証明書の発行
 - 14 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第七条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査等
 - 15 浄化槽法に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）。
 - 1 第五条第二項の規定による勧告
 - 2 第七条の二第一項の規定による指導等、同条第二項の規定による勧告及び同条第三項の規定による勧告に係る措置命令
 - 3 第十二条第一項の規定による助言等及び同条第二項の規定による改善措置等の命令
 - 4 第十二条の二第一項の規定による指導等、同条第二項の規定による勧告及び同条第三項の規定による勧告に係る措置命令
 - 5 第五十三条第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による立入検査及び同条第三項の規定による証明書の発行
 - 6 附則第十一条第一項の規定による助言又は指導、同条第二項の規定による勧告及び同条第三項の規定による措置命令
 - 16 難病の患者に対する医療等に関する法律に関する次のこと。
 - 1 第七条第四項の規定による医療受給者証の交付
 - 2 第十条第二項の規定による支給認定の変更の認定（保健福祉部健康寿命推進課長の専決に係るものを除く。）及び同条第三項の規定による医療受給者証の返還
 - 3 第十九条の規定による指定医療機関の名称等の変更の届出の受理
 - 4 第二十一条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示の命令、指定医療機関の開設者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは検査
 - 17 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に関する次のこと。
 - 1 第十三条第一項の規定による指定難病の患者の氏名等の変更の届出の受理
 - 2 第十九条の規定による指定医の氏名等の変更の届出の受理
 - 3 第二十六条の規定による医療受給者証の再交付
 - 4 第四十三条の規定による業務の休止等の届出の受理

- 5 第四十四条の規定による指定の辞退の申出の受理
- 18 住宅宿泊事業法に関する次のこと（2から4までに掲げる事項にあつては、観光スポーツ文化部長の専決に係るものを除く。）。
 - 1 第八条第一項の規定による宿泊者名簿の提出の要求
 - 2 第十五条の規定による業務改善命令
 - 3 第十六条第一項の規定による住宅宿泊事業の停止命令、同条第二項の規定による住宅宿泊事業の廃止命令及び同条第三項の規定による理由の通知
 - 4 第十七条第一項の規定による住宅宿泊事業者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問
- 19 徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）
- 20 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）。
 - 1 第四百四十二条の規定による報告の徴収
 - 2 第四百四十三条第一項の規定による職員による立入検査
- 21 次に掲げる事業の医療費の支給等に関する事務の処理
 - 1 徳島県肝炎治療特別促進事業
 - 2 徳島県肝炎陽性者フォローアップ事業
 - 3 徳島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

徳島県福祉事務所の長

- 一 児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員による立入調査
- 二 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する次のこと。
 - 1 第十三条第一項の規定による母子福祉資金貸付金の貸付けの決定
 - 2 第十四条（第三十一条の六第四項及び第三十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による母子・父子福祉団体に対する貸付けの決定
 - 3 第三十一条の六第一項の規定による父子福祉資金貸付金の貸付けの決定
 - 4 第三十二条第一項の規定による寡婦福祉資金貸付金の貸付けの決定
- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に関する次のこと。
 - 1 第十一条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による母子修学資金等の貸付金の交付の停止等の決定
 - 2 第十二条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による母子修学資金等の貸付けの停止の決定
 - 3 第十三条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による母子福祉資金貸付金等の貸付けの停止の決定
- 四 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年徳島県規則第一号）に関する次のこと。
 - 1 第五条第三項（第十六条及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定による母子福祉資金貸付金等の貸付けの決定の取消し
 - 2 第十一条第二項（第十六条及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定

定による母子福祉資金貸付金等の貸付けの停止等の決定

徳島県東京本部長、徳島県東海本部長及び徳島県関西本部長

- 一 災害対策基本法施行令第三十三条第一項及び第二項の規定による緊急通行車両の確認並びに同条第三項の規定による標章等の交付

別表第六の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第七号中1を削り、2を1とし、3を2とし、同項の次に次のように加える。

徳島県農林事務所の長

- 一 森林病虫害等防除法第六条第一項の規定による当該職員又は森林害虫防除員による森林病虫害等の駆除等のための立入検査又は枝条等の収去

- 二 国有財産法に関する次のこと（漁港区域及び漁港海岸区域に係るものに限る。）
（徳島県美波農林事務所長に限る。）。

- 1 第八条第一項の規定による国有財産の引継ぎ

- 2 第三十一条の二第二項の規定による他人が占有する土地への立入り

- 3 第三十一条の三第一項の規定による境界決定のための協議

- 4 第三十一条の四第一項の規定による境界確定のための調査及び同条第二項の規定による境界の決定

- 三 漁港及び漁場の整備等に関する法律に関する次のこと（徳島県美波農林事務所長に限る。）。

- 1 第四十四条第一項の規定による漁港施設の貸付け

- 2 第六十六条第一項の規定による漁港施設とみなされる施設の指定並びに同条第二項の規定による報告及び当該施設の所有者又は占有者への通知

- 四 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第八条第一項の規定に基づき市町村が行う災害復旧事業の監督（水産関係公共土木施設に係るものを除く。）

- 五 森林法に関する次のこと。

- 1 第二十七条第一項の規定による保安林の指定又は指定の解除の申請

- 2 第三十一条の規定による保安林予定森林における立木竹の伐採又は土石の採掘等の禁止

- 3 第八十八条第二項の規定による当該職員による立入測量若しくは実地調査、標識の建設又は立木竹の伐採

- 六 海岸法に関する次のこと（漁港海岸に係るものにあつては徳島県美波農林事務所長に限り、農地海岸に係るものにあつては徳島県徳島農林事務所長、徳島県阿南農林事務所長及び徳島県美波農林事務所長に限る。）。

- 1 第七条第一項の規定による海岸保全区域の占用の許可

- 2 第八条第一項の規定による海岸保全区域内における行為の許可

- 3 第十二条第一項から第三項までの規定による監督処分、同条第四項の規定による必要な措置の執行、同条第五項の規定による他の施設等の保管、同条第六項の規定による公示（海岸法施行令第三条の四第一項第一号に規定する掲示に係るものに限る。）、第十二条第七項の規定による他の施設等の売却及び売却代金の保管並びに同条第八項の規定による施設等の廃棄の決定

- 4 第十三条第一項の規定による海岸管理者以外の者が施行する工事の設計等の承

認

5 第十四条の三第一項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者が定める操作規程の承認

6 第十六条第一項の規定による工事原因者に対する工事の施行命令

7 第十七条第一項の規定による附帯工事の施行の決定

8 第十八条第一項の規定による土地等への立入り又は土地の一時使用

9 第二十条第一項の規定による職務の執行に關して必要な報告若しくは資料の提出の要求又は当該命じた者による立入検査

10 第二十一条第一項及び第二項の規定による海岸保全施設の改良等の命令

11 第二十一条の二第一項から第三項までの規定による操作規程の策定等の勧告及び同条第四項の規定による当該勧告に従わなかつた旨の公表

12 第二十一条の三第一項及び第二項の規定による海岸保全施設の管理につき必要な措置命令

13 第二十三条第一項及び第二項の規定による災害時における緊急措置

七 地すべり等防止法に關する次のこと。

1 第八条の規定による標識の設置

2 第十一条第一項の規定による地すべり防止工事に關する設計及び実施計画の承認

3 第十三条の規定による兼用工作物の工事の施行又は地すべり防止施設の維持及びこれらの命令

4 第十四条第一項の規定による工事原因者に対する工事の施行命令

5 第十五条第一項の規定による附帯工事の施行の決定

6 第十六条第一項の規定による他人の土地への立入り又は土地の一時使用

7 第十七条第一項後段の規定による補償に代わる工事の施行の決定

8 第十八条第一項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可

9 第二十一条第一項及び第二項の規定による監督処分並びに同条第五項の規定による補償金額を負担させることの決定

10 第二十二条第一項の規定による地すべり防止施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は当該職員による立入検査

11 第二十三条第一項及び第二項の規定による地すべり防止施設の管理に關する措置命令

12 第二十四条第一項の規定による関連事業計画の概要の作成並びに市町村長への提示及び事業計画を作成すべき旨の勧告

13 第二十五条の規定による避難のための立退きの指示及び管轄する警察署長への通知

14 第三十三条の規定による兼用工作物の費用負担区分の協議決定

八 地すべり等防止法施行条例（平成十二年徳島県条例第四十九号）に關する次のこと。

1 第二条の規定による地すべり防止工事に關する設計又は実施計画の変更の承認

2 第三条の規定による許可事項の変更の許可

- 3 第五条の規定による着手等の届出の受理
- 4 第六条の規定による住所等の変更の届出の受理
- 5 第七条第二項の規定による地位承継の届出の受理
- 九 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（耕地及び林野に係るものに限る。）。
 - 1 第五条第一項の規定による測量又は調査のための他人の占有する土地への立入りの決定及び同条第二項の規定による土地の占有者への通知
 - 2 第六条第一項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可申請及び土地の試掘等の許可、同条第二項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の通知並びに同条第三項の規定による障害物の伐除の許可申請及びその伐除した旨の通知
 - 3 第八条第二項の規定による土地の立入り等に伴う損失補償についての協議
 - 4 第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可及び同条第四項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知
 - 5 第十四条第二項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知
 - 6 第十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議
 - 7 第十六条第一項の規定による変更の許可及び同条第二項の規定による届出の受理
 - 8 第十七条第一項の規定による工事完了の検査、同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付、同条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付
 - 9 第十八条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付
 - 10 第二十条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急時における工事の施行及び当該工事に係る作業の停止命令
 - 11 第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による関係市町村長への通知並びに同条第三項及び第四項の規定による届出の受理
 - 12 第二十二条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止に必要な措置の勧告
 - 13 第二十三条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令
 - 14 第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による職員による立入検査
 - 15 第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による工事の状況についての報告の徴収

- 16 第二十七条第一項の規定による届出の受理、同条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知、第二十七条第三項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令
 - 17 第二十八条第一項の規定による届出の受理
 - 18 第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可及び同条第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知
 - 19 第三十三条第二項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知
 - 20 第三十四条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議
 - 21 第三十五条第一項の規定による変更の許可及び同条第二項の規定による届出の受理
 - 22 第三十六条第一項の規定による工事完了の検査、同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付、同条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付
 - 23 第三十七条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付
 - 24 第三十九条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急時における工事の施行及び当該工事に係る作業の停止命令
 - 25 第四十条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による関係市町村長への通知並びに同条第三項及び第四項の規定による届出の受理
 - 26 第四十一条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止に必要な措置の勧告
 - 27 第四十二条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令
 - 28 第四十三条第一項の規定による職員による立入検査
 - 29 第四十四条の規定による工事等の状況についての報告の徴収
- 十 林業種苗法に関する次のこと。
- 1 第六条第二項の規定による指定採取源の保護又は管理のための指示
 - 2 第十九条第一項の規定による表示業務等の違反に対する是正命令
 - 3 第二十条第二項の規定による指定採取源からの採取に係る種苗の証明
 - 4 第二十七条の規定による報告の徴収
 - 5 第二十八条第一項の規定による職員による立入検査等
- 十一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第三条第一項の規定による林業経営改善計画の認定（農林水産部林業振興課長の専決に係

るものを除く。)

十二 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第一条第一項の規定による林業経営改善計画の変更の認定及び同条第三項の規定による林業経営改善計画の認定の取消し（農林水産部林業振興課長の専決に係るものを除く。）

十三 農業経営基盤強化促進法に関する次のこと。

1 第十二条第一項の規定による農業経営改善計画の認定

2 第十三条第一項の規定による農業経営改善計画の変更の認定及び同条第二項の規定による認定の取消し

十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関する次のこと（1から4まで、6、7、10、20から25まで及び27にあつては、農林水産部鳥獣対策課長の専決に係るものを除く。）（徳島県徳島農林事務所長、徳島県阿南農林事務所長及び徳島県美馬農林事務所長に限る。）。

1 第七条第五項（第七条の二第三項、第十二条第六項、第十四条第四項及び第十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

2 第九条第一項の規定による許可、同条第八項の規定による従事者証の交付、同条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付、同条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理及び同条第十三項の規定による報告の受理

3 第十条第一項の規定による措置命令及び同条第二項（第十五条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し

4 第十五条第四項ただし書の規定による許可、同条第七項の規定による指定猟法許可証の再交付、同条第九項の規定による指定猟法許可証の返納の受理及び同条第十項の規定による措置命令

5 第二十四条第一項の規定による販売禁止鳥獣等の販売の許可、同条第六項の規定による販売許可証の再交付、同条第九項の規定による措置命令及び同条第十項の規定による販売の許可の取消し

6 第二十八条第二項（同条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指針の策定、第二十八条第三項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取及び第二十八条第六項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置の実施

7 第二十八条の二第四項の規定による同意又は協議

8 第二十九条第七項の規定による特別保護地区内における行為の許可

9 第三十条第一項の規定による行為の実施方法についての指示、同条第二項の規定による行為の中止等の命令並びに同条第三項の規定による原状回復等の実施及び公告

10 第三十一条第一項の規定による職員による土地への立入り並びに同条第二項の規定による通知及び意見を述べる機会の付与

11 第三十二条第一項の規定による損失の補償

12 第三十五条第三項の規定による承認、同条第六項の規定による承認対象捕獲等をしようとする者の数の決定、同条第八項の規定による承認証の再交付、同条第

- 十一項の規定による措置命令及び同条第十二項において準用する第二十四条第十項の規定による承認の取消し
- 13 第三十九条第一項の規定による免許
- 14 第四十一条の規定による狩猟免許試験の実施（試験内容及び日時の決定を除く。）
- 15 第四十六条第一項の規定による届出の受理及び変更事項の記載並びに同条第二項の規定による狩猟免状の再交付
- 16 第四十九条の規定による狩猟免許試験の免除
- 17 第五十条第一項の規定による狩猟免許試験の停止又は合格の決定の取消し、同条第二項の規定による通知及び同条第三項の規定による受験禁止期間の決定
- 18 第五十一条第二項の規定による適性試験の実施、同条第三項の規定による狩猟免許の更新及び同条第四項の規定による講習の実施
- 19 第五十二条第一項の規定による狩猟免許の取消し及び同条第二項の規定による狩猟免許の取消し又は効力の停止
- 20 第五十五条第一項の規定による狩猟者登録
- 21 第五十八条（第六十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による狩猟者登録の拒否
- 22 第六十条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の交付
- 23 第六十一条第一項の規定による変更登録、同条第四項の規定による届出の受理及び狩猟者登録の変更並びに同条第五項の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付
- 24 第六十三条の規定による狩猟者登録の抹消
- 25 第六十四条の規定による狩猟者登録の取消し又は効力の停止
- 26 第七十四条第一項の規定による猟区内における狩猟等の承認
- 27 第七十五条第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による職員による立入検査若しくは質問又は調査及び同条第三項の規定による職員による立入検査
- 28 第七十九条第二項の規定による市町村への指示
- 十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に関する次のこと（1、2及び7にあつては、農林水産部鳥獣対策課長の専決に係るものを除く。）（徳島県徳島農林事務所長、徳島県阿南農林事務所長及び徳島県美馬農林事務所長に限る。）
 - 1 第七条第十一項から第十四項までの規定による届出の受理
 - 2 第十五条第六項及び第七項の規定による届出の受理
 - 3 第四十九条の規定による旧住所地の都道府県知事への通知
 - 4 第五十一条第三項の規定による未更新者に対する通知
 - 5 第六十三条の規定による効力を停止した旨の狩猟免状への記載
 - 6 第六十五条第四項の規定による登録に必要な狩猟免状の再交付
 - 7 第六十八条の規定による鳥獣保護区等の区域等の図面の交付
 - 8 第七十六条第二項の規定による報告の受理

十六 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関する次のこと。

1 第十四条第一項の規定による通知

2 第十五条第一項及び第十七条第三項の規定による裁定

3 第十六条第一項の規定による通知

十七 徳島県営林規則第十三条の規定による県営林（和食県営林を除く。）に係る樹木の処分（支障木に限り、かつ、予定価格（予定価格を設定しない場合にあつては、評価額）が一件百万円未満のものに限る。）

十八 伐採調整林分の評価

十九 県営事業に係る工事の監督及び補助事業の指導

二十 工事着手届及びしゅん工届の処理

別表第六の三徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター所長の項第一号中「一般国道五十五号牟岐バイパス並びに阿南安芸自動車道に連結する一般国道百九十五号及び」を「これに連結する」に改め、同号の1中「及び一般国道五十五号牟岐バイパス」を削り、同号の2及び3中「並びに」を「及び」に改め、「一般国道百九十五号及び」を削り、同表に次のように加える。

徳島県土整備事務所の長

一 砂防法に関する次のこと。

1 第八条の規定による工事原因者に対する砂防工事の施行又は砂防設備の維持の命令

2 第十五条の規定による砂防に関する費用の一部負担の決定

3 第十六条の規定による原因行為者に対する費用の負担の決定

4 第二十三条の規定による砂防指定地若しくはその隣接地への立入り又はその土地の使用若しくは地上障害物の除却命令

5 第三十条の規定による法令等の違背によつて生ずる事実の更正命令及び損害の予防に必要な設備命令

二 砂防法施行条例（平成十五年徳島県条例第二十四号）に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による行為の許可及び同条第二項の規定による許可に係る事項の変更の許可

2 第五条第一項の規定による砂防設備の占用の許可及び同条第二項の規定による許可に係る事項の変更の許可

3 第八条の規定による国等との協議

4 第十条の規定による着手等の届出の受理

5 第十一条の規定による住所等の変更の届出の受理

6 第十二条第三項の規定による地位を承継した者の届出の受理

7 第十三条第一項ただし書の規定による認定及び同条第二項の規定による原状回復等の指示

8 第十四条の規定による監督処分

9 第十五条の規定による報告の徴収等

三 国有財産法に関する次のこと。

1 第八条第一項の規定による国有財産の引継ぎ

2 第三十一条の三の規定による境界確定の協議に関すること（国土交通省所管国有財産に限る。）。

四 建設業法に関する次のこと。

1 第三条第一項本文の規定による建設業の許可及び同条第三項の規定による許可の更新

2 第十七条の二第一項から第三項までの規定による認可

3 第十七条の三第一項の規定による認可

4 第二十九条第一項の規定による許可の取消し（同項第五号及び第六号に係るものに限る。）

5 第三十一条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査

五 水防法第二十七条第二項の規定による電気通信設備の優先的利用又は警察通信施設等の使用

六 電波法に関する次のこと。

1 第七条第六項の規定による資料の提出

2 第十条第一項の規定による工事の落成の届出

3 第十四条の二の規定による免許事項証明書の交付の請求

4 第十六条第一項の規定による無線局の運用開始の期日の届出及び同条第二項の規定による無線局の休止期間等の届出

5 第二十一条第二項の規定による免許記録の変更の届出

6 第五十一条において準用する第三十九条第四項の規定による無線従事者の選任等の届出

7 第八十条の規定による非常通信を行ったとき等の報告

七 電波法施行規則に関する次のこと。

1 第三十九条第三項の規定による検査結果についての措置内容の報告

2 第四十三条第三項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出

八 建築基準法第七十七条の三十一第一項の規定による指定確認検査機関に対する報告の徴収又は立入検査

九 建築士法第二十六条の二第一項の規定による建築士事務所の開設者等からの報告の徴収

十 港湾法に関する次のこと。

1 第三十七条第一項本文の規定による港湾区域又は港湾隣接地域における行為の許可

2 第四十一条の二第一項の規定による指定並びに同条第二項及び第四項の規定による公示

3 第四十一条の四第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による措置命令、同条第三項の規定による指定の取消し及び同条第四項の規定による公示

4 第四十一条の六の規定による協議

5 第四十三条の三第一項の規定による原因者負担金の決定

6 第五十五条の二の三第一項の規定による他人の土地への立入りの決定

7 第五十五条の三第一項の規定による危険の防御のための従事命令又は土地の一

- 時使用若しくは土石、竹木その他の物件の使用、収用若しくは処分
- 8 第五十六条の四第一項の規定による工事の中止等の命令及び許可の取消し等、同条第二項の規定による必要な措置の執行、同条第三項の規定による工作物等の保管、同条第四項の規定による公示（港湾法施行規則第三十三条第一項第一号に規定する掲示に係るものに限る。）、第五十六条の四第五項の規定による工作物等の売却及び売却代金の保管並びに同条第六項の規定による工作物等の廃棄
- 9 第五十六条の五第一項の規定による報告の徴収等
- 11 港湾法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十八号）第二条の規定による許可事項の変更の許可
- 12 採石法に関する次のこと。
 - 1 第三十四条の六の規定による採石業者に対する指導及び助言
 - 2 第四十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
 - 13 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に関する次のこと。
 - 1 第九条第二項の規定による市町村が行う工事の検査、報告の徴収又は指示
 - 2 第十二条第二項の規定による剰余金の使用の決定（市町村が行う災害復旧事業に係るものに限る。）
 - 3 第十三条第一項の規定による市町村が行う災害復旧事業の事業費の負担金の交付及び成功認定に関する事務の処理
 - 14 土地収用法第四十五条の二の規定に基づく裁決手続の開始の決定に係る土地の表示が一筆の土地の一部であるとき、土地所有者若しくは関係人（差押債権者及び仮差押債権者を除く。）の表示が登記名義人の表示と符合しないとき、又はこれらの権利者が登記名義人から権利を承継したものであるとき等の場合における代位登記
 - 15 道路法に関する次のこと。
 - 1 第十七条第四項の規定による管理の特例に係る協議及び同意
 - 2 第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更及びこれを表示した図面の一般への縦覧並びに同条第二項の規定による道路の供用の開始又は廃止及びこれを表示した図面の一般への縦覧
 - 3 第二十条第一項の規定による兼用工作物の管理に係る協議
 - 4 第三十七条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路占用の禁止又は制限
 - 5 第四十四条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による沿道区域等の指定
 - 6 第四十七条の二第一項の規定による車両の通行の許可、同条第二項後段の規定による他の道路管理者との協議及び同条第五項の規定による許可証の交付
 - 7 第四十七条の十四第一項及び第二項の規定による車両の通行に関する措置命令
 - 8 第四十八条の六十二第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による措置命令
 - 9 第四十八条の六十四の規定による協議
 - 10 第五十八条第一項の規定による原因者負担金の決定

- 11 第七十二条の二第二項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査
- 12 第七十一条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分（第二十四条の工事及び第三十二条の許可に係るものを除く。）
- 13 第七十三条第一項の規定による負担金等の督促並びに同条第三項前段の規定による負担金等並びに手数料及び延滞金の強制徴収
- 14 第七十八条の規定による道路の行政又は技術に関する必要な勧告、助言又は援助
- 15 第九十条第二項の規定による国有財産の無償貸付又は譲与
- 16 第九十二条第四項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不用物件の交換
- 17 第九十三条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不用物件の使用
- 18 第九十四条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不用物件の返還、第九十四条第二項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による国有財産の譲与、第九十四条第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不用物件の供託及び第九十四条第五項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不用物件の譲与の割合の決定
- 16 道路法施行令第四条の二第一項の規定による市町村が道路管理者に代わって行う権限の協議
- 17 車両制限令に関する次のこと。
 - 1 第五条第一項の規定による市街地区域内の道路で自動車の交通量が極めて少ないものの指定並びに同条第三項の規定による市街地区域内の駅前、繁華街等にある歩行者の多い道路及び時間の指定
 - 2 第六条第一項の規定による市街地区域外の道路で自動車の交通量が極めて少ないものの指定及びおおむね三百メートル以内の区間ごとに待避所がある道路で自動車の交通量が多いため当該待避所のみでは車両のすれ違いに支障があるものの指定
 - 3 第十一条第一項の規定による他の道路の指定
 - 4 第十二条の規定による特殊な車両の認定
- 18 土地区画整理法第七条の規定による地方公共団体が公用又は公共の用に供している土地（国土交通省所管に係る国有財産（国有財産法施行令第六条第二項第一号カに掲げる国有財産を除く。）及び県有財産に係るものに限る。）の土地区画整理事業の施行に係る地域への編入の承認
- 19 海岸法に関する次のこと（漁港海岸又は農地海岸に係るものを除く。）。
 - 1 第七条第一項の規定による海岸保全区域の占用の許可
 - 2 第八条第一項の規定による海岸保全区域内における行為の許可
 - 3 第十二条第一項から第三項までの規定による監督処分、同条第四項の規定による必要な措置の執行、同条第五項の規定による他の施設等の保管、同条第六項の規定による公示（海岸法施行令第三条の四第一項第一号に規定する掲示に係るも

- のに限る。)、第十二条第七項の規定による他の施設等の売却及び売却代金の保管並びに同条第八項の規定による施設等の廃棄の決定
- 4 第十三条第一項の規定による海岸管理者以外の者が施行する工事の設計等の承認
- 5 第十四条の三第一項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者が定める操作規程の承認
- 6 第十六条第一項の規定による工事原因者に対する工事の施行命令
- 7 第十七条第一項の規定による附帯工事の施行の決定
- 8 第十八条第一項の規定による土地等への立入り又は土地の一時使用
- 9 第二十条第一項の規定による職務の執行に關して必要な報告若しくは資料の提出の要求又は当該命じた者による立入検査
- 10 第二十一条第一項及び第二項の規定による海岸保全施設の改良等の命令
- 11 第二十一条の二第一項から第三項までの規定による操作規程の策定等の勧告及び同条第四項の規定による当該勧告に従わなかつた旨の公表
- 12 第二十一条の三第一項及び第二項の規定による海岸保全施設の管理につき必要な措置命令
- 13 第二十三条第一項及び第二項の規定による災害時における緊急措置
- 14 第三十一条第一項の規定による原因者負担金の決定
- 15 第三十五条第一項の規定による負担金等の督促
- 16 第三十七条の四の規定による一般公共海岸区域の占用の許可
- 17 第三十七条の五の規定による行為の許可
- 二十 地すべり等防止法に關する次のこと。
 - 1 第八条の規定による標識の設置
 - 2 第十一条第一項の規定による地すべり防止工事に關する設計及び実施計画の承認
 - 3 第十三条の規定による兼用工作物の工事の施行又は地すべり防止施設の維持及びこれらの命令
 - 4 第十四条第一項の規定による工事原因者に対する工事の施行命令
 - 5 第十五条第一項の規定による附帯工事の施行の決定
 - 6 第十六条第一項の規定による土地への立入り又は土地の一時使用
 - 7 第十七条第一項後段の規定による補償に代わる工事の施行の決定
 - 8 第十八条第一項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可
 - 9 第二十一条第一項及び第二項の規定による監督処分並びに同条第五項の規定による補償金額を負担させることの決定
 - 10 第二十二条第一項の規定による地すべり防止施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は当該職員による立入検査
 - 11 第二十三条第一項及び第二項の規定による地すべり防止施設の管理に關する措置命令
 - 12 第二十四条第一項の規定による関連事業計画の概要の作成並びに市町村長への提示及び事業計画を作成すべき旨の勧告

- 13 第二十五条の規定による立退きの指示及び通知
- 14 第三十三条の規定による兼用工作物の費用負担区分の協議決定
- 二十一 地すべり等防止法施行条例に関する次のこと。
 - 1 第二条の規定による地すべり防止工事に関する設計又は実施計画の変更の承認
 - 2 第三条の規定による許可事項の変更の許可
 - 3 第五条の規定による着手等の届出の受理
 - 4 第六条の規定による住所等の変更の届出の受理
 - 5 第七条第二項の規定による地位承継の届出の受理
- 二十二 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（耕地及び林野に係るものを除く。）。
 - 1 第五条第一項の規定による測量又は調査のための他人の占有する土地への立入りの決定及び同条第二項の規定による土地の占有者への通知
 - 2 第六条第一項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可申請及び土地の試掘等の許可、同条第二項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の通知並びに同条第三項の規定による障害物の伐除の許可申請及びその伐除した旨の通知
 - 3 第八条第二項の規定による土地の立入り等に伴う損失補償についての協議
 - 4 第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可及び同条第四項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知
 - 5 第十四条第二項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知
 - 6 第十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議
 - 7 第十六条第一項の規定による変更の許可及び同条第二項の規定による届出の受理
 - 8 第十七条第一項の規定による工事完了の検査、同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付、同条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付
 - 9 第十八条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付
 - 10 第二十条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急時における工事の施行及び当該工事に係る作業の停止命令
 - 11 第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による関係市町村長への通知並びに同条第三項及び第四項の規定による届出の受理
 - 12 第二十二条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止に必要な措置の勧告
 - 13 第二十三条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若

- しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令
- 14 第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による職員による立入検査
- 15 第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による工事の状況についての報告の徴収
- 16 第二十七条第一項の規定による届出の受理、同条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知、第二十七条第三項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令
- 17 第二十八条第一項の規定による届出の受理
- 18 第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可及び同条第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知
- 19 第三十三条第二項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知
- 20 第三十四条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議
- 21 第三十五条第一項の規定による変更の許可及び同条第二項の規定による届出の受理
- 22 第三十六条第一項の規定による工事完了の検査、同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付、同条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付
- 23 第三十七条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付
- 24 第三十九条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急時における工事の施行及び当該工事に係る作業の停止命令
- 25 第四十条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による関係市町村長への通知並びに同条第三項及び第四項の規定による届出の受理
- 26 第四十一条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止に必要な措置の勧告
- 27 第四十二条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令
- 28 第四十三条第一項の規定による職員による立入検査
- 29 第四十四条の規定による工事等の状況についての報告の徴収
- 二十三 河川法に関する次のこと。
 - 1 第十七条第一項の規定による兼用工作物の工事等の協議（一級河川に係るものであつて特に重要な河川管理施設に係るものを除く。）

- 2 第十八条の規定による工事原因者に対する工事の施行等の命令
- 3 第十九条の規定による附帯工事の施行の決定
- 4 第二十条の規定による河川管理者以外の者の施行する工事等の承認
- 5 第二十一条の規定による洪水時等における緊急措置
- 6 第二十三条の規定による許可（期間更新の許可に限る。）
- 7 第二十三条の二の規定による登録（期間更新の登録に限る。）
- 8 第二十四条の規定による許可（第二十三条の規定による許可（期間更新の許可を除く。）又は第二十三条の二の規定による登録（期間更新の登録を除く。）に關連する許可を除く。）
- 9 第二十五条前段の規定による土石（砂を含む。）の採取の許可及び同条後段の規定による河川産出物の採取の許可
- 10 第二十六条第一項の規定による許可（第二十三条の規定による許可若しくは第二十三条の二の規定による登録に關連するもの、第三十条第一項の規定による完成検査を受けなければならない工作物に係るもの又は河口付近の海面において河川の流水を貯留し、若しくは停滞させるための工作物に係るものを除く。）
- 11 第二十七条第一項の規定による許可（第二十三条の規定による許可又は第二十三条の二の規定による登録に關連するものを除く。）
- 12 第三十条第一項の規定による許可工作物の完成検査及び同条第二項の規定による許可工作物の完成前における一部使用の承認
- 13 第三十一条第一項の規定による工作物の用途廃止の届出の受理及び同条第二項の規定による工作物の除却その他河川管理上必要な措置命令
- 14 第三十三条第三項（第五十五条第二項、第五十七条第三項、第五十八条の四第二項及び第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可等に基づく地位の承継の届出の受理
- 15 第三十四条第一項の規定による許可等に基づく権利の譲渡の承認
- 16 第三十七条の規定による工作物に關する工事の施行
- 17 第五十五条第一項の規定による河川保全区域における行為の許可
- 18 第五十七条第一項の規定による河川予定地における行為の許可
- 19 第五十八条の四第一項の規定による河川保全立体区域における行為の許可
- 20 第五十八条の六第一項の規定による河川予定立体区域における行為の許可
- 21 第六十七条の規定による原因者負担金の負担の決定
- 22 第七十四条第一項の規定による負担金等の納付の督促及び同条第三項の規定による滞納処分並びに同条第五項の規定による延滞金の徴収
- 23 第七十五条第一項及び第二項の規定による許可、登録若しくは承認の取消し、変更、効力の停止、条件の変更若しくは条件の附加又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、損害の除去若しくは予防のために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することの命令、同条第三項の規定による工作物の除去並びに同条第四項の規定による工作物の保管の決定
- 24 第七十八条第一項の規定による河川管理上必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査

- 25 第八十九条第一項の規定による土地への立入り又は土地の一時使用
- 26 第九十一条第一項の規定による廃川敷地等の管理
- 27 第九十二条の規定による廃川敷地等の交換
- 28 第九十三条第一項の規定による二級河川に係る廃川敷地等の譲与に関する事務の処理（十平方メートル以下のものに限る。）
- 29 第九十五条の規定による国からの協議に対する回答
- 30 第九十九条第一項の規定による河川管理施設の維持又は操作等の委託及び同条第二項の規定による地方公共団体等からの協議に対する回答
- 二十四 河川法施行令に関する次のこと。
 - 1 第十六条の三第一項本文の規定による竹木の流送の許可
 - 2 第十六条の五第一項及び第二項の規定による汚水の排水の届出の受理
 - 3 第十六条の六の規定による緊急時の措置
 - 4 第十六条の八第一項の規定による河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可
 - 5 第十六条の十一の規定による国からの協議に対する回答
- 二十五 河川法施行条例第三条第一項本文の規定による竹木の流送の許可
- 二十六 砂利採取法に関する次のこと。
 - 1 第三十四条第二項及び第四項の規定による職員による立入検査又は質問
 - 2 第四十一条第一項の規定による砂利採取業者に対する指導等
- 二十七 都市計画法に関する次のこと。
 - 1 第六十六条の規定による関係権利者に周知させるための必要な措置
 - 2 第八十条第一項の規定による報告の徴収等
- 二十八 都市再開発法第六十六条第一項の規定による土地の形質の変更等の許可（個人又は地方公共団体が施行する市街地再開発事業の施行地区内におけるものに限る。）及び許可申請
- 二十九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する次のこと。
 - 1 第五条第一項の規定による土地の立入り又は一時使用、同条第二項本文（第十条第七項第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の占有者への通知並びに第五条第六項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の占有者及び所有者への通知等
 - 2 第六条の規定による標識の設置
 - 3 第七条第一項本文の規定による制限行為の許可
 - 4 第八条第一項の規定による監督処分
 - 5 第九条第三項の規定による措置の勧告
 - 6 第十条第一項及び第二項の規定による改善命令
 - 7 第十一条第一項の規定による立入検査
 - 8 第十七条第一項の規定による土地の立入り等
 - 9 第二十六条の規定による報告の徴収
- 三十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行条例（平成十二年徳島県条例第五十号）第二条の規定による許可事項の変更の許可

三十一 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例第三十二条第一項の規定による建築物環境配慮計画書の受理（徳島市の区域内に係るものを除く。）、「同条第二項及び第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理（徳島市の区域内に係るものを除く。）並びに同条第四項の規定による建築物環境配慮計画書の受理（徳島市の区域内に係るものを除く。））」

三十二 浄化槽法に関する次のこと。

1 第二十八条第二項の規定による工事の施行の差止め

2 第三十二条第一項の規定による指示並びに同条第二項の規定による登録の取消し及び事業の全部又は一部の停止命令

3 第五十三条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による立入検査

三十三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による基礎調査の実施及び同条第二項の規定による調査結果の市町村長への通知及び公表

2 第五条第一項の規定による土地への立入り又は土地の一時使用、同条第二項及び第三項（これらの規定を第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の占有者への通知等、第五条第五項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による身分証明書の交付、第五条第六項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の占有者及び所有者への通知等並びに第五条第八項から第十項まで（これらの規定を第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による損失の補償等

3 第十条第一項の規定による特定開発行為の許可

4 第十四条第一項の規定による特定開発行為に着手している旨の届出の受理及び同条第二項の規定による届出者に対する助言又は勧告

5 第十五条の規定による国又は地方公共団体との協議

6 第十七条第一項の規定による変更の許可及び同条第三項の規定による変更の届出の受理

7 第十八条第一項の規定による工事完了の届出の受理並びに同条第二項の規定による検査及び検査済証の交付

8 第二十条の規定による廃止の届出の受理

9 第二十一条第一項の規定による許可の取消し若しくは許可に付した条件の変更又は工事等の停止命令若しくは措置命令及び同条第三項の規定による標識等による公示

10 第二十二条第一項の規定による立入検査

11 第二十三条の規定による報告の徴収若しくは資料の提出要求又は必要な助言若しくは勧告

12 第二十六条第一項の規定による建築物の移転その他必要な措置の勧告

13 第二十八条第一項の規定による緊急調査の実施及び同条第二項の規定による緊

急調査の終了

14 第三十条第一項の規定による土地への立入り又は土地の一時使用
三十四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する次のこと。

- 1 第十条第三項の規定による分別解体等の計画の変更等の措置命令
- 2 第十四条の規定による分別解体等の実施に関する助言又は勧告
- 3 第十五条の規定による分別解体等の方法の変更等の措置命令
- 4 第二十九条第二項の規定による工事の施工の差止め
- 5 第三十五条第一項の規定による登録の取消し及び事業の全部又は一部の停止命令

6 第三十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

7 第四十二条第一項の規定による報告の徴収

8 第四十三条第一項の規定による職員による立入検査（分別解体等に係るものに限る。）

三十五 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）に関する次のこと。

1 第五条ただし書及び第十三条ただし書の規定による保証金の不足額の供託についての確認

2 第九条第二項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による保証金の取戻しの承認

三十六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十二条第一項の規定による家庭裁判所に対する請求並びに同条第二項及び第五項の規定による地方裁判所に対する請求

三十七 無線局免許手続規則第十六条第一項の規定による再免許の申請

三十八 徳島県港湾施設管理条例に関する次のこと（1から5までにあつては、県土整備部港湾政策課長の専決に係るものを除く。）。

- 1 第四条第一項ただし書の規定による港湾施設における行為の許可
- 2 第五条第一項の規定による港湾施設の利用の禁止若しくは制限又は障害物の撤去命令、同条第二項の規定による船舶の係留場所の指定又は変更命令及び同条第三項の規定による港湾区域内の漂流物等の撤去命令
- 3 第六条の規定による港湾施設の占用等の許可
- 4 第十三条の規定による許可の取消し等又は既設工作物の改築等その他必要な措置命令
- 5 第十四条第一項ただし書の規定による原形回復義務の免除の承認及び同条第三項の規定による原形回復に係る検査

6 第十六条の二の規定による原因者負担金の決定

三十九 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例第三十九条の規定による指導

四十 徳島県公有財産取扱規則第十八条第一項の規定による境界の確定及び同条第二項の規定による境界標の埋設等（県土整備部河川政策課長及び港湾政策課長が分掌する公有財産に係るものに限る。）

別表第六の三を別表第七とする。

別表第八中「(第十一条の三関係)」を「(第十一条関係)」に改める。

別表第九中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

別表第十教育委員会事務局の各課の項副教育長の欄第一号中「第十九号及び」を「第十九号、」に、「まで」を「まで及び第二十一号」に改め、同欄第二号中「いう。」又は「を(いう。)、」に、「の規定」を「又は公益信託に関する法律(以下この項において「公益信託法」という。)の規定」に、「第十九号及び」を「第十九号、」に、「まで」を「まで及び第二十一号」に改め、同項課長の欄第二号中「又は整備法」を「整備法又は公益信託法」に改め、同表教育創生課の項副教育長の欄を次のように改める。

一 徳島県立学校使用料、手数料徴収条例(昭和二十三年徳島県条例第十三号)に関する次のこと。

1 第一条の規定による入学査料の徴収

2 第五条の規定による入学査料の減免

3 第八条ただし書の規定による入学査料の還付

別表第十人権教育課の項副教育長の欄第一号中「旧徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例」を「徳島県奨学金貸与条例(平成十四年徳島県条例第三十五号)附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による廃止前の徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例」に、「」に関する「を」。以下この項において「旧徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例」という。)に改め、同欄第二号中「旧徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則」を「徳島県奨学金貸与条例施行規則(平成十四年徳島県規則第二十六号)附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則」という。)に関する「を」。以下この項において「旧徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則」という。)に改め、同表生涯学習課の項副教育長の欄第三号中「(平成十四年徳島県条例第三十五号)」を削り、同欄第四号中「(平成十四年徳島県規則第二十六号)」を削る。

別表第十二警察本部の各課の項警察本部長の欄第一号中「及び第二十号」を「から第二十一号まで」に改め、同欄第二号中「いう。」又は「を(いう。)、」に、「の規定」を「又は公益信託に関する法律(以下この項において「公益信託法」という。)の規定」に、「同法」を「整備法」に、「及び第二十号」を「から第二十一号まで」に改め、同項課長の欄第二号中「又は整備法」を「整備法又は公益信託法」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第四薬務課の項課長の欄第一号の8の改正規定(「同条第十五項」を「同条第十三項」に改める部分に限る。)、同欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる改正規定及び同欄中第九号を第八号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる改正規定は、同年五月一日から施行する。

徳島県訓令第7号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(職員の表彰に関する規程の一部改正)

第一条 職員の表彰に関する規程(昭和二十七年徳島県訓令第三百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「徳島県総合県民局長又は」を削り、「県民局長等」を「知事戦略局長」に改める。

第五条及び第六条中「県民局長等」を「知事戦略局長」に改める。

(職員の当直勤務手当、夜勤手当支給規程の一部改正)

第二条 職員の当直勤務手当、夜勤手当支給規程(昭和二十七年徳島県訓令第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「徳島県東部県土整備局」を「徳島県徳島県土整備事務所又は徳島県吉野川県土整備事務所」に改める。

(徳島県公印規程の一部改正)

第三条 徳島県公印規程(昭和二十九年徳島県訓令第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長及び県土整備部プロジェクト担当部長」を「観光スポーツ文化部交流拠点整備担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、保健福祉部医療健康担当部長、経済産業部商流・交流担当部長、農林水産部次世代農業担当部長、県土整備部県土強靱化担当部長及び知事直轄組織知事戦略局交流拠点整備担当部長」に、「本部長印及び本部印、東部県税局、東部保健福祉局、東部農林水産局及び東部県土整備局(以下「東部各局」という。)の長の印並びに東部各局の長の職務代行者印並びに東部各局の印、センター等(徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。)の長の印及びセンター等の長の職務代行者印並びにセンター等の印、総合県民局長印及び総合県民局長職務代行者印並びに総合県民局印」を「出先機関の長の印及び出先機関の長の職務代行者印並びに出先機関の印」に改める。

第三条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる出先機関には、当該出先機関専用の知事印、県印又は知事職務代理者印(以下「専用公印」という。)を置く。

一 徳島県県税局(以下「県税局」という。)

- 二 徳島県地域連携事務所
 - 三 徳島県南部環境保全室
 - 四 徳島県西部環境保全室
 - 五 徳島県こども女性相談センター
 - 六 徳島県精神保健福祉センター
 - 七 徳島県障がい者相談支援センター
 - 八 徳島県保健所
 - 九 徳島県福祉事務所
 - 十 徳島県東京本部
 - 十一 徳島県東海本部
 - 十二 徳島県関西本部
 - 十三 徳島県立工業技術センター
 - 十四 徳島県職業能力開発校
 - 十五 徳島県農林事務所
 - 十六 徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター
 - 十七 徳島県県土整備事務所
- 第三条第四項中「本部、東部各局、センター等又は総合県民局」を「出先機関」に改める。
- 第四条第二項中「東部県税局」を「県税局」に改め、同条第三項を削る。
- 第六条第三項中「第十三条」を「(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第十一条」に改め、同条第四項中「本部長印及び本部印、東部各局の長の印及び東部各局の印、センター等の長の印及びセンター等の印、総合県民局長印及び総合県民局印」を「出先機関の長の印及び出先機関の印」に、「本部長、東部各局の長、センター等の長、総合県民局長」を「出先機関の長」に、「東部県税局の長の印及び同条第三項の総合県民局」を「県税局」に改め、同条第五項中「消防保安課長」を「危機管理部消防保安課長」に改め、同条第六項中「本部、東部各局、センター等又は総合県民局」を「出先機関」に改める。

第十条中「、専用公印（県印四号（契印）」を「及び専用公印（県印二号（契印）」に改め、「、総合県民局長印及び総合県民局印」を削る。

第十五条を次のように改める。

（会計管理者事務代理人印等に係る特例）

第十五条 会計管理者事務代理人印等及び出先機関の長の職務代行者印は、その印章を作成せず、会計管理者事務代理人印等にあつては会計管理者印、出先機関の長の職務代行者印にあつては出先機関の長の印をもつてこれらに代えるものとする。

附則第四項を次のように改める。

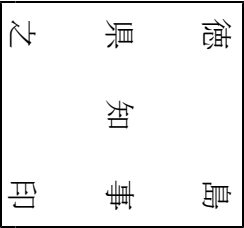


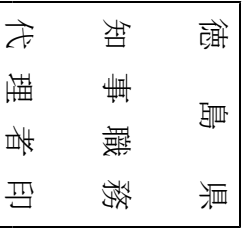
4 第二条に規定する公印のほか、当分の間、県税局の支所及び出張所（以下「支所等」という。）にそれぞれ支所等専用の公印として知事印、県印、知事職務代理人印、出先機関の長の印及び出先機関の印を、徳島県阿南農林事務所那賀支所に同支所専用の公印として知事印、県印、知事職務代理人印、出先機関の長の印及び出先機関の印を、徳島県徳島県土整備事務所鳴門支所に同支所専用の公印として知事印、県印、知

事職務代理者印、出先機関の長の印及び出先機関の印を、徳島県阿南県土整備事務所那賀支所に同支所専用の公印として知事印、県印、知事職務代理者印、出先機関の長の印及び出先機関の印を、徳島県立農林水産総合技術支援センターのセンター内課等（農業支援センターを除く。以下同じ。）にそれぞれセンター内課等専用の公印として出先機関の長の印を、徳島県食肉衛生検査所西部支所に同支所専用の公印として出先機関の長の印を、徳島県発達障がい者総合支援センター美馬庁舎及び徳島県西部家畜保健衛生所東みよし庁舎にそれぞれ庁舎専用の公印として出先機関の長の印を置くことができるものとし、これらの公印の形状、寸法及び字体並びに新調、改刻及び廃棄並びに取扱いについては、専用公印又は出先機関の長の印に関する規定に準ずるものとする。

別表を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

その1 一般公印

種 別	形 状	寸 法
知事印1号		縦30ミリメートル 横30ミリメートル
知事印2号		縦18ミリメートル 横18ミリメートル
知事印3号		縦10ミリメートル 横10ミリメートル
知事職務代理者印1号		縦30ミリメートル 横30ミリメートル

知事職務代理者印2号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 徳島県 知事職務 代理者印 </div>	縦18ミリメートル 横18ミリメートル
知事職務代理者印3号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 徳島県 知事職務 代理者印 </div>	縦10ミリメートル 横10ミリメートル
副知事印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 徳島県 副知事 之印 </div>	縦30ミリメートル 横30ミリメートル
会計管理者印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 徳島県 会計管理 者之印 </div>	縦23ミリメートル 横23ミリメートル
部長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 徳島県 × × 部 長之印 </div>	縦23ミリメートル 横23ミリメートル
担当部長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 徳島県 × × 部(局) × × 担当部 長之印 </div>	縦23ミリメートル 横23ミリメートル
知事直轄組織知事戦略 局長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 徳島県 知事直轄組織 知事戦略局 </div>	縦23ミリメートル 横23ミリメートル

	県印	徳島県	縦45ミリメートル 横45ミリメートル
県印2号	徳島県	徳島県	縦45ミリメートル 横45ミリメートル
県印3号	徳島県	徳島県	縦18ミリメートル 横18ミリメートル
県印4号(契印)及び 県印5号(契印)	徳島県	徳島県	縦30ミリメートル 横18ミリメートル
部印	徳島県 × × 部	徳島県	縦45ミリメートル 横45ミリメートル
知事直轄組織知事戦略 局印	徳島県 知事直轄組織 知事戦略局	徳島県	縦45ミリメートル 横45ミリメートル
出納局印	徳島県 出納局	徳島県	縦45ミリメートル 横45ミリメートル

課印	徳島県 × × × × × ×	縦30ミリメートル 横30ミリメートル
出先機関の印	徳島県 × × × × × × × × ×	縦30ミリメートル 横30ミリメートル

その2 特殊公印

種別	形状	寸法
知事印	徳島県知事之印	縦4ミリメートル 横20ミリメートル
知事職務代理者印	徳島県知事 職務代理者印	縦4ミリメートル 横20ミリメートル

その3 専用公印

種別	形状	寸法
知事印1号	徳島県知事印 之 ○○○専用	縦30ミリメートル 横30ミリメートル
知事印2号	徳島県知事	縦15ミリメートル 横15ミリメートル

	之印 ○○○専用	
知事職務代理者印	徳島県 知事職務 代理者印 ○○○専用	縦30ミリメートル 横30ミリメートル
県印1号	徳島 県 ○○○専用	縦18ミリメートル 横18ミリメートル
県印2号(契印)	○ ○ 徳島 ○ ○ 県 ○ ○ 専用	縦30ミリメートル 横18ミリメートル

その4 焼印

種別	形状	寸法
知事印	徳島県 知事之 印	縦30ミリメートル 横30ミリメートル
県印	徳島 県	縦45ミリメートル 横45ミリメートル

その5 電子計算組織用

--	--	--

種 別	形 状	寸 法
県税局の長の印1号	徳 島 県 税 局 印 長 税務事務専用	縦20ミリメートル 横20ミリメートル
県税局の長の印2号	徳 島 県 税 局 印 長 税務事務専用	縦15ミリメートル 横15ミリメートル

(加賀須野橋可動橋操作要領の一部改正)

第四条 加賀須野橋可動橋操作要領（昭和三十一年徳島県訓令第六百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「徳島県東部県土整備局長」を「徳島県徳島県土整備事務所長」に、「県土整備部プロジェクト担当部長」を「県土整備部長」に改め、同条第二項中「県土整備部プロジェクト担当部長」を「県土整備部長」に改める。

第九条中「県土整備部プロジェクト担当部長」を「県土整備部長」に改める。

(徳島県水産業改良普及事業実施要領の一部改正)

第五条 徳島県水産業改良普及事業実施要領（昭和三十五年徳島県訓令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は徳島県南部総合県民局農林水産部」を削る。

(徳島県統計調査調整規程の一部改正)

第六条 徳島県統計調査調整規程（昭和三十七年徳島県訓令第四百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長及び県土整備部プロジェクト担当部長」を「観光スポーツ文化部交流拠点整備担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、保健福祉部医療健康担当部長、経済産業部商流・交流担当部長、農林水産部次世代農業担当部長及び県土整備部県土強靱化担当部長」に、「企画総務部管財課、市町村課、地域連携課」を「企画総務部政策企画課（広域行政室に限る。）」、市町村課」に改める。

(徳島県職員服務規程の一部改正)

第七条 徳島県職員服務規程（昭和四十年徳島県訓令第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「部等（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第四条第一号に規定する部等をいう。以下同じ。）」、東部各局、センター等（同条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）及び総合県民局」を「本庁及び出先機関

「に、「センター等、東部各局又は総合県民局」を「出先機関」に改め、同条第二項中「東部各局又はセンター等」を「出先機関」に改め、同条第三項中「東部各局、センター等又は総合県民局」を「出先機関」に、「附して」を「付して」に改める。

第二十条中「部等」を「本庁」に、「東部各局に」を「出先機関に」に、「東部各局長、センター等にあつては当該センター等」及び「東部各局及びセンター等」を「出先機関」に、「総合県民局にあつては総合県民局長（以下）を」（以下これらを）に改める。

第二十一条第二項及び第二十二条第一項第一号中「東部各局、センター等又は総合県民局」を「出先機関」に改める。

第三十四条第三項中「部等、東部各局、センター等」を「本庁の内部組織」に、「総合県民局」を「出先機関」に改める。

（職員の人事取扱規程及び職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第八条 次に掲げる訓令の規定中「ツヅカ、ツヅカ、センター及びセンター」を「出先機関」に改める。

一 職員の人事取扱規程（昭和四十二年徳島県訓令第五百十号）別表

二 職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令（令和五年徳島県訓令第一号）附則第二項の表

（徳島県営林経営規程の一部改正）

第九条 徳島県営林経営規程（昭和四十六年徳島県訓令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部農林水産局」を「徳島県農林事務所」に改める。

第二十三条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部農林水産局」を「徳島県農林事務所」に、「総合県民局長等」を「農林事務所長」に改める。

第二十六条、第二十九条及び第三十一条中「総合県民局長等」を「農林事務所長」に改める。

（徳島県国有車両整備管理実施規程の一部改正）

第十条 徳島県国有車両整備管理実施規程（昭和四十七年徳島県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ロ、第五条及び第六条中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

（徳島県行政考査規程の一部改正）

第十一条 徳島県行政考査規程（昭和四十七年徳島県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、東部各局、センター等（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第四条第三号に規定するセンター等をいう。）並びに総合県民局」を「並びに出先機関」に改める。

（徳島県土地利用対策会議設置規程の一部改正）

第十二条 徳島県土地利用対策会議設置規程（昭和四十八年徳島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 県土整備部県土強靱化担当部長（以下「県土強靱化担当部長」という。）

第四条中「県土整備部長」を「県土強靱化担当部長」に改める。

別表観光スポーツ文化部の項中「観光企画課」を「観光政策課」に改め、同表生活環境部の項中「環境指導課」を「資源循環課」に改め、同表経済産業部の項中「企業支援課」を「産業成長推進課」に改める。

（徳島県道路維持補修規程の一部改正）

第十三条 徳島県道路維持補修規程（昭和四十九年徳島県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「総合県民局長等」を「県土整備事務所長」に改める。

第二条第一項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局」を「徳島県県土整備事務所」に改める。

第二十六条中「は握し」を「把握し」に改める。

第二十七条第一項第二号中「路側」を「及び路側」に改め、同項第三号中「側溝」を「側溝及び」に改め、同項第五号中「防護さく、駒止め」を「防護柵、駒止め」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「総合県民局又は東部県土整備局」を「県土整備事務所」に、「、」を「、」に改める。

様式第四号中「総合県民局又は東部県土整備局」を「県土整備事務所」に、「、」を「、」に、「網目クラック」を「網目クラック」に、「線状クラック」を「線状クラック」に、「横方向クラック」を「横方向クラック」に、「縦方向クラック」を「縦方向クラック」に、「目地のくるい」を「目地の狂い」に、「側溝埋没」を「側溝埋没」に、「33クラック」を「33クラック」に、「38クラック」を「38クラック」に、「U型側溝破損」を「U型側溝破損」に、「U型側溝ふた破損」を「U型側溝蓋破損」に、「L型側溝破損」を「L型側溝破損」に、「巻立水もれ」を「巻立水漏れ」に、「照明燈悪い」を「照明燈悪い」に、「照明灯」を「照明灯」に、「点灯していない」を「点灯していない」に、「タイムスインツチ故障」を「タイムスインツチ故障」に、「光電管スインツチ故障」を「光電管スインツチ故障」に、「ガードフェンス破損」を「ガードフェンス破損」に改める。

様式第五号中「総合県民局又は東部県土整備局」を「県土整備事務所」に改める。
様式第六号中「、」を「、」に、「総合県民局又は東部県土整備局」を「県土整備事務所」に、「ポットホール」を「ポットホール」に、「クラック」を「クラック」に、「側溝」を「側溝」に、「つまっている」を「詰まっている」に、「なっている」を「なっている」に、「ふた」を「蓋」に、「ハ 照明燈」を「ハ 照明灯」に、「燈」を「灯」に、「フェンス」を「フェンス」に、「道路照明燈」を「道路照明灯」に、「レミアルト（ストックフアルト）」を「レミアルト（ストックフアルト）」に改める。

様式第七号中「総合県民局又は東部県土整備局」を「県土整備事務所」に改める。

様式第八号中「、」を「、」に、「総合県民局又は東部県土整備局」を「県土整備事務所」に、「ポットホール」を「ポットホール」に、「フラスジュ」を「フラスジュ」

局」を「出先機関」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

本庁及び出先機関（県の区域外に置かれた出先機関を除く。以下この条において同じ。）に産業医を置く。

第十条第二項第一号中「部等」を「本庁」に改め、同項第二号中「東部各局、センター等又は総合県民局」を「出先機関」に改める。

第十二条第一項を次のように改める。

本庁及び政令第九条に該当する出先機関（政令第八条に該当する出先機関を除く。）に衛生委員会を置く。

第十二条第二項第一号を次のように改める。

一 本庁にあつては本庁の総括安全衛生管理者、出先機関にあつては当該出先機関の安全衛生管理者

第十二条第二項第二号から第四号までの規定中「部等、東部各局、当該センター等又は総合県民局」を「本庁又は当該出先機関」に改め、同条第三項中「部等」を「本庁」に、「センター等」を「出先機関」に改め、同条第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

第十二条の二第一項中「東部各局」を「出先機関」に改め、同条第二項中「及び第五項から第七項まで」を「第四項及び第五項」に改め、後段を削る。

第十三条第一項中「総合県民局又は東部県土整備局」を「政令第八条に該当する出先機関」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 当該出先機関の安全衛生管理者

第十三条第二項第二号から第五号までの規定中「総合県民局又は東部県土整備局」を「出先機関」に改め、同条第三項中「総合県民局又は東部県土整備局」を「出先機関」に、「が別に」を「又は安全衛生管理者が別に」に改め、同条第四項中「第十二条第六項及び第七項」を「第十二条第四項及び第五項」に改める。

第十四条中「センター等」を「出先機関」に改める。

第十五条中「センター等」及び「もの」を「出先機関」に改める。

第三十六条を次のように改める。

（労働基準監督機関への報告）

第三十六条 法その他労働安全衛生に関する法令の規定に基づく労働基準監督機関への報告は、本庁にあつては本庁の総括安全衛生管理者が、出先機関にあつては当該出先機関の総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者が行うものとする。

（徳島県工事検査規程の一部改正）

第十五条 徳島県工事検査規程（平成十二年徳島県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第四条第四号」を「第四条第二号」に、「総合県民局（以下「総合県民局」という。）」を「出先機関」に、「工事」を「工事（徳島県南部出納室又は徳島県西部出納室が所管するものに限る。）」に、「総合県民局の出納室長」を「出先機関を所管する徳島県南部出納室長又は徳島県西部出納室長」に改める。

第四条第一項中「課、」を「課並びに」に、「東部各局、同条第三号に規定するセン

ター等並びに同条第四号に規定する総合県民局」を「出先機関」に改める。

第五条中「若しくは総合県民局の出納室長」を「、徳島県南部出納室長若しくは徳島県西部出納室長」に改める。

(徳島県法規審議委員会規程の一部改正)

第十六条 徳島県法規審議委員会規程(平成十三年徳島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「第十三条」を「第十一条」に改める。

(附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部改正)

第十七条 附属機関の委員等の指定に関する訓令(平成十七年徳島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十七条」を「第三十三条」に改める。

別表徳島県国民保護協議会の項中「知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成十四年徳島県規則第五十五号)第二号に掲げる政策監(以下「政策監」という。)-」を「政策監」に改め、同表徳島県防災会議の項中「砂防防災課長 南部総合県民局地域創生防災部長 西部総合県民局地域創生観光部次長」を「砂防防災課長」に改め、同表徳島県都市計画審議会の項中「プロジェクト担当部長 環境指導課長」を「県土整備部長 資源循環課長」に改め、同表徳島県開発審査会の項中「プロジェクト担当部長」を「県土整備部長」に、「環境指導課長」を「資源循環課長」に、「生産基盤課長」を「農林水産政策課長」に、「道路整備課長」を「高規格道路課長」に、「河川政策課長 河川整備課長」を「河川政策課長」に改め、同表徳島県地方港湾審議会の項中「プロジェクト担当部長」を「県土整備部長」に改める。

(徳島県兼務発令に関する規程の一部改正)

第十八条 徳島県兼務発令に関する規程(平成二十二年徳島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表観光スポーツ文化部文化資源活用課長の項の項名を「観光スポーツ文化部文化振興課文化資源活用室長」に改め、同表観光スポーツ文化部文化資源活用課副課長の項の項名を「観光スポーツ文化部文化振興課副課長」に改める。

第四条中「当該本部」を「当該出先機関」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条第一項中「徳島県東部保健福祉局」を「徳島県南部環境保全室、徳島県西部環境保全室又は徳島県保健所」に改め、「(次項において「食品衛生監視員」という。)-」を削り、「同項において「環境衛生監視員」という」を「別に生活環境部安全衛生課の兼務を命ぜられた者を除く」に改め、同条第二項を削り、同条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(徳島県美波保健所への兼務)

第十条 徳島県阿南保健所の職員のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十六条第一項の規定に基づき医療監視員を命ぜられた者(別に徳島県美波保健所の兼務を命ぜられた者を除く。)は、徳島県美波保健所の兼務を命ぜられたものとする。

第十一条を削る。

第十二条第一項中「徳島県東部農林水産局」を「徳島県農林事務所」に改め、同項に

次の四号を加える。

- 四 徳島県立農林水産総合技術支援センター阿南農業支援センター
 - 五 徳島県立農林水産総合技術支援センター美波農業支援センター
 - 六 徳島県立農林水産総合技術支援センター美馬農業支援センター
 - 七 徳島県立農林水産総合技術支援センター三好農業支援センター
- 第十二条第二項を削り、同条を第十一条とする。

(徳島県副知事の担任意務に関する規程の一部改正)

第十九条 徳島県副知事の担任意務に関する規程(令和五年徳島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- 一 副知事志田敏郎の担任意務
- イ 県政の総括に関すること。
- ロ 知事直轄組織知事戦略局(外事に関することを除く。)、企画総務部(人事及び議会に関することに限る。)、観光スポーツ文化部(観光政策課を除く。)、こども未来部、保健福祉部(医療政策課、出羽島診療所、総合看護学校、健康寿命推進課、感染症対策課及び精神保健福祉センターを除く。)、及び農林水産部(農林水産物の販路拡大及び公益社団法人徳島県産業国際化支援機構との連携に関することを除く。)
- ハ 企業局に関すること。
- ニ 教育委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。
- ホ その他知事が指定する事項に関すること。
- 二 副知事上田紘嗣の担任意務
- イ 知事直轄組織知事戦略局(外事に関することに限る。)、企画総務部、観光スポーツ文化部(観光政策課に限る。)、生活環境部、保健福祉部(医療政策課、出羽島診療所、総合看護学校、健康寿命推進課、感染症対策課及び精神保健福祉センターに限る。)、経済産業部(徳島バッテリーバレイ構想に関することを除く。)、農林水産部(農林水産物の販路拡大及び公益社団法人徳島県産業国際化支援機構との連携に関することに限る。)、及び出納局に関すること。
- ロ 病院局に関すること。
- ハ 選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会及び公安委員会との連絡調整に関すること。
- ニ その他知事が指定する事項に関すること。

(徳島県公文書管理規程の一部改正)

第二十条 徳島県公文書管理規程(令和五年徳島県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「本部等」を「出先機関」に改める。

第二条第一項第一号中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「センター等」を「出先機関」に、「第四条第三号」を「第四条第二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第六号及び第七号を削り、

第八号を第四号とし、第九号から第十二号までを四号ずつ繰り上げる。

第三条第二項及び第四条第三項中「本部等」を「出先機関」に改める。

第六条第二項第一号中「本部、東部各局、センター等」を「出先機関」に改め、「又は総合県民局」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 出先機関において出先機関名又は出先機関の長の名以上で発する公文書（第一号に掲げる公文書を除く。） 別に例式があるものを除き、別表第一に定める記号を付すること。

第六条第四項第二号及び第五項中「本部、東部各局、センター等又は総合県民局」を「又は出先機関」に改める。

第七条中「万代庁舎」を「本庁舎」に改める。

第二十六条第三項第三号中「企画総務部情報政策課行政DX推進室長」を「企画総務部情報政策課長」に改める。

第三章の章名中「本部等」を「出先機関」に改める。

第四十条第一項中「本部等」を「出先機関」に改め、同項第一号中「本部收受印、東部各局收受印、センター等收受印又は総合県民局收受印」を「出先機関收受印」に改め、同条第二項中「本部等」を「出先機関」に改める。

第四十一条から第四十七条までの規定中「本部等」を「出先機関」に改める。

別表第一中「本部、東部各局、センター等又は総合県民局」を「出先機関」に改め、同表徳島県東京本部の項から徳島県東部県土整備局の項までを削り、同表徳島県自治研修センターの項の次に次のように加える。

徳島県税局	税	地	地
徳島県阿南地域連携事務所	県	阿	地
徳島県美波地域連携事務所	県	美	地
徳島県美馬地域連携事務所	県	美	地
徳島県三好地域連携事務所	県	美	地
別表第一 徳島県立保健製薬環境センターの項の次に次のように加える。		三	
徳島県南部環境保全室	保	南	保
徳島県西部環境保全室	保	西	保
別表第一 中徳島県徳島保健所の項から徳島県三好保健所の項までを削り、徳島県発達障がい者総合支援センターの項の次に次のように加える。			
徳島県徳島保健所	保	徳	保
徳島県古野川保健所	保	古	保
徳島県阿南保健所	保	阿	保
徳島県美波保健所	保	美	保
徳島県美馬保健所	保	美	保
徳島県三好保健所	保	美	保
徳島県東部福祉事務所	保	東	保
徳島県南部福祉事務所	保	南	保
徳島県西部福祉事務所	保	西	保
徳島県東京本部	保	東	保

徳島県東海本部
徳島県関西本部

徳 東 海
徳 関 西

別表第一 中徳島県家畜防疫衛生センターの項を削り、徳島県立農林水産総合技術支援センターの項の次に次のように加える。

徳島県徳島農林事務所	徳 島	農 林
徳島県古野川農林事務所	徳 古	農 林
徳島県阿南農林事務所	徳 古 阿	農 林
徳島県美波農林事務所	徳 古 阿 美 波	農 林
徳島県美馬農林事務所	徳 古 阿 美 馬	農 林
徳島県三好農林事務所	徳 古 阿 美 三 好	農 林

別表第一 徳島県阿南安芸自動車道用地推進センターの項の次に次のように加える。	徳 島	農 林
徳島県徳島県土整備事務所	徳 島	土 整 備
徳島県古野川県土整備事務所	徳 古 野 川	土 整 備
徳島県阿南県土整備事務所	徳 古 野 川 阿 南	土 整 備
徳島県美波県土整備事務所	徳 古 野 川 阿 南 美 波	土 整 備
徳島県美馬県土整備事務所	徳 古 野 川 阿 南 美 波 馬	土 整 備
徳島県三好県土整備事務所	徳 古 野 川 阿 南 美 波 馬 三 好	土 整 備
徳島県南部出納室	徳 島 南 部	出 納
徳島県西部出納室	徳 島 西 部	出 納

別表第一 徳島県南部総合県民局の項及び徳島県西部総合県民局の項を削る。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県訓令第第八号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター等
各 総合県民局

徳島県魅力度向上推進チーム設置規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県魅力度向上推進チーム設置規程

(設置)

第一条 にぎわいの創出に資する交流拠点施設の整備及びコンテンツの拡大等による本県の魅力度の向上に係る取組を、迅速かつ着実に実施するための全庁的な推進体制を構築するため、徳島県魅力度向上推進チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(構成等)

第二条 チームは、観光スポーツ文化部交流拠点戦略課及び観光政策課にぎわい創出室並びに県土整備部都市計画課及び営繕課をもって構成する。

2 知事戦略局交流拠点整備担当部長は、チームの事務をつかさどる。

3 知事は、必要に応じて、職員のうちからチームリーダーを指名する。

4 チームリーダーは、部局横断的な事業の推進に係る企画及び総合調整を行う。

(雑則)

第三条 この規程に定めるもののほか、チームに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。